



埼玉県報

第397号
令和5年(2023年)
3月22日
水曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(行政・デジタル改革課)
- 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例のあらまし(県営競技事務所)
- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(共助社会づくり課)
- 埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例のあらまし(福祉政策課)
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例のあらまし(障害者支援課)
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例のあらまし(産業支援課)
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例のあらまし(金融課)
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例のあらまし(農業支援課)
- 埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例のあらまし(森づくり課)
- 本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例のあらまし(森づくり課)
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(建築安全課)
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例のあらまし(教委・総務課)
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(交通総務課)
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(交通規制課)

条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例(行政・デジタル改革課)
- 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例(県営競技事務所)
- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例(共助社会づくり課)

- 埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（福祉政策課）
- 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（障害者支援課）
- 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（産業支援課）
- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（金融課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例（農業支援課）
- 埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例（森づくり課）
- 本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例（森づくり課）
- 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（建築安全課）
- 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（教委・総務課）
- 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（県立学校人事課）
- 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（交通総務課）
- 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（交通規制課）

規則

- 埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則（県営競技事務所）
- 埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則（共助社会づくり課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則（農業支援課）
- 埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則（公園スタジアム課）

訓令

- 埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令（県立学校人事課）

告示

- 予算の公表（財政課）
- 予算の公表（財政課）
- 第5次県庁LANシステム機器賃貸借に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程の一部を改正する告示（共助社会づくり課）
- 特定非営利活動促進法の規定による閲覧又は謄写に関する規程の一部を改正する告示（共助社会づくり課）
- 平成20年埼玉県告示第491号の一部を改正する告示（共助社会づくり課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の品質の確保等に関する法律の規定による登録事項の変更に関する告示（病虫害防除所）
- 肥料の登録の失効に関する告示（病虫害防除所）
- 埼玉県農業振興資金についての告示の一部改正（農業支援課）
- 秩父都市計画道路の変更（都市計画課）
- 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物を定める告示の廃止（建築安全課）
- 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分を定める告示の廃止（建築安全課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道熊谷羽生線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 令和4年度包括外部監査結果報告の公表（監査第一課）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（財政課）

一 趣旨

建築基準法等の一部改正等に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等の額を定め、及び介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料等の額の改定等するための改正

二 内容

(一) 建築基準法等の一部改正に伴う手数料の新設等

(例) 高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料

十六万円

(二) 手数料の額の改定

(例) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の改定

現行 千八百円

改正後 千四百円

(三) 規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(一)の一部は公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（行政・デジタル改革課）

一 趣旨

児童虐待防止対策の強化及びポストコロナ社会の構築のため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

知事の事務を補助する職員

七千六十人 ↓ 七千百三十八人（+七十八人）

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四号）

（人事課）

一 趣旨

知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正

二 内容

知事の期末手当を支給しない期間を令和五年八月三十日まで延長

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（県営競技事務所）

一 趣旨

競輪場の活性化を図るため、入場者から徴収する入場料の額の下限を廃止するための改正

二 内容

入場料の額の下限を廃止

競輪場の入場者から徴収する入場料の額

現行 百円以上五千百円以下において規則で定める額

改正後 五千百円以内において規則で定める額

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第六号）（共助社会づくり課）

一 趣旨

電磁的方法による情報処理の促進及び県民の利便性の向上を図るため、特定非営利活動法人等に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするための改正を行う。

二 内容

- (一) 特定非営利活動促進法第十条第一項第二号ハに規定する「各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの」として、「住民票の写し」を提出することとしているが、住民基本台帳ネットワークの利用が可能な場合には、「住民票の写し」を不要とする条項を追加する。
- (二) 特定非営利活動法人等に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により申請、通知を行うことができる規定の追加
- (三) 法改正に伴う規定の整備

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし、二(三)については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七号）（福祉政策課）

一 趣旨

高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする旨を定める等するための改正

二 内容

- (一) 県は、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (二) 県は、(一)の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び(一)に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。
- (三) 県、県民及び事業者は、相互に協力し、(一)の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。

三 施行期日

令和五年十一月一日

本号で公布された条例のあらまし

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第八号）（障害者支援課）

一 趣旨

厚生労働省令「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴う条例の一部改正

二 内容

指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準の改正

- (一) 安全点検等による安全計画策定の取組
- (二) 送迎車両での児童等の所在確認及び見落とし防止のための装置設置の取組
- (三) 感染症や災害時の対応に向けた計画策定の取組
- (四) 懲戒権に関する規定の削除

三 施行期日

令和五年四月一日

ただし一部経過措置あり。二(一)及び(二)の一部については令和六年三月三十一日、二(四)については公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第九号）（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターに導入する試験研究機器の使用料及び試験に係る手数料を定めるとともに、近年老朽化した機器を条例から削除するための改正

二 内容

(一) 使用料

次の二点を条例に追加する

- ・高精度万能材料試験機（一〇〇キロニュートン） 一時間 一、七一〇円
- ・高精度万能材料試験機（三〇〇キロニュートン） 一時間 一、四九〇円

(二) 手数料

次の三点を条例に追加する

- ・高精度万能材料試験機による強度試験
 - 一〇〇キロニュートンの試験機によるもの 一試料一項目 四、一三〇円
 - 三〇〇キロニュートンの試験機によるもの 一試料一項目 四、〇八〇円
- ・平面ミリング装置による調製 一試料 九一〇円

(三) 次の十五点を条例から削除する

使用料

- ・万能材料試験機（一〇〇キロニュートン、五キロニュートン、一〇〇〇ニュートン）
- ・万能材料試験機（二五〇キロニュートン）
- ・ビデオ式非接触伸び計
- ・レオメータ
- ・エクステンソグラフ
- ・色彩分析システム
- ・近赤外分析計
- ・レーザ干渉測長機
- ・トレッドミル
- ・熱伝導率計
- ・KESシステム
- ・自動滴定システム

・パソコン制御式車椅子エルゴメータ

手数料

・万能材料試験機による強度試験

一〇〇キロニュートンの試験機によるもの

・万能材料試験機による強度試験

二五〇キロニュートンの試験機によるもの

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十号）（金融課）

一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改

正

二 内容

基金の設置期間

「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十一号）

（農業支援課）

一 趣旨

近年頻発している局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助成措置の拡充等を行うための改正

二 内容

（一）特別災害の指定要件の緩和

一市町村における被害程度三十%以上の被害金額が一定の金額を超えた災害も特別災害として指定できるよう要件を追加する。

（二）支援対象市町村の要件の見直し

県費補助の対象となる市町村について、特別災害により被害程度三十%以上の被害を受けた農業者が所在する市町村が全て対象となるよう要件を見直す。

（三）助成措置の拡充

被害を受けた農業用生産施設の撤去に対する補助を追加する。

三 施行期日

公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害特別措置条例の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十二号）（森づくり課）

一 趣旨

埼玉県県民の森の効率的な運営を図るための業務内容の見直しに伴い、展示室を廃止するための改正

二 内容

展示室の利用に関する業務を廃止

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（森づくり課）

一 趣旨

本多静六博士育英基金の効率的な運用を図るため、同基金に本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額を積み立てることができるようにするための改正

二 内容

本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額を、本多静六博士育英基金に積立てることができる規定を新設

三 施行期日

公布の日

本号で公布された条例のあらまし

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十四号）（建築安全課）

一 趣旨

建築基準法の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理するための改正

二 内容

処理する事務範囲の拡大（一事務）

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（教委・総務課）

一 趣旨

県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進等に
対処するため、職員の定数を改定するものである。

二 内容

埼玉県教育委員会事務局職員

七百二十六人 ↓ 七百二十九人（十三人）

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十六号）（県立学校人事課）

一 趣旨

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正

二 内容

学校職員の定数の改定

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十七号）（交通総務課）

一 趣旨

特定自動運行の許可制度の新設に伴い、同許可の申請及び運行計画の変更許可の申請に対する審査に係る手数料を定めるための改正

二 内容

別表第七号の表第一号の八の次に次の二号を加える。

一の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円
一の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円

三 施行期日

令和五年四月一日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十八号）（交通規制課）

一 趣旨

信号機の基準について歩行者用青信号に従って通行する対象に遠隔操作型小型車を追加することに伴う基準の改定をするための改正

二 内容

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

三 施行期日

令和五年四月一日

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第二号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第百十六号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 五千元

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五万二千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万四千円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万九千円

(三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万千円

(四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 九万四千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十四万九千円

- (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
十八万八千円
- (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
二十三万五千円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
四万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
四万四千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
八万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十三万五千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
二万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
二万二千元
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
三万八千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
六万六千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
十二万千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
十八万三千元
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千円
 - (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三十三万四千円
 - (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 四十三万二千円
 - (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六十一万六千円
 - (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七十五万九千円
 - (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 八十九万八千円
 - (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 百二十四千円
- ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十万二千円
 - (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十三万円
 - (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十七万千円
 - (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十七万七千円
 - (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十六万二千円
 - (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十三万五千円
 - (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

- (1) 一戸建ての住宅 二千五百円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二万六千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 四万七千円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 九千五百円
- (三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 一万五千五百円
- (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万七千円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 七万四千五百円
- (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 九万四千円
- (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十一万七千五百円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千五百円

-
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
の
十一万五千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
十六万五千円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十
条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ
次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のも
の 三万三千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のも
の 六万五百円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千円
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十
条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物
の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの
十六万七千円
- (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
二十一万六千円
- (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
三十万八千円
- (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十七万九千五百円
- (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の
もの 四十四万九千円
- (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千円
- ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十
条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物
の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
-

(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	五万円
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	六万五千元
(3)	床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	八万五千五百円
(4)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十三万八千五百円
(5)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	十八万円
(6)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	二十一万七千五百円
(7)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	二十五万五千元

別表都市整備部の項第二十号中「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)」を削る。

別表都市整備部の項第二十一号中「第百二十五号イ(2)及びロ(2)」を「第百二十五号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」に、「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの		
(1)	一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	二万円
(二)	床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	二万二千元
(2)	住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額	
(一)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万八千元
(二)	床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	六万六千元
(三)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十二万円
(四)	床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十八万三千元

別表都市整備部の項第二十二号中「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二

号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円

(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
の 三万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
の 六万五百円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千円

別表都市整備部の項第二百五号中「(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)までにおいて同じ。)」を削る。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第二十号中「第七十六号」を「第七十七号」に改め、同条第二十一号中「第七十七号」を「第七十八号」に改め、同条第二十二号中「第七十八号」を「第七十九号」に改め、同条第二十三号中「第七十九号」を「第八十号」に改め、同条第二十四号中「第八十号」を「第八十一号」に改め、同条第二十五号中「第八十一号」を「第八十二号」に改め、同条第二十六号中「第八十五号」を「第八十六号」に改める。

別表福祉部の項第十五号中「千八百円」を「千四百円」に改める。

別表保健医療部の項第二百一十一号中「七百元」を「七百三十円」に、「三百円」を「三百四十円」に改める。

別表県土整備部の項第四号中「事務」の下に「(インターネットを利用して表示する場合を除く。)」を加える。

別表都市整備部の項第一号中「第一百七号イ及び第二百二十二号イ」を「第一百八号イ及び第二百二十三号イ」に改め、同項第五号中「第一百十号ハ、第一百七号ハ及び第二百二十二号ハ」を「第一百一十号ハ、第一百十八号ハ及び第二百二十三号ハ」に

改め、同項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	二万七千円
--	-------------------	-------

別表都市整備部の項第二十九号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同項中第二百二十六号を第二百二十七号とし、第二百十五号を第二百二十六号とし、同項第二百二十四号中「第二百二十二号金額の欄イ」を「第二百二十三号金額の欄イ」に、「第二百二十二号金額の欄ロ」を「第二百二十三号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十三号中「第二百一十一号金額の欄」を「第二百二十二号金額の欄」に改め、同号を同項第二百二十四号とし、同項中第二百二十二号を第二百二十三号とし、同項第二百一十一号中「第二百一十三号イ(2)」を「第二百二十四号イ(2)」に、「第二百一十五号イ(2)」を「第二百一十六号イ(2)」に改め、同号を同項第二百二十二号とし、同項第二百二十号中「第二百一十六号」を「第二百二十七号」に改め、同号を同項第二百一十一号とし、同項第二百十九号中「第二百一十七号金額の欄イ」を「第二百一十八号金額の欄イ」に、「第二百一十七号金額の欄ロ」を「第二百一十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十号とし、同項中第二百一十八号を第二百十九号とし、第二百十三号から第二百一十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百一十二号中「第二百一十号金額の欄イ」を「第二百一十一号金額の欄イ」に、「第二百一十号金額の欄ロ」を「第二百一十一号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百一十三号とし、同項中第二百一十一号を第二百一十二号とし、第二百一十号を第二百一十一号とし、同項第二百九号中「第二百一十一号」を「第二百一十二号」に、「第二百一十二号」を「第二百一十三号」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項中第二百一十八号を第二百一十九号とし、「第八十五号」に改め、同号を同項第九十号とし、同項中第八十八号を第八十九号とし、第三十三号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 建築基準 法第五十八条第 二項の規定に基 づく建築物の高 さの最高限度の 特例の許可の申 請に対する審査	高度地区 内におけ る建築物 の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料	十六万円
--	--	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表福祉部の項及び保健医療部の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第四十五号）附則第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合の手数料については、第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千六十人」を「七千百三十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四号

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の期末手当の特例に関する条例（令和三年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年八月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五号

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百円以上五千百円以下」を「五千百円以内」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第六号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（次条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（次条において単に「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

第二条の次に次の一条を加える。

（役員の変更等の届出に係る提出書類の特例）

第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

第八条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等）

第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

（知事が行う電子情報処理組織による処分通知等）

第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、規則で定める方式とする。

第十三条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）」を「情報通信技術活用法」に改め、「法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧に代えてこれらの書面等に係る」を削り、「縦覧又は閲覧」を「縦覧等」に改める。

第十六条第一項中「第五十二条第四項」の下に「、同条第五項」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第七号

埼玉県福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用の推進）

第八条の二 県は、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することが重要であることに鑑み、高齢者、障害者等のための駐車施設の適正な利用を推進するため、利用証の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、事業者の協力の下、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設のほか、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる駐車施設の確保及び同項に規定する利用証の交付を受けた者によるこれらの駐車施設の優先的な利用の確保に努めるものとする。

3 県、県民及び事業者は、相互に協力し、第一項の駐車施設を円滑に利用することができるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、令和五年十一月一日から施行する。

2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、この条例による改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例について見直しを行うものとする。

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第八号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

第一条 児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十四条の五中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第五十八条中「、第四十六条」を削る。

第七十条中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第八十条中「第三項」を「第四項」に改める。

第三百三十四条を次のように改める。

第三百三十四条 削除

第四百四十八条中「、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と」を削る。

第六百六十条を次のように改める。

第六百六十条 削除

第二条 児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第四十条の三に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第三十八条の二」と」の下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第五十八条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条の二中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条中「、第四十一条から」を「から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条の九中「第四十一条から」を「第四十条の二から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と」を加える。

第八十八条中「第四十一条、」を「第四十条の二から第四十一条まで、」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と」を加える。

第二百二十八条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第二百二十八条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第二百二十八条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第三十七条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第三十五条の二」との下に「、第二百二十八条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の二」と、第二百二十八条の三中「第三十七条の三」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の三」とを加える。

第五十四条第一項中「次条」の下に「及び第六十条の二」を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を加える。

第五十四条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第五十四条の三 安全計画の策定等に係る基準は、省令第六条の三に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十四条の四 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第六条の四に規定する基準の例によることとする。

第六十条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第六十条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第六十条の二の見出しを削り、同条中「業務継続計画」を「障害児入所施設等における業務継続計画」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第三項中ハ及びニを削り、ホをハとし、その次に次のように加える。

ニ 高精度万能材料試験機（一〇〇キロニュートン）	一時間	一、七一〇円
ホ 高精度万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	一時間	一、四九〇円

別表第一第一号の表第三項中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第四項中ニを削り、ホをニとし、へからヲまでをホからルまでとし、同表第五項中ロを削り、ハをロとし、ニからチまでをハからトまでとし、リを削り、ヌをチとし、ルからムまでをリからナまでとし、ウを削り、ヰをラとし、ノからクまでをムからヰまでとし、ヤを削り、マをノとし、ケをオとし、フを削り、コをクとし、エからアまでをヤからケまでとし、同表第八項中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タを削り、レをヨとし、ソをタとし、同表第九項中ワを削り、カをワとし、ヨをカとし、タを削る。

(2) 万能材料試験機による強度試験		試験機によるもの	試験機によるもの	試験機によるもの	試験機によるもの
一〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	八一〇	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、一一〇
一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、九一〇	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、二三〇
	一項目			一項目	

別表第二第一号の表第二項中

(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	(3) 衝撃試験		の試験機に よるもの
				式試験機に よるもの	シャルピー 式試験機に よるもの	
一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一測定 一試料	一測定 一試料	一測定 一試料	一、一〇〇円
一、〇七〇	八五〇	七五〇	七一〇	二、七一〇		

円	円	円	円	円
を				
(4) 衝撃試験	(3) 高精度 万能材料 試験機に よる強度 試験	(2) 万能材 料試験機 による強 度試験	の試験機に よるもの	
			二〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの	一〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの
式試験機に	三〇〇キロ ニュートン の試験機に よるもの	二〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの	一〇キロニ ュートンの 試験機によ るもの	の試験機に よるもの
一測定	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料	一項目 一試料
一、一〇〇円	四、〇八〇円	三、一一〇円	四、一三〇円	

に改め、同表第

円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

(8) 滑脱抵抗力試験	(7) 摩耗強さ試験	(6) 引裂強さ試験	(5) 硬さ試験	よるもの	
				式試験機に よるもの	アイゾット よるもの
一項目	一項目	一項目	一測定	一試料	一試料
一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円		二、七一〇円

七項中

(9) 精密研磨器による調製	三〇分	二、六一〇円
----------------	-----	--------

を

(9) 精密研製	(10) 平面ミよる調製
----------	--------------

磨器による調	三〇分	二、六一〇円
リング装置に	一試料	九一〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十一号

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「補助対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特別災害（次条第一項に規定する特別災害をいう。以下本条において同じ。）による農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上である農業者
- 二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者
- 三 特別災害によるその管理するビニールハウス、果樹だな、畜舎その他の農業用生産施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百二十二号）第一条の三に規定する施設を除く。）で知事が指定するもの（以下「指定農業用生産施設」という。）の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者

第二条第二項中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「融資対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する旨の市町村長の認定を受けた者をいう。

- 一 特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該農作物、畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である農業者

二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者

三 特別災害によるその管理する指定農業用生産施設の種類ごとの損壊等による

損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者

第三条第一項に次の一号を加える。

五 次に掲げる損失の額の合計額が、一の市町村の区域内において規則で定める額を超えることとなった災害

イ 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けたほ場における当該損失の額

ロ 畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受けた農業者における当該損失の額

ハ 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時において栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

ニ 指定農業用生産施設に被害時において管理する当該指定農業用生産施設の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

第四条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定農業用生産施設の撤去作業についての補助

第五条第一項中「同条第七号」を「同条第八号」に改め、「（第三条第一項各号の一に該当する災害を受けた市町村をいう。以下同じ。）」を削り、「当該市町村の区域内においてほ場を耕作する農業者で、特別災害により、当該ほ場に係る農作物の減収量がその農作物の平年における収穫量の百分の三十以上となったもの」を「当該市町村の区域内における補助対象農業者」に改める。

第十条中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例の規定は、同日以後に発生した災害について適用する。

条 例

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十二号

埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例

埼玉県県民の森条例（昭和五十六年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、展示室」を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十三号

本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例

本多静六博士育英基金条例（昭和三十九年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 中津川県有林のうち、本多静六博士の寄附に係る地域の人工林の立木売払代金の百分の三十に相当する額に天然生林の立木売払代金から当該売払に要した経費を差し引いた額を加えた額
- 二 当該積立てをする年度の本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第四十四条第一項第三号」の下に「、第十二条第六項第三号」を加え、「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項」の下に「、第五十八条第二項」を加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十五号

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十六人」を「七百二十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十六号

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

	学校種別	職員種別	
その他の職員	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	七、八〇二人	一、三七二人
	県立及び市町村立の特別支援学校	四、五四四人	五〇六人
	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）	九、七四九人	五一人
	市町村立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	一七、一〇五人	一、〇〇六人
	校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）		

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八〇二人」とあるのは「七、八六五人」と、「九、七四九人」とあるのは「九、八五三人」とする。

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十七号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第一号の八の次に次の二号を加える。

一の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円
一の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

条 例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十八号

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項及び第二項を次のように改める。

埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号。以下「条例」という。）第四条の規則で定める額は、零円とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別観覧席、サービスセンター有料席及びロイヤル席（以下これらを「特別席」という。）に係る入場料は、次の表のとおりとする。

競輪場名	開催区分		座席区分			入場料
	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	
大宮競輪場	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三〇〇〇円
			サービスセンター有料席			
			特別観覧席			
西武園競輪場	本場	本場以外	特別観覧席	サービスセンター有料席	特別観覧席	三〇〇〇円
			ロイヤル席			
			特別観覧席			

第五十四条第三項及び第五項中「入場料」を「特別席に係る入場料」に改める。

第五十六条の見出しを「（特別席に係る無料入場者の範囲）」に改め、同条第一項中「入場料」を「特別席に係る入場料」に改め、同項第八号中「本場内」を「競輪場内」に改め、同条第二項中「本場に入場しよう」を「特別席を利用しよう」に改める。

第五十七条第一項中「本場内」を「競輪場内」に改める。

第五十八条を次のように改める。

（入場券の改札等）

第五十八条 場内取締委員は、特別席を利用しようとする者及び特別席を利用して入場料を交付されない者を除く。）
第五十四条第三項ただし書の規定により入場券を交付されない者を除く。）
に対しては、入場券の改札及び検札並びに無料入場証の検査を行うことができる。

2 場内取締委員は、競輪場内の施設の管理上必要があると認めるときは、競輪場

に入場しようとする者及び競輪場内にいる者に対しては、き章、腕章及び通行証の検査を行うことができる。

第六十一条の見出しを「（入場禁止等）」に改め、同条第二項中「本場への入場」を「特別席の利用」に改める。

第六十二条の見出しを「（退場命令等）」に改め、同条第二項中「本場に入っている」を「特別席を利用して」に、「退場」を「利用の停止」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定により利用の停止を命ぜられた者は、その日においては、再び特別席を利用することができない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十四年埼玉県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項を削る。

第十八条第二項を削る。

第二十条第二項を削る。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

様式第四号の備考中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則（平成十年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中「法第十条第四項」を「特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。

以下「法」という。）第十条第四項」に改める。

第三条第二項を削る。

第四条第二項を削る。

第五条第二項を削る。

第六条第二項を削る。

第七条第二項を削る。

第八条第二項を削る。

第十三条第二項を削る。

第十五条第四項を削る。

第十七条第三項を削る。

第十八条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）

第十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と条例第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であつて当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の二の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

二 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第十八条の三 条例第十二条の三第一項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第一項の電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の三第一項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を知事の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 条例第十二条の三第二項の規則で定める方式は、次に掲げる方式のいずれかとする。

一 第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出

様式第一号の備考4中「〔3号〕」を削る。

様式第二号の備考4を次のように改める。

4 この書印には、修正後の書類を添付すること。

様式第三号の備考2中「〔証明書1部及び写し2部〕」及び「〔3号〕」を削る。

様式第四号の備考6中「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第五号の備考3中「〔1号〕」及び「〔3号〕」を削り、同様式の備考4(1)中「〔3号〕」を削る。

様式第六号の備考3中「〔1号〕」及び「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第七号の備考2中「〔証明書1部及び写し2部(非所轄法人は、証明書1部)〕」を削る。

様式第八号の備考2中「〔3号(非所轄法人は、1部)〕」を削る。

様式第十四号の備考4中「〔3号〕」を削る。

様式第十六号の備考6、様式第十七号の備考5、様式第十八号の備考6、様式第二十号の備考2及び様式第二十二号の備考3中「〔2号〕」を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十号

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則(昭和五十三年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第一項」を「第二条第一項第三号」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 果樹だな(防鳥網施設及び多目的防災網施設を含む。)及び茶樹の被覆だな
第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第二項中「第四条第八号」を「第四条第九号」に改め、同条を第三条とし、
第一条の次に次の一条を加える。

(特別災害の指定基準)

第二条 条例第三条第一項第五号の規則で定める額は、二千万円とする。

別表第一中「(第二条関係)」を「(第三条関係)」に改め、同表病害虫の防除用農薬購入費補助の項中「第五条第一項」を「第二条第一項」に、「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「同じ。」の下に「又は損失率(果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額に占める割合をいう。以下同じ。)」を加え、同表樹勢又は草勢の回復用肥料購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「被害率」の下に「又は損失率」を加え、同表代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、同表蚕種の購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「以上」の下に「又は損失率百分の三十以上」を加え、同表苗木の購入費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に、「果樹のほ場」を「果樹、茶樹、桑樹等の永年作物のほ場又は損失率百分の三十以上のほ場」に、「市町村」を「市町村が」に改め、同表樹勢の更新費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「以上」の下に「又は損失率百分の三十以上」を加え、「中刈り若しくは台刈り」を「中切り又は台切り」に改め、同表種苗又は桑葉の輸送費補助の項中「農業者」を「補助対象農業者」に改め、「桑樹のほ場」の下に「又は損失率百分の三十以上の桑樹のほ場」を加え、「種苗若しくは」を「種苗又は」に改め、同表に次の一項を加える。

<p>指定農業用生産施設の撤去作業費補助</p>	<p>補助対象農業者が被害時における価額の百分の三十以上の損失を受けた指定農業用生産施設の撤去作業に要する経費に対し、市町村が、当該経費の十分の十に相当する額又は知事が特別災害の都度定める単位当たりの価額に当該指定農業用生産施設の設置面積を乗じて得た額のいずれか低い額を補助するのに要する経費</p>	<p>当該補助に要する経費の二分の一以内</p>
--------------------------	--	--------------------------

別表第二中「(第二条関係)」を「(第三条関係)」に改める。

別記様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の規定は、同日以後に発生した災害で特別災害に指定されたものについて適用する。

規 則

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県都市公園に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県都市公園に関する規則（昭和三十七年埼玉県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表の備考中三を四とし、同表の備考二の次に次のように加える。

三 自転車競技法に基づく自転車競技として双輪場を利用する場合は、表の金額にかかわらず、一開催ごとに勝者投票券売上金額の百分の四・四（通信回線を経由した電話機その他の端末機器による勝者投票券売上金額にあつては、百分の二・二）に相当する額とする。

別表第一第二号中イを削り、ロをイとし、ハをロとする。

第二条 埼玉県都市公園に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表の備考三中「百分の四・四」を「百分の五・二八」に、「百分の二・二」を「百分の二・六四」に改め、同表の備考四中「百分の二・二」を「百分の二・六四」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六

号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立児玉白楊高等学校の項及び県立飯能南高等学校の項を削り、同表県立戸田かけはし高等特別支援学校の項の次に次のように加える。

県立岩槻はるかぜ特別支援学校

岩 は 特

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十四号

埼玉県議会令和五年二月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計補正予算（第十号）、令和四年度埼玉県公債費特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県証紙特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県市町村振興事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県国民健康保険事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県用地事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県県営住宅事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計補正予算（第一号）、令和四年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県工業用水道事業会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算（第二号）、令和四年度埼玉県地域整備事業会計補正予算（第二号）及び令和四年度埼玉県流域下水道事業会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十五号

埼玉県議会令和五年二月定例会において議決された令和五年度埼玉県一般会計予算並びに令和五年度の埼玉県の特別会計予算及び公営企業会計予算を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

第5次県庁LANシステム機器賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年2月1日（木）から令和11年1月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務効率化推進担当 千木良、高橋 電話048-830-2282
(直通) 電子メールa2290-04@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

秘密保持誓約書の提出を行った者に対して、電子メールにより交付する。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年4月25日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年4月24日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年4月24日（月）午後5時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和5年4月25日（火）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年4月13日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年3月27日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of the 5th Prefectural LAN System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, April 25, 2023

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Monday, April 24, 2023

(3) Date, Time, and Place of Bidding:

11:00 a.m., Tuesday, April 25, 2023

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance

(4) Contact Information:

Work Efficiency Promotion Group

Information Systems Strategy Division, Department of Planning and
Finance, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

Email: a2290-04@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第三百十七号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程の一部を改正する告示
特定非営利活動促進法の規定による縦覧に関する規程（平成十年埼玉県告示第千四百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「縦覧」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧に限る。次条及び第三条において単に「縦覧」という。）」を加える。

第二条中「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十八号

特定非営利活動促進法の規定による閲覧又は謄写に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

特定非営利活動促進法の規定による閲覧又は謄写に関する規程の一部を改正する告示

特定非営利活動促進法の規定による閲覧又は謄写に関する規程（平成十年埼玉県告示第四百十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「謄写（」の下に「知事に置かれる機関の事務所における閲覧又は謄写に限る。」を加える。

第二条中「午後四時」を「午後四時三十分」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百十九号

平成二十年埼玉県告示第四百九十一号（特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による縦覧の場所について）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示文中「基づく縦覧」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧に限る。以下同じ。）」を、「基づく縦覧又は謄写」の下に「（知事に置かれる機関の事務所における縦覧又は謄写に限る。以下同じ。）」を加える。

告示

埼玉県告示第三百二十号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和五年三月二十日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
堀ノ内病院	埼玉県新座市堀ノ内二丁目九番三十一号	令和八年三月十九日
医療法人社団草芳会三芳野第2病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番地十六	同右
医療法人E M S 酒井救急クリニック	埼玉県越谷市大字大竹五百六十一番地八	同右
自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁目八百四十七番地	同右
医療法人財団ヘリオス会ヘリオス会病院	埼玉県鴻巣市広田八百二十四番地の一	同右
医療法人財団聖蹟会埼玉県央病院	埼玉県桶川市大字坂田千七百二十六番地	同右
北里大学メディカルセンター	埼玉県北本市荒井六丁目百番地	同右
丸木記念福祉メディカルセンター	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷三十八	同右
大谷整形外科病院	埼玉県東松山市大字下野本五百十七番地	同右
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	同右
小林病院	埼玉県入間市宮寺二千四百十七番地	同右

医療法人社団心志会本庄 駅前病院	埼玉県本庄市駅前一丁目二番三 十二号	令和八年三 月十九日
医療法人花仁会秩父病院	埼玉県秩父市和泉町二十番	同右

告 示

埼玉県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店熊谷店

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） ヤマダ電機テックランド熊谷バイパス店

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一外

（変更後） 万代書店熊谷店

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一外

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前） 株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地十一

（変更後） 株式会社トレジャー 代表取締役 井出浩二

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一

ハ 変更年月日

平成二十九年四月一日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十日

二 縦覧期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店熊谷店

埼玉県熊谷市大字肥塚六百四十二番地一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前十時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分まで

（変更後）午前九時三十分から翌午前零時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年十一月十一日

ニ 届出年月日

令和五年三月十日

二 縦覧期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月二十二日から令和五年七月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百二十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和四年五月二日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇六号
肥料の種類	なたね油かす及びその粉末
肥料の名称	なたね油かす粉末
保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・九 加里全量 一・〇
生産業者の氏名又は名称及び住所	米澤製油株式会社 埼玉県熊谷市上之 二千七百九十三番 地

告示

埼玉県告示第三百二十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条第一項の規定により、令和四年八月二日付けで次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第七〇七号
肥料の種類	乾燥菌体肥料
肥料の名称	マモールX
保証成分量（%） その他の規格	窒素全量 五・〇 りん酸全量 三・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は公定 規格のとおり
生産業者の氏名又は 名称及び住所	ワイケーマックス株式会社 埼玉県大里郡寄居 町大字桜沢六百六 十三番地一

告示

埼玉県告示第三百二十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県第 六〇六号	肥料の種類	消石灰	肥料の名称	60・ 0消石 灰	保証成分量 （%）その他 規格	アルカリ分 六〇・〇	登録の有効期限	令和十年 二月十四 日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	岩水石灰工業株式 会社 静岡県浜松市浜北 区根堅二千三百四 十五番地
登録番号	埼玉県第 六三一号	肥料の種類	加工家 さんふん 肥料	肥料の名称	ダイホ ウ有機 1号	保証成分量 （%）その他 規格	窒素全量 七・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	登録の有効期限	令和十年 三月十六 日	生産業者の氏名 又は名称及び住所	大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座 三丁目四番一号

<p>埼玉県第 四六七号</p>	<p>埼玉県第 七〇〇号</p>	<p>埼玉県第 六三二号</p>
<p>炭酸カル シウム肥 料</p>	<p>乾燥菌 体肥料</p>	<p>加工家 さんふん 肥料</p>
<p>55武 甲炭酸 カルシ ウム肥 料</p>	<p>マモ ー ルC</p>	<p>ダイホ ウ有機 2号</p>
<p>アルカリ分 五五・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・五 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>	<p>窒素全量 六・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり</p>
<p>令和十年 三月二十 四日</p>	<p>令和七年 二月二十 五日</p>	<p>令和十年 三月十六 日</p>
<p>秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号</p>	<p>ワイケーマックス株 式会社 埼玉県大里郡寄居 町大字桜沢六百六 十三番地一</p>	<p>大鳳商事株式会社 東京都中央区銀座 三丁目四番一号</p>

埼玉県第 六〇七号	埼玉県第 六九二号	埼玉県第 五八六号
米ぬか油 かす及び その粉末	混合有 機質肥 料	消石灰
5・5 米ぬか 油かす 粉末	園芸有 機入り 46号	防散消 石灰
窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・〇	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	アルカリ分 六五・〇
令和十年 七月十九 日	令和七年 七月二十 一日	令和十年 五月十四 日
ボーソー油脂株式 会社 東京都中央区日本 橋本石町四丁目五 番十二号	朝日アグリア株式 会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号

五九一号 埼玉県第	五八九号 埼玉県第	四八九号 埼玉県第	六三三号 埼玉県第	四八八号 埼玉県第
消石灰	乾燥菌 体肥料	消石灰	消石灰	消石灰
防散消 石灰	乾燥菌 体肥料 52号	72菱 印特選 消石灰	アグリ 72	最上特 選消石 灰
アルカリ分 七二・〇	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	アルカリ分 七二・〇	アルカリ分 七二・〇	アルカリ分 七二・〇
令和十年 十一月三日	令和七年 十月五日	令和十年 八月九日	令和十年 八月十一日	令和十年 八月九日
菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二	朝日工業株式会社 埼玉県児玉郡神川 町渡瀬二百二十二 番地	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号

六六〇号	埼玉県第
体肥料	乾燥菌
号	東水一
格のとおり 項は、公定規 他の制限事 の他の制限事 最大量及びそ る有害成分の 含有を許され 一・〇 りん酸全量 五・五 窒素全量	
五日	令和七年 十二月十
丁目十三番四十号	東洋水産株式会社 東京都港区港南二

告示

埼玉県告示第三百二十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、同法第十六条第一項第六号の事項に係る変更の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	変更事項	変更内容	
埼玉県第 六八九号	炭酸カルシウム肥料	有限会社タナカ鉄工 代表者の変更	変更前 田中 育生	変更後 田中 靖教
埼玉県第 六八二号	副産石灰肥料	キューピータマゴ株式会社 代表者の変更	変更前 高宮 満	変更後 扇田 博昭
埼玉県第 四七五号	生石灰	菱光石灰工業株式会社 代表者の変更	変更前 小澤 教良	
埼玉県第 四七六号	消石灰			
埼玉県第 四七七号	消石灰		変更前	変更後 水野 達郎
埼玉県第 四七八号	炭酸カルシウム肥料		変更後	

六七〇 埼玉県第	六六九号 埼玉県第	六四九号 埼玉県第	五九一号 埼玉県第	五二三号 埼玉県第	五〇〇号 埼玉県第	四八九号 埼玉県第	四七九号 埼玉県第
消石灰	消石灰	生石灰	消石灰	消石灰	生石灰	消石灰	炭酸カルシウム肥料
菱光石灰工業株式会社 代表者の変更							
変更後				変更前			
水野 達郎				小澤 教良			

埼玉県第 六七八号		埼玉県第 七〇三号		埼玉県第 六九〇号		埼玉県第 六八五号		埼玉県第 六〇七号		埼玉県第 六九五号	
消石灰		混合有機質 肥料		混合有機質 肥料		混合有機質 肥料		米ぬか油か す及びその 粉末		乾燥菌体肥 料	
日本肥料株式 会社		濱崎 雅幸		兼松アグリテ ック株式会社 代表者の変更		加藤 勇		ボーソー油脂 株式会社		小岩井乳業株 式会社	
代表者の変更								代表者の変更		代表者の変更	
変更後	変更前	変更後		変更前		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
福田 一道	村檉 英男					金子 俊之	川崎 薫	丹羽 大二		村松 道男	

告示

埼玉県告示第三百二十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	埼玉県 第六五一号	肥料の種類	肉かす粉末	肥料の名称	エコパレス・ミール	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 八・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	株式会社パレスホテル 東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
	埼玉県 第六六四号	混合有機 質肥料	混合有機質 肥料42号	保証成分量（％） その他の規格	窒素全量 四・五 りん酸全量 二・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり	生産業者の氏名又は 名称及び住所	朝日アグリア株式会 社 埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地		

<p>第六八五号 埼玉県</p>	<p>第六五二号 埼玉県</p>	<p>第六三九号 埼玉県</p>
<p>混合有機 質肥料</p>	<p>副産動物 質肥料</p>	<p>副産動物 質肥料</p>
<p>2 2 混合有機 3</p>	<p>副産動物質 肥料8号</p>	<p>副産動物質 肥料10号</p>
<p>窒素全量 三・〇 りん酸全量 二・五 加里全量 二・五 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり</p>	<p>窒素全量 八・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり</p>	<p>窒素全量 一〇・〇 含有を許される 有害成分の最大 量及びその他の 制限事項は、公 定規格のとおり</p>
<p>兼松アグリテック株 式会社 茨城県神栖市東深芝 四番地七</p>	<p>埼玉県児玉郡神川町 渡瀬二百二十二番地</p>	<p>朝日アグリア株式会 社</p>

告 示

埼玉県告示第三百二十八号

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号（埼玉県農業振興資金について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

表第三項資金の種類欄中「第二条第一項に規定する被害農業者（条例第三条第一項各号のいずれかに該当する被害を受けた市町村（以下「被害市町村」という。）の区域内では場を耕作する者に限る。）」を「第二条第二項に規定する融資対象農業者」に改める。

表第四項資金の種類欄中「第二条第一項に規定する被害農業者（被害市町村以外の市町村の区域内では場を耕作する者に限る。）」を「第二条第二項に規定する融資対象農業者」に改める。

表第五項を削る。

告 示

埼玉県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百三十号

令和二年埼玉県告示第二百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）は、廃止する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十五号（低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等のうち住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物に係る区分）は、廃止する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 同市大字藤井上組字北藤井九三番一</p>	<p>羽生市大字藤井上組字北藤井九三番 二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・〇〇 〽一三・三二</p>	<p>一一・七四 〽一一・九二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二六・一〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>加須市志多見字上川面一三三番 一地先から</p> <p>同市志多見字上川面一六二番五 地先まで</p>		区 間
<p>一一・二八 〽一一・七七</p>	<p>九・五九 〽一一・二二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二七・〇〇</p>		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県監査委員告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき、包括外部監査人福島清徳から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十二日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	小 川 真一郎
埼玉県監査委員	新 井 豪

令和4年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

農林業振興政策に係る財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 福島 清徳

令和5年3月8日

埼玉県議会議長
埼玉県知事様
埼玉県監査委員

埼玉県包括外部監査人
公認会計士 福島 清徳

令和4年4月1日付け包括外部監査契約第8条に基づき、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件（テーマ）	1
第3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
第4	監査の主な要点	2
第5	監査の主な手続	2
第6	監査の対象機関	2
第7	監査の対象年度	2
第8	監査の実施期間	2
第9	監査従事者	2
第10	利害関係	2
第11	表示数値	3
II	監査の対象	4
第1	令和3年度における県の農林業施策の概要	4
第2	令和3年度における農林水産業に関連する予算状況	5

第 3	基金の状況.....	7
第 4	対象課別一般会計予算.....	7
第 5	埼玉県 of 機構図（知事部局のみ）及び農林部の構成.....	8
III	監査の結果.....	9
第 1	指摘及び意見一覧.....	9
第 2	監査全体に対する所見.....	11
第 3	各課別の監査結果.....	12
1.	農業政策課.....	12
(1)	埼玉県農林水産業振興基本計画策定事業.....	12
(2)	農林公園管理事業.....	15
(3)	農業委員会等補助事業.....	19
(4)	農業技術研究センター事業.....	21
2.	農業ビジネス支援課.....	25
(1)	農地中間管理事業.....	25
(2)	経営体育成条件整備事業.....	28
(3)	埼玉ブランド農産物推進事業.....	33
(4)	埼玉農産物輸出総合サポート事業.....	36
3.	農産物安全課.....	40
(1)	S-GAP 加速化推進事業.....	40
(2)	埼玉エコ農業推進事業.....	44

4. 畜産安全課	47
(1) 特定家畜伝染病防疫体制強化対策事業	47
5. 農業支援課	52
(1) 未来型農業教育環境整備事業	52
(2) スマート農業普及推進事業	55
(3) 農業法人経営継続計画策定支援事業	57
(4) 新規就農総合支援事業	59
(5) 普及活動推進事業	62
(6) 有害動植物防除等体制整備促進事業	64
6. 生産振興課	69
(1) 咲いた 米・みらいプロジェクト推進事業	69
(2) 県産米競争力強化プロジェクト推進事業	71
(3) 狭山茶需要創出促進事業	74
7. 森づくり課	77
(1) 森林・林業基盤の整備事業	77
(2) 森がつなぐ山とまちの未来事業	81
(3) 林業・木材産業構造改革事業	85
(4) 埼玉県農林公社森林整備事業助成費	91
(5) 水源地域の森づくり事業	94
(6) 森林循環利用促進事業	98
(7) 県営林事業	101
(8) 森林計画推進事業	103
(9) 埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業	106

(10) 都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業	110
(11) 木材産業等高度化推進資金貸付事業	116
(12) 県産木材利用拡大事業	118
(13) 林業・木材産業改善資金貸付事業	123
(14) 森林の担い手育成対策事業	127
(15) 森林技術者の確保・育成事業	132
(16) 都市と山村交流の森管理事業	135
8. 農村整備課	144
(1) ほ場整備事業	144
(2) 団体営基盤整備促進事業（土地改良維持適正化事業）	149
(3) 農道整備事業	150
(4) 多面的機能支援事業	152
(5) 高収益農業を実現するほ場整備実証事業	154
(6) 水辺周辺活用事業	156
(7) 防災減災緊急対策事業	159
(8) 農地防災事業	162
(9) かんがい排水事業	166
第4 現場視察	169
(1) 農業技術研究センター	169
(2) 公益社団法人埼玉県農林公社	173
(3) 寄居林業事務所	177

I 包括外部監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

農林業振興政策に係る財務事務の執行について

第3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

1. 農業の現状について

埼玉県は、耕地面積は、73,500ha（令和3年）であり県土面積の約2割を占めている。また、令和2年2月1日時点の埼玉県の総農家数は46,463戸であり、基幹的農業従事者（世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）は37,683人である。総農家数、基幹的農業従事者数いずれも、長期的な減少が続いており、基幹的農業従事者の年齢構成は、65歳以上の割合が72.6%、39歳以下の割合は3.9%と、高齢者の割合が大きい状況である。そのため、県では農業者が減少する中で、農業の競争力や持続性を確保するため、効率的かつ安定的な農業経営の拡大を目的に認定農業者への支援や農業経営の法人化に取り組んでいる。また、農業を担う新たな人材を確保するため、就農相談窓口や休日就農相談会、就農希望地で実践的な就農研修を行う明日の農業担い手育成塾など様々な就農支援を行っている。

2. 林業の現状について

埼玉県の森林面積は119,779ha（平成28年）であり、県土面積の約3割を占めている。そのうち民有の人工林の面積は56,964haであり、この約8割が木材として利用可能な林齢に達しているにもかかわらず、木材価格の低迷などにより伐採されず、再造林される面積が少ない状況である。そのため、二酸化炭素の吸収など森林の公益的機能を発揮する観点からも、森林資源の適切な管理・利用を行うことが重要となっている。また、森林の適切な管理や林業の生産性向上等の観点から、小規模な森林を取りまとめて施業を行う集約化・団地化や森林管理道や作業道等の路網整備、高性能林業機械の導入が進められている。

3. 県の施策について

上記のような状況から、県においては、令和3年度から令和7年度までを対象とした農林水産業振興基本計画を策定し、農林水産業・農山村の振興の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいる。そこで、基本計画に掲げられている各種の振興計画及び目標達成の状況等を含む財務事務の執行状況について監査を実施することは県民にとって意義のあることと考えたことから、農林業の振興政策に係る財務事務の執行を監査テーマとして選定した。

第4. 監査の主な要点

1. 農林業振興政策の推進において法令や条例等で定める手続きを順守しているか
2. 農林業振興における補助事業が適切に実施及び管理されているか
3. 農林業に関する試験研究機関及び指定管理施設が適切に運営及び管理されているか

第5. 監査の主な手続

1. 入手資料等の閲覧、質問による監査対象事業の概況把握
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 視察、管理状況の把握
4. その他必要と認めた手続

第6. 監査の対象機関

農林部、公益社団法人埼玉県農林公社

第7. 監査の対象年度

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）を中心とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とする。また、制度等が変更されている場合は、本報告書作成終了までの令和4年度途中についても監査対象としている。

第8. 監査の実施期間

令和4年6月30日から令和5年2月28日

第9. 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 福島 清徳

包括外部監査人補助者

公認会計士 新江 明

公認会計士 井上 正之

公認会計士 織田 智美

公認会計士 柴田 英樹

公認会計士 豊田 由美子

公認会計士 柵木 美穂

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 11. 表示数値

本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

II 監査の対象

第1 令和3年度における県の農林業施策の概要

埼玉県においては、農林水産業施策を推進するために令和3年度から令和7年度における「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定しており、当該計画に基づいて各事業を行っている。当該計画の策定上の基本理念は以下の通りである。

農林水産業・農山村は、消費者に信頼される良質な食料や木材などの供給に加え、県土の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承、保健休養・やすらぎ等の多面的機能を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与している。また、食品産業、観光業等とも結び付き、地域経済に活力をもたらすなど重要な役割を担っている。

現在、農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少、デジタル技術の発展、経済の国際化、災害等のリスクの顕在化など、めまぐるしく変化しており、様々な課題に直面する一方、生かすべき機会も生まれている。こうした中、平成29年に埼玉県農林水産業振興条例が制定され、以下の基本理念に基づき、農林水産業の振興に取り組んでいる。

- ① 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。
- ② 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。
- ③ 農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

当該計画は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上記の基本理念にのっとり、県の農林水産業・農山村の将来像を示し、これを実現するための取組の展開方向、取組の進捗を測るための指標等を明らかにするために定めるものである。

なお、上記「埼玉県農林水産業振興基本計画」においては、農林業のみではなく水産業に関しても計画に含まれているが、埼玉県においては農林業に比べ規模が大きいことから包括外部監査の対象からは除外している。

第2 令和3年度における農林水産業に関連する予算状況

1. 予算規模

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度 予 算 額	令和2年度 予 算 額	比 較 増 減	
			増 減 額	対前年比
一 般 会 計	24,756,289	25,797,498	△1,041,209	96.0
農 林 水 産 業 費	23,535,668	24,412,237	△876,569	96.4
通 常 事 業	16,094,552	16,528,873	△434,321	97.4
公 共 事 業	7,441,116	7,883,364	△442,248	94.4
災 害 復 旧 費	1,220,621	1,385,261	△164,640	88.1
特 別 会 計	86,826	86,692	134	100.2
就農支援資金貸付事業特別会計	29,936	23,440	6,496	127.7
林業・木材産業改善資金特別会計	20,650	20,650	0	100.0
本多静六博士育英事業特別会計	36,240	42,602	△6,362	85.1
総 額	24,843,115	25,884,190	△1,041,075	96.0

2. 県予算に占める農林水産業に関連する予算状況は以下の通りである。

歳出款別（一般会計）

(単位：千円、%)

款 別	令和3年度		令和2年度		比 較 増 減	
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	増 減 額	伸び率
議 会 費	3,211,303	0.2	3,209,305	0.2	1,998	0.1
総 務 費	94,535,208	4.4	94,567,780	4.8	△32,572	△0.0
民 生 費	391,849,714	18.5	380,728,403	19.4	11,121,311	2.9
衛 生 費	171,725,796	8.1	65,585,048	3.4	106,140,748	161.8
労 働 費	5,793,891	0.3	5,542,478	0.3	251,413	4.5
農林水産業費	23,535,668	1.1	24,412,237	1.2	△876,569	△3.6
商 工 費	39,897,816	1.9	21,801,311	1.1	18,096,505	83.0
土 木 費	122,366,717	5.8	123,581,374	6.3	△1,214,657	△1.0
警 察 費	149,141,186	7.0	147,331,176	7.5	1,810,010	1.2
教 育 費	488,025,390	23.0	490,816,124	25.0	△2,790,734	△0.6
災害復旧費	5,313,028	0.3	3,385,311	0.2	1,927,717	56.9
公 債 費	281,951,115	13.3	267,597,481	13.7	14,353,634	5.4
諸 支 出 金	341,496,168	16.1	331,256,972	16.9	10,239,196	3.1
予 備 費	1,000,000	0.0	500,000	0.0	0	100.0
合 計	2,119,843,000	100.0	1,960,315,000	100.0	159,528,000	8.1
農林部予算総額	24,756,289	1.2	25,797,498	1.3	△1,041,075	△4.0

※千円未満四捨五入のため、合計とその内訳の計とが合わない場合がある。

(出典：令和3年度 農林施策の概要)

3. 公共事業予算

(1) 予算の状況

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度			令和2年度			対 前 年 度 伸 び 率
		当初予算額	左の財源内訳		当初予算額	左の財源内訳		
			特定財源	一般財源		特定財源	一般財源	
治 山	国 庫	223,132	222,300	832	275,932	274,750	1,182	△ 19.1
	県 単	374,350	374,000	350	321,000	321,000	0	16.6
	計	597,482	596,300	1,182	596,932	595,750	1,182	0.1
森 林 管理道	国 庫	597,553	597,495	58	586,414	585,924	490	1.9
	県 単	238,216	238,000	216	249,340	249,000	340	△ 4.5
	計	835,769	835,495	274	835,754	834,924	830	0.0
農 業 基 盤	国 庫	4,949,243	4,798,380	150,863	5,467,089	5,293,563	173,526	△ 9.5
	県 単	1,058,622	918,305	140,317	983,589	859,625	123,964	7.6
	計	6,007,865	5,716,685	291,180	6,450,678	6,153,188	297,490	△ 6.9
国庫事業 計		5,769,928	5,618,175	151,753	6,329,435	6,154,237	175,198	△ 8.8
県単事業 計		1,671,188	1,530,305	140,883	1,553,929	1,429,625	124,304	7.5
合 計		7,441,116	7,148,480	292,636	7,883,364	7,583,862	299,502	△ 5.6

※特定財源：国庫支出金、分担金及び負担金、地方債（行政改革債含む）

(2) 事業の概要

1 治山事業 35箇所 597,482千円

◎予算の重点化

○令和元年東日本台風により被災した山地における治山対策の推進
7箇所 209,950千円

2 森林管理道整備事業 52箇所 835,769千円

◎予算の重点化

○非常災害時における迂回路の機能維持
5路線 280,000千円

3 農業基盤公共事業 159地区 6,007,865千円

◎予算の重点化

○農地の大区画化と集積により担い手を育成する「ほ場整備事業」
11地区 907,725千円

○水利施設の長寿命化を図る「かんがい排水事業」
13地区 1,180,200千円

○ため池などの災害を防止し、地域の安全を守る「農地防災事業」
44地区 2,219,667千円

(出典：令和3年度 農林施策の概要)

第3 基金の状況

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高見込額	令和3年度		令和3年度末 現在高見込額
		積立額	取崩額	
本多静六博士育英基金	185,833	5,574	0	191,407
森林整備担い手基金	56,833	221	7,221	49,833
森林整備地域活動支援基金	8,934	27	2,992	5,969
中山間地域ふるさと基金	613,571	1,806	13,445	601,932
農業構造改革支援基金	155,544	300	100,231	55,613
森林環境譲与税基金	20,461	134,350	141,269	13,542
合計	1,041,252	142,278	265,109	918,421

第4 対象課別一般会計予算 部局別監査対象件数(区分別)

(単位：千円、%)

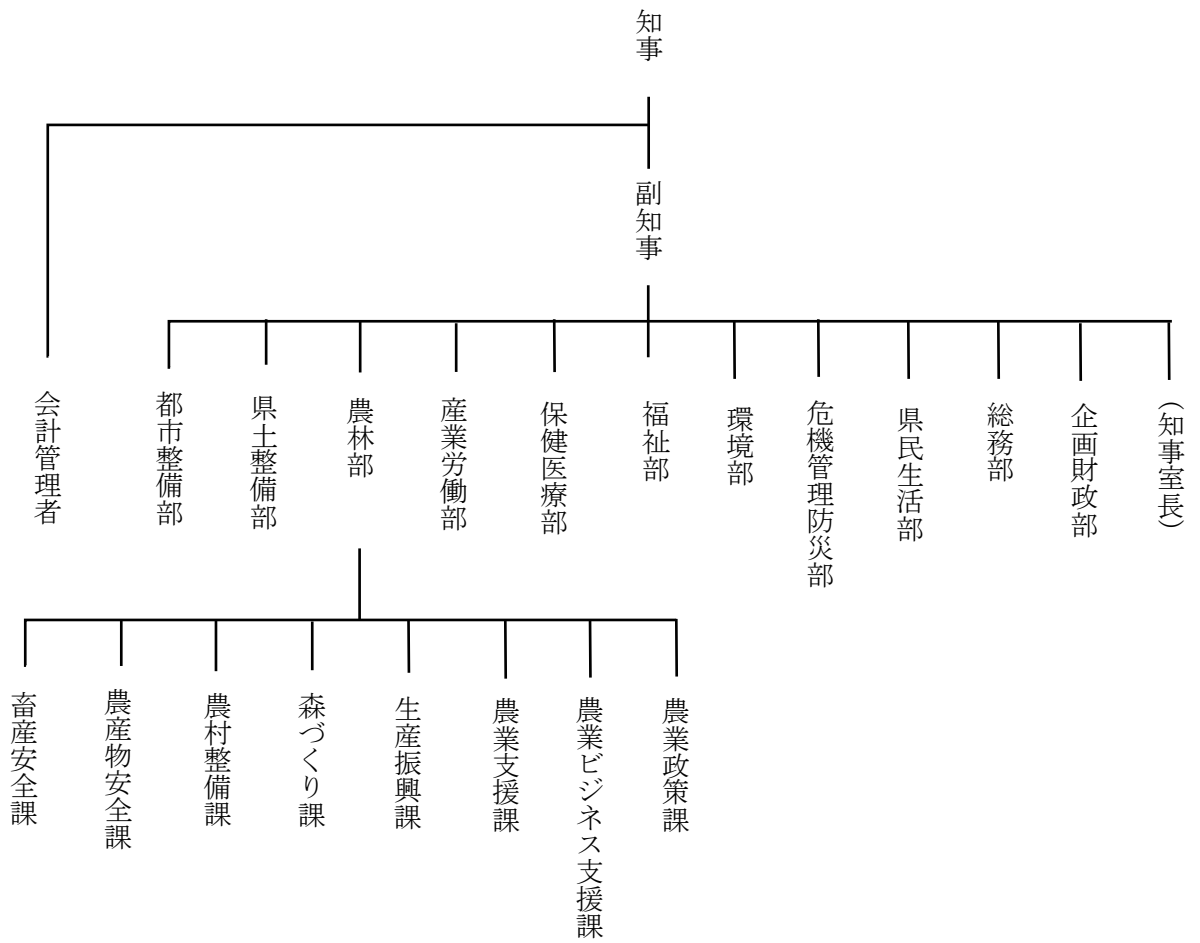
課 名	給与費	A経費	B経費	計	構成比
農業政策課	4,904,611	568,500	395,641	5,868,752	23.7
農業ビジネス支援課		117,860	667,110	784,970	3.2
農産物安全課		44,354	30,162	74,516	0.3
畜産安全課	900,046	96,610	401,290	1,397,946	5.6
農業支援課		243,104	484,461	727,565	2.9
生産振興課		1,052,601	505,470	1,558,071	6.3
森づくり課	860,522	499,108	3,684,651	5,044,281	20.4
農村整備課	1,069,405	359,008	7,871,775	9,300,188	37.6
計	7,734,584 (7,653,119)	2,981,145 (687,997)	14,040,560 (2,215,821)	24,756,289 (10,556,937)	
(事業費構成比)	31.2%	12.0%	56.7%		

※ () 内は、一般財源

※ A経費：経常的経費や内部管理的経費、B経費：政策的議論を徹底する経費

(出典：令和3年度 農林施策の概要)

第5 埼玉県の機構図（知事部局のみ）及び農林部の構成



(出典：埼玉県 HP)

Ⅲ 監査の結果

第1 指摘及び意見一覧

指摘一覧	頁
【指摘1】 契約の締結に要する費用である印紙代は受託者が負担すべきである。	73

意見一覧	頁
【意見1】 農林水産業振興基本計画の目標値の見直しについて	14
【意見2】 令和4年度の活用面積の実績値の結果を注視し、目標の見直しの必要性も含めて議論されるのが望ましい。	27
【意見3】 補助金については、その費用対効果について広く検討された上で支出の可否を検討されていくことが望ましい。	32
【意見4】 認知度目標を達成した場合に見込まれる需要等の試算について	35
【意見5】 S-GAP実践農場評価数の目標達成に向けて事業手法の再構築を検討すべきである。	42
【意見6】 BCP策定後は速やかに事例として公表に努めることが望ましい。	58
【意見7】 就農準備資金事業の目標達成の手法を検討すべきである。	60
【意見8】 成果指標として事業の途中年度毎の目標値を設定すべきである。	73
【意見9】 HPやSNS活動自体の目標設定を検討すべきである。	73
【意見10】 企画提案に変更がある場合はその理由や経緯等をまとめて整理しておくべきである。	76
【意見11】 市町村の意向調査の結果を最大限活用すべきである。	84
【意見12】 次世代木材生産・供給システム構築事業について、実効性を高めるべきである。	90
【意見13】 分収林事業における長期収支予測の見直しや、必要に応じて収益構造の見直しをすべきである。	93
【意見14】 森林クラウドの利用を促進するべきである。	105

【意見 15】 埼玉県森林審議会に出席できるよう配慮すべきである。	105
【意見 16】 交付要綱に補助限度額を明記し、補助金交付額に制限があることを補助事業者に周知すべきである。	122
【意見 17】 県は指定管理者に対し、決算書の支出の予算欄に内訳を記載するように指導すべきである。	142
【意見 18】 成果指標として長寿命化に関する項目を設定すべきである。	151

第2 監査全体に対する所見

1. 埼玉県農林水産業振興基本計画について

埼玉県においては、農林水産業に関する基本計画として、令和3年度から令和7年度にわたる計画を策定している。令和2年度までは、農林水産業に関する各種の事業を総合的にとりまとめた計画はなく、本計画により埼玉県の農林水産業全体にわたるビジョンが明確にされたと考える。本監査においても、当該計画の内容を確認するとともに、当該計画を構成する主要な事業について、農林部の8担当課ごとに各主要事業について監査を実施した。監査対象年度は、令和3年度の事業を主たる対象としているため、当該計画の実施初年度であり、事業実績という面では計画途中の結果しか把握できていないが、令和7年度の目標達成に向けて順調に進んでいる事業もあれば、事業手法を見直す必要があると見受けられる事業もあり、基本計画の最終目標の達成に向けて進捗管理を密にしていけることが必要であると考えます。

2. 各事業について

埼玉県の農林業に関する事業は、国主体の事業、県主体の事業、国・県による補助事業など各種のものがある。そのため、各事業について、事業主体、事業内容、予算額、事業計画、事業効果などについて確認した。本監査は、農林業に関する財務事務の執行に関する監査であるため、主として、予算額の算定、予算の決定、予算の執行、支出業務等について、これらが規則等に従って、適切に行われているかどうかについて監査するものである。監査の結果、これらの財務事務に関する事項に関する手続、処理は概ね適切であったと判断する。一方、包括外部監査は、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)に関する視点からの監査も求められるものである。そのため、当監査においては、財務事務の執行のみならず上記の視点からも監査人が対応の検討を要するものを指摘や意見とは別に記載している。

3. 現地調査について

埼玉県においては、農林水産業施策を推進するために「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定しており、当該計画に基づいて様々な事業を行っている。これらの事業を効果的かつ効率的に実施することや、持続可能な将来の農林業に関するビジョンを研究するため、各種の研究施設や研究農場を設けている。そこで、本監査においては、農業技術研究センター(本所)、公益社団法人埼玉県農林公社、寄居林業事務所について、現地の業務実施の状況、資料の保管状況、研究内容などを視察した。現地に赴いて、具体的な研究内容、研究施設などを視察することにより、次世代にむけた農林業に繋がる事業の実施が行われていることについて確認することができたと考えます。

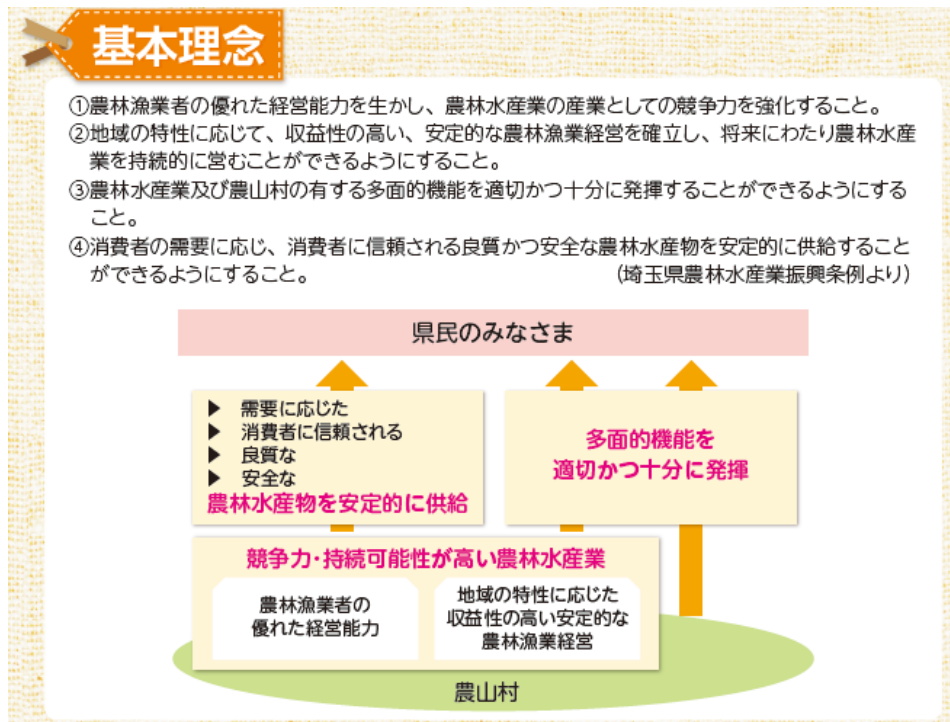
第3 各課別の監査結果

1. 農業政策課

(1) 埼玉県農林水産業振興基本計画策定事業

①概要

本事業は、「埼玉県農林水産業振興条例」にて定められている、県農林水産業の持続的発展及び県民の豊かな暮らしに寄与するため、関連施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした基本計画を策定することとしている。令和2年度で埼玉農林業・農山村振興ビジョンが終期を迎えたことから、次期計画として「埼玉県農林水産業振興基本計画」（令和3年度～7年度）を策定した。令和3年度には、計画の内容を県民に広く周知するため、県民を対象にした説明動画をホームページ上に掲載するとともに、基本計画本編データ及び概要版リーフレットを作成しホームページ上への掲載や配布を行った。





(出典：埼玉県農林水産業振興基本計画)

事業実施主体	県
事業内容	次期計画として策定した「埼玉県農林水産業振興基本計画」(令和3年度～7年度)の計画内容を県民に広く周知するため、県民を対象にした説明動画をホームページ上に掲載するとともに、基本計画本編データ及び概要版リーフレットを作成しホームページ上への掲載や配布を行った。
事業費	664千円

(出典：農業政策課)

②事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 懇話会等の開催	—	懇話会 2回 検討会 3回	—
2. 説明動画の作成、周知	—	—	説明動画作成、掲載
3. 計画本編データ及び概要版リーフレットの作成、周知	—	—	計画本編データ作成、掲載 概要版リーフレット作成 8,000部

(出典：農業政策課)

農林水産業振興基本計画では、その将来像を実現するために、21の指標を設けており、指標3～21については、それぞれ担当する課が明確であり、対応する事業が存在している。一方で、指標1（農家1戸当たり生産農業所得1,072,298円⇒1,755,000円）、指標2（販売農家数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合7%⇒10%）については、指標3～21に資する取組のうち、農業の収益力向上に関連した取り組みを推進することで、達成を見込んでおり、紐づいている事業が多岐に亘っている。これは、指標1・2が埼玉県の農林業振興施策に関する横断的テーマであるためである。

③監査人総括

【意見1】農林水産業振興基本計画の目標値の見直しについて

現在、農林水産業振興基本計画では、その将来像を実現するために、21の指標を設けており、その指標について、令和7年度までに達成すべき目標値を設定している。上記21の指標について、令和7年度の目標に対する令和3年度の成果状況を鑑みると、一部の指標ではあるが、令和7年度の目標値に対して進捗が芳しくないものが見受けられる。

それゆえ、状況把握と理由の分析を行い、場合によっては、目標の見直しを含めた議論を早急に行っていく必要があると考える。

(2) 農林公園管理事業

①概要

県民が農林業について学習する機会を設けることにより県民の農林業に対する理解を深めるとともに、農林業関係者に研修の場を提供することによりその資質の向上を図る必要がある。そこで、県民への農林業学習及び農林業関係者の研修の場を提供するため、埼玉県農林公園の円滑かつ効率的な管理運営を行う。

施設案内



(出典：農林公園 HP)

事業実施主体	県
事業内容	<p>埼玉県農林公園の管理運営を指定管理者（令和3年度～令和7年度（公社）埼玉県農林公社）へ委託する。</p> <p>1. 管理運営費</p> <p>(1) 管理事業費 施設の管理、ほ場の管理、清掃等を実施</p> <p>(2) 管理事務費 管理のための事務費、人件費、通信費等</p> <p>2. 備品整備費 貸付備品（冷凍庫）</p>

予算額（当初予算）	1. 管理運営費 95,998 千円 (1) 管理事業費 35,771 千円 (2) 管理事務費 60,227 千円 2. 備品整備費 1,898 千円
事業計画	県民の農林業に対する理解を深めるとともに、農林業関係者に研修の場を提供する。 1. 農林業学習 2. 農林業研修 3. 施設管理
事業効果 （R1 年度実績）	1. 農林公園利用者数 119,702 人 2. 研修室等年間利用回数 267 回

（出典：農業政策課）

②決算額

（単位：千円）

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最終予算額	93,342	97,311	97,786
農林公園管理事業	93,342	96,926	96,724

③事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 農林公園利用者数（人）	119,702	118,001	119,188
(2) 農林業学習開催（回）	842	603	749
(3) 農林業学習参加（人）	33,868	24,366	27,386

（出典：農業政策課）

④監査人総括

農林公園管理事業についての監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかったが、今後注意を要する事項について述べる。

農林公社の令和3年度の事業報告書について、貸借対照表を閲覧したところ、資産合計 22,521 百万円、負債合計 21,433 百万円、正味財産合計 1,088 百万円であり、負債比率が非常に高くなっている。

令和3年度貸借対照表（抜粋）

（単位：百万円）

I 資産の部		II 負債の部	
...
育成資産	816	長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,565
分収森林	21,072	長期未払利息	1,989
...
		負債合計	21,433
	
		III 正味財産の部	
		...	
		正味財産合計	1,088
資産合計	22,521	負債及び正味財産合計	22,521

（出典：農業政策課）

借入金の大部分は分収林事業の借入金である。分収林事業は昭和59年度からそれまで県が行っていた分収造林を引き継ぐ形で農林公社（旧森林公社）が実施するようになったもので、土地所有者から預かった土地に、農林公社が費用負担者となって森林整備を行い、伐採時に得られる収益を契約書に定めた割合で土地所有者と分け合う事業となっている。

整備費用の財源には、補助金のほか県や日本政策金融公庫からの借入金を充て、伐採するまでの育成途上にある森林は、公社の資産（林業公社会計基準に基づき取得原価方式により評価したもの）として計上し、将来これを伐採・販売した際の公社の収益で借入金を償還するという仕組みになっているが、植栽から伐採まで数十年かかるため、必然的に借入金の額及び未払利息の金額が大きく膨らんでいる。なお、公庫からの借入金については埼玉県が公庫に対して損失補償義務を負っている。

当該農林公社の分収林事業については、平成22年に県が策定した埼玉県農林公社経営改革プラン（平成29年度に一部見直し）に基づいて実施しており、当該改革プランに基づけば、令和45年度末に借入金を償還した上で約4億円の黒字を見込んでいる。

上記に記載の通り、分収林については、木材価格の低迷に加え、シカの食害対策や労務単価の上昇等により、その回収可能性に影響を及ぼしかねない状況となっているが、回収能力見込額の算定について、林業会計基準では「標準伐期齢未満の資産にあつては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることからこれを除外し、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行う」とされている。このため、当該農林公社では標準伐期齢（林齢35年）以上の分収林について回収能力見込額を算定し、

財務諸表に対する注記に記載しているが、県内の分収林の約9割を占める標準伐期齢未満の分収林は除外され、現時点で回収可能性の全容は反映されていない。

(3) 農業委員会等補助事業

①概要

埼玉県は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、市町村及び埼玉県農業委員会ネットワーク機構（以下「機構」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）を交付する。

事業実施主体	国及び県
事業内容	<p>1. 農業委員会交付金 農業委員会等に関する法律（以下、農業委員会法、という）第6条第1項に規定する事項に関する事務に要する経費であって、委員手当等の財源に対し交付する。</p> <p>2. 農地利用最適化交付金 農業委員会法第6条第2項に規定する事項に関する事務に要する経費であって、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた報酬の財源に対し交付する。</p> <p>3. 機構集積支援事業 農地法に基づく事務の適正実施及び農地の有効利用を図るための支援に要する経費に対し交付する。</p> <p>4. 県農業委員会ネットワーク機構費補助金 農業委員会法第43条に規定する事項に要する職員給与費等に要する経費に対し補助する。</p>
予算額（当初予算）	<p>1. 農業委員会交付金 132,774 千円</p> <p>2. 農地利用最適化交付金 245,520 千円</p> <p>3. 機構集積支援事業 53,623 千円</p> <p>4. 県農業委員会ネットワーク機構費補助金 36,146 千円</p>
事業計画	農業委員会及び県農業委員会ネットワーク機構が農地法に基づく法令事務等を円滑に処理するため、交付金等を交付する。
事業効果	農業委員会及び県農業委員会ネットワーク機構の組織運営の充実により、農業経営の合理化や土地の有効利用に寄与する。

（出典：農業政策課）

②決算額

(単位：千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業委員会交付金	/	/	134,062
農地利用最適化交付金			77,139
機構集積支援事業			24,854
県農業委員会ネットワーク機構 費補助金			35,764
実績額	286,220	281,181	271,819
最終予算額	293,270	300,339	300,438

③監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(4) 農業技術研究センター事業

①概要

農林水産業の競争力を強化するため、環境変化に対応した技術の開発、埼玉ブランドとなる品種の育成と普及、省力・低コスト・高品質生産技術の開発等の試験研究を行うとともに、試験研究機能の強化に必要な施設等の整備を行う。

事業名	農業技術研究センター運営費
事業実施主体	県
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. センター運営費 農業技術研究センターの管理・運営を行う。 2. 備品更新事業 農業技術研究センターの運営に必要な備品を更新整備する。 3. 試験研究体制活性化事業 県民ニーズに即した研究推進体制を運営する。
予算額（当初予算）	<ol style="list-style-type: none"> 1. センター運営費 53,476 千円 2. 備品更新事業 0 千円 3. 試験研究体制活性化事業 562 千円
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> 1. センター運営費 本所、玉井試験場及び久喜試験場の管理運営、施設・設備の維持修繕を行う。 2. 試験研究体制活性化事業 県民ニーズに即した試験研究課題の選定や評価を行うための内部の調整会議や外部有識者による会議を行う。
事業効果	効率的な試験研究の実施

事業名	農業技術研究センター試験研究費
事業実施主体	国、団体及び県
事業内容	<p>埼玉農業の競争力を強化するため、「埼玉県農林水産業試験研究推進方針」に基づき、研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 ・調査及び受託研究 ・分析機器更新事業
予算額（当初予算）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 4,816 千円 ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 9,297 千円 ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 34,893 千円 ・調査及び受託研究 37,197 千円

	・分析機器更新事業 14,273 千円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 9 課題(うち新規 1) ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 9 課題(うち新規 1) ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 20 課題(うち新規 7) ・調査及び受託研究 24 課題 ・分析機器更新事業 4 台
事業効果	開発した新技術や新品種を普及することで埼玉農業の競争力を強化する。

事業名	農業技術研究センター試験研究費（畜産）
事業実施主体	国、団体及び県
事業内容	<p>埼玉畜産業の競争力を強化するため、「埼玉県農林水産業試験研究推進方針」に基づき、研究開発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 ・調査及び受託研究
予算額（当初予算）	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 5,400 千円 ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 1,529 千円 ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 7,610 千円 ・調査及び受託研究 294 千円
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・環境変化に対応した技術の開発 2 課題 ・埼玉ブランドとなる品種の育成と普及 1 課題 ・省力、低コスト、高品質生産技術の開発 3 課題 ・調査及び受託研究 1 課題
事業効果	開発した新品種や新技術を普及することで埼玉畜産業の競争力を強化する

事業名	農業技術研究センター施設整備事業
事業実施主体	県
事業費	139,616 千円
事業内容	<p>農業技術研究センターの研究機能の強化のため、本所、玉井試験場、久喜試験場において、必要な工事、設計等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年度実績 <p>【本所】 養豚エリア内トイレ改修・飲用水道工事設計、豚舎・手術室改修工事、ポータブル計量機</p>

	<p>【久喜】 フェンス新設工事設計、果樹作業舎新築工事</p> <p>【玉井】 場内国有地・市有地整理及び土地改良工事</p>
--	--

(出典：農業政策課)

< 埼玉県の実験研究機関における主な試験研究 >



スマートフォンのカメラで葉を撮影



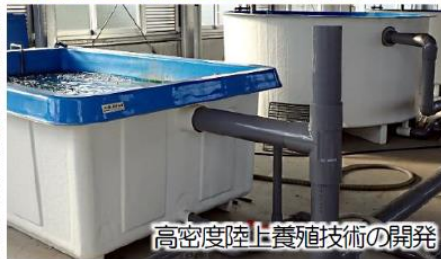
AI 病害診断技術の開発



IoTを活用した茶生産管理システムの開発



スギコンテナ苗生産植栽技術の開発



高密度陸上養殖技術の開発



伝統野菜の栽培技術開発



きのこ露地栽培技術の開発



非木材林産物生産技術の開発



アユ釣り教室



(出典：埼玉県農林水産業試験研究推進方針)

②決算額

(単位：千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 農業技術研究センター運営費			
実績額	50,395	44,557	47,900
最終予算額	55,278	48,058	48,559
2. 農業技術研究センター試験研究費			
実績額	142,259	87,147	79,461
最終予算額	148,706	90,829	81,362
3. 農業技術研究センター試験研究費（畜産）			
実績額	30,796	12,378	14,477
最終予算額	32,138	12,768	14,833
4. 農業技術研究センター施設整備事業			
実績額	184,883	231,983	139,616
最終予算額	204,886	236,003	146,243

③監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

2. 農業ビジネス支援課

(1) 農地中間管理事業

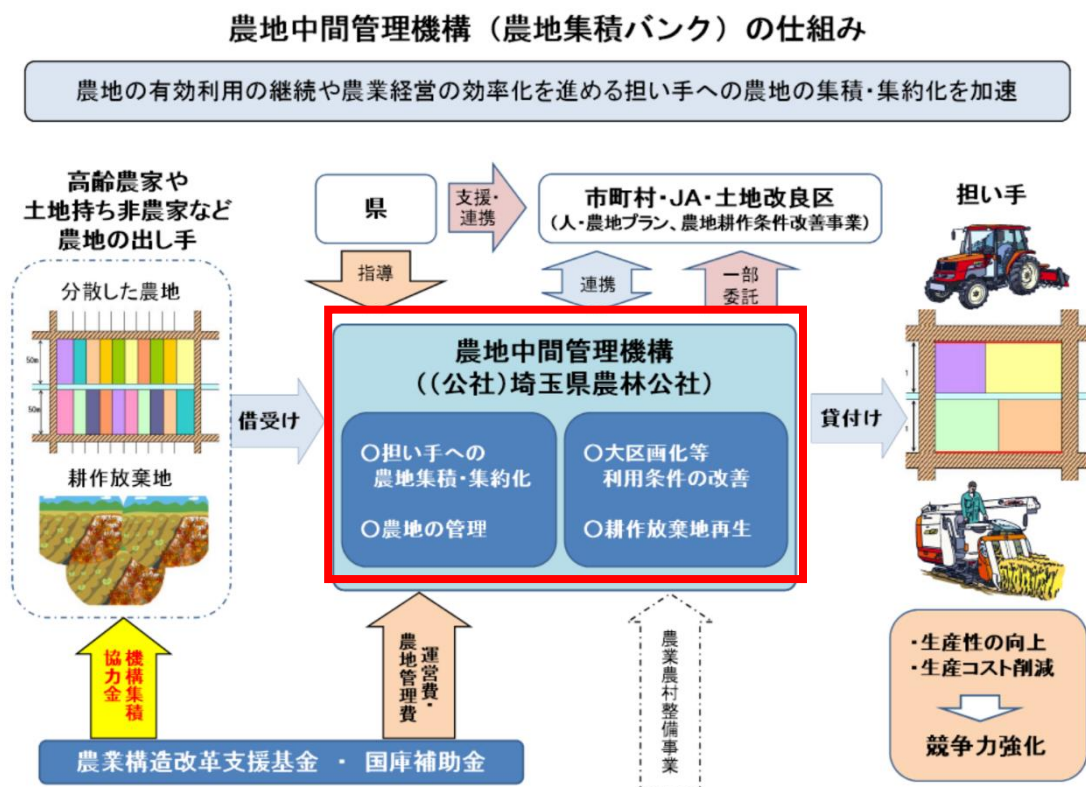
①概要

本事業は、農業経営の規模拡大、農地の集団化等により農地の利用の効率化と高度化及び農業の生産性向上を図ることを目的として、担い手への農地集積を促進するため、農地の中間的受け皿となる「農地中間管理機構」が担い手への農地集積と集約化を支援し、農業の競争力強化のために不可欠な農業構造の改革と生産コストの削減を実現するものである。

具体的には、地域内の分散した農地や耕作放棄地を借り上げ、必要に応じて農地の区画拡大等条件整備を行い、農地をまとまった形で担い手に貸し付ける。これにより、農業経営の規模拡大、農地の集団化、新規参入の促進などによる農地利用の効率化（生産コストの低減）、高度化を図り、農業の生産性を向上させ、埼玉農業の競争力アップを目指している。

なお、「農地中間管理機構」には、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき、「(公社)埼玉県農林公社」を指定している。

(事業イメージ図)



事業実施主体	農地中間管理機構及び県
事業内容	農地中間管理機構が円滑に事業を実施できるよう運営費を支援するとともに、基金の積立を行う。
予算額（当初予算）	<p>1. 農地中間管理機構運営事業 147,594 千円</p> <p>(1) 運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業推進費：農地中間管理機構事業を円滑に実施するための体制整備に要する経費 ・業務委託費：効率的に事業を実施するため、業務の一部を市町村等への委託に要する経費 <p>(2) 管理事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地借入費：農地を借り受けるための賃借料等 ・農地管理費：借り受けた農地を担い手に貸し出すまでの間の管理に要する経費 <p>2. 県推進事業 643 千円</p> <p>3. 農業構造改革支援基金積立金 300 千円</p> <p>4. 支弁人件費 0 千円</p>
事業計画	<p>1. 規模縮小や離農する農家から農地を借り受け、担い手にまとまりのある形で貸し付ける。</p> <p>2. 借り受けた農地を担い手に貸し出すまでの間、適正に管理する。</p> <p>3. ほ場の大区画化など、必要に応じて基盤整備等の条件整備を行う。</p>
事業効果（見積時）	平成26年度から令和5年度の10年間に、農地中間管理機構等で17,802haの農地を集積することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の相当部分の農業生産を担う構造を確立する。

(出典：農業ビジネス支援課)

②決算額

(単位：千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 農地中間管理機構運営事業	152,351	146,394	144,294
② 県推進事業	1,829	410	348
③ 農業構造改革支援基金積立金事業	2,657	1,454	90,462
合計	156,837	148,258	235,104
事業全体最終予算額	157,220	148,666	238,709
事業全体実績額	156,837	148,259	235,104

(出典：農業ビジネス支援課)

③事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
① 中間管理権取得	1,666ha	912ha	1,313ha
② 農地中間管理事業 活用面積 (達成目標 2,200ha)	1,952ha	1,345ha	1,578ha
③ 担い手への集積率	30.5%	32.5%	33.7%

(出典：農業ビジネス支援課)

④監査人総括

【意見2】令和4年度の活用面積の実績値の結果を注視し、目標の見直しの必要性も含めて議論されるのが望ましい。

農地中間管理事業では、集積した土地の活用面積の達成目標を2,200haとしているが、令和元年度は1,952ha、令和2年度は1,345ha、令和3年度は1,578haと目標値と実績値が乖離している。当該農地中間管理事業の活用面積目標（毎年2,200ha）は、農林部全体の目標値である「担い手への集積率」の目標値（令和7年度42%達成）を達成するために設定されたものであり、令和2年度に一度見直しが行われたものの（見直し結果も毎年2,200haであった）、令和3年度においても活用面積2,200haの目標には届いていない。なお、農地中間管理事業での転貸実績に、農地所有者・耕作者間の相対での農地の権利移動の実績を加えると、担い手への集積率の目標は達成されているため、「担い手への集積率」という視点で見れば、目標は達成しているといえるが、農地中間管理事業自体では、目標未達成であるため、あくまでも当事業内で目標値を達成することが望ましいといえる。令和元年度からの実績値を見ると、どれも目標値の2,200haに届いていないが、現段階で、直ちに活用面積目標値を見直すべきである、とまではいえない。

農地中間管理事業では、活用面積目標達成のために、①農地中間管理事業推進会議の開催、②地域コーディネーターの配置、③機構から市町村等への業務委託、④重点実施地区の設定等の活動を行っている状況である。さらに、令和4年度では、上記取り組みに加えて、類型別（10種類）の優良事例集を作成し、現場で事業推進を図る上での参考資料として活用するよう、関係機関に対し周知、また、副部長等をトップとしたチームによる市町村キャラバンを実施し、事業推進を図る等の活動を実施し、目標達成に向けて事業を行っている。

上記状況を鑑みて、令和4年度の活用面積の実績値の結果を注視し、目標の見直しの必要性も含めて議論されるのが望ましいといえる。

(2) 経営体育成条件整備事業

①概要

農業従事者の減少と高齢化が進む中であって、埼玉県農業の持続的な発展を図り、食料の安定供給を図るためには、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、人・農地プランを踏まえた地域農業の担い手の育成・確保を図ることが最重要課題となっている。

このような課題を踏まえ、地域農業の担い手が、経営規模の拡大や経営の複合化等に取り組む際に必要となる農業用機械・施設等（以下「機械等」）の導入等について支援するとともに、事業の円滑な実施や成果目標の達成に向けた取組を推進する。

ア. 推進事業

国庫補助事業により県内各地域で農産物直売所などの地域内農畜産物の供給を促進する施設や産地内で共同利用を行う選果施設などが整備されたが、現在、十分に利活用されていないケースがある。また、施設を利活用する担い手や施設運営者の高齢化、消費者ニーズの変化などにより、地域内に新たに担い手などを育成・確保する取組も含め、施設の運用方法を大幅に見直す必要が出てきている。そこで、意欲ある多様な経営体の育成・確保に向け、円滑な事業の実施や成果目標の達成に向けた各種取組を支援する。具体的には、対象の施設について、経営構造コンダクターによる重点指導を行い、改善計画を立てる。

イ. 整備事業

農業従事者の減少と高齢化で農業の後継者が不足し、耕作放棄地の増加に繋がるなど、農業の担い手不足が問題となっている。これについて、人・農地プランに沿って地域の中心となる大規模農家に農地を集中させることにより、担い手不足問題の解消が期待できるが、そのためには大型農業機械の導入などが必要であり、導入コストが課題となっている。そこで、農家の負担軽減となるように、適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援する。

背景・課題

- ・本格的な少子高齢化・人口減少による農産物・食品の消費減少が見込まれる中、農業者の所得の確保・拡大を図る必要
- ・燃油・肥料の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立が必要

意欲的な取組による経営発展に必要な機械・施設の導入

農産物の輸出や低コスト化、品目転換、規模拡大などのチャレンジにより経営発展を図ろうとする担い手の農業機械等の導入を支援



自動操舵トラクター



農薬散布用ドローン



生育センサー付き
可変施肥機

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成
力強く持続可能な生産構造の実現

<事業の流れ>



(出典：農林水産省 HP、農業ビジネス支援課)

事業実施主体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 推進事業 県経営構造対策推進会議、県 2. 整備事業 市町村、県
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 推進事業 意欲ある多様な経営体の育成・確保に向け、円滑な事業の実施や成果目標の達成に向けた各種取組を支援する。

	<p>2. 整備事業</p> <p>適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援する。</p> <p>(1) 融資主体補助</p> <p>適切な人・農地プランを策定した地域の中心経営体等に対し、農業用機械等の導入を支援する。</p> <p>(2) 被災農業者支援</p> <p>過去に例のないような甚大な気象災害等による被災農業者に対する農業ハウス及び機械等の修繕・再建、撤去を支援する。</p> <p>(3) 担い手確保・経営強化支援</p> <p>担い手の育成・確保の取組を推進する地域において、経営発展の取組に必要な農業用機械等の導入を支援する。</p> <p>(4) 県附帯事務費</p> <p>事業執行に係る事務費</p>
予算額(当初予算)	<p>1. 推進事業 1,459 千円</p> <p>2. 整備事業 94,481 千円 (2月補正予算後 253,178 千円)</p> <p>(1) 融資主体補助 57,987 千円 (2月補正予算後 34,824 千円)</p> <p>(2) 被災農業者支援 36,380 千円</p> <p>(3) 担い手確保・経営強化支 0 円 (2月補正予算後 180,403 千円)</p> <p>(4) 県附帯事務費 114 千円</p>
事業計画	<p>1. 推進事業</p> <p>経営構造対策事業等で導入・整備した機械・施設を効率的・効果的に利活用するためのフォローアップを県経営構造対策推進会議の経営構造コンダクターにより実施する。</p> <p>実施予定施設数－67 施設</p> <p>2. 整備事業</p> <p>中心経営体等の農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始もしくは改善に必要な機械または施設の導入等に対し支援する。</p> <p>支援予定地域数－11 地区</p>
事業効果 (見積時)	<p>人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が育成・確保され、活力ある地域農業の発展が図られる。</p>

(出典：農業ビジネス支援課)

②決算額

(単位：千円)

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 推進事業	1,661	1,541	1,453
2. 整備事業			
(1) 融資主体補助	166,870	469,200	33,775
(2) 被災農業者支援			0
(3) 担い手確保・経営強化支援			0
(4) 県附帯事務費	292	22	24
合計	168,823	470,763	35,252
事業全体最終予算額	778,005	544,740	253,178
事業全体実績額	168,823	470,763	35,252

(出典：農業ビジネス支援課)

③事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 推進事業 事業実施後のフォローアップ 施設数	70	69	66 施設
2. 整備事業			
事業実施市町村数	5 市	3 市 1 町	6 市 1 町
事業実施経営体数	7 経営体	7 経営体	9 経営体

(出典：農業ビジネス支援課)

経営体育成条件整備事業全体の当初予算は、253,178千円であるのに対し、実際決算額は35,252千円であり、多額の乖離が生じている。これについて、農業ビジネス支援課の担当者に質問したところ、乖離の主な理由は以下であるとの回答を得た。

事業（融資主体補助）の実績が当初の見込みを下回ったため。

国補正予算事業の「担い手確保・経営強化支援事業」の要望額180,403千円を2月補正予算として計上しましたが、国から採択を受けて事業実施に至った分は21百万円となり、差額は不用額として報告するとともに、21百万円も令和4年度予算へ繰越を行ったため。また、被災事業分として36百万円の予算を確保していたが、事業の実施が無かったためとのことである。

これについて、実際の決算額を予測することは難しい状況にはあるが、過去の実績等を踏まえて、執行が見込まれる当初予算額を設定することで、少しずつ予算の精度を上げていくことが望ましいといえる。

④監査人総括

【意見3】補助金については、その費用対効果について広く検討された上で支出の可否を検討されていくことが望ましい。

経営体育成条件整備事業の「推進事業」においては、過去の経営構造対策事業等で導入・整備した機械・施設を効率的・効果的に活用するためのフォローアップを県経営構造対策推進会議の経営構造コンダクターにより実施している。具体的には、令和3年度には処分制限期間を経過していない66施設の利用状況を調査し、継続して成果目標を達成していない施設を対象に、経営構造コンダクターによる重点指導を実施し、成果目標（施設利用率や収支率など）を達成するための改善計画書を作成しているが、重点指導を実施し、改善計画書を作成しても、成果目標が何年も達成することができない施設がいくつか散見された。

これについて、経営体育成条件整備事業担当者に回答を求めたところ、「本事業で整備した施設はいずれも補助目的に沿った利用から10年以上経過しており、補助目的である地域農業の構造改革において一定の役割を果たしてきたと考えており、国への報告も既に不要となっていることから、令和3年度限りで経営構造コンダクターによる重点指導を終了し、経営構造コンダクターへ支出していた補助金（1,415千円の県費）を廃止しました。」ということであったが、今後においても、補助金については、その費用対効果について広く検討された上で支出の可否を検討されていくことが望ましいと考えられる。

(3) 埼玉ブランド農産物推進事業

①概要

埼玉県民の豊かな食生活を支え、生産者の経営安定と所得向上を実現するためには、埼玉ブランド農産物を創出し、需要の拡大を図りながら販売していく必要がある。

そこで、本事業では、県が育成した品種を中心にブランド力の強化を図るとともに、県産農産物の販売促進に取り組み、実需者や消費者から広く認知されることで、県産農産物の需要の拡大を図るものである。本事業は主に以下の業務により構成されている。



(出典：埼玉県 HP)

事業実施主体	県
事業内容	1. 県産農産物販売戦略推進事業

	<p>埼玉県産農産物の総合的な販売対策を検討するとともに、ブランド化を戦略的に取り組む体制を整備する。</p> <p>2. 県産農産物ブランド力強化事業</p> <p>県が育成したオリジナル品種を中心に、他産地との差別化ができる商品づくりによるブランド力の強化を図るとともに、販売促進活動を通じて付加価値化を図る。また、県が育成したいちごの新品種（べにたま）のイメージアップによる認知度向上を図るため、キャラクターデザインやプロモーション動画を作成し、効果的な販売促進活動を行う。</p> <p>3. 県産農産物情報発信強化事業</p> <p>ポータルサイトやSNSなどの各種デジタルツールを有効活用した情報発信を強化するとともに、ロコミキャンペーンを実施することにより、県産農産物の認知度向上と購買意欲の促進を図る。</p> <p>4. 県産農産物販売促進事業</p> <p>県産農産物の認知度向上と消費拡大を図るために、関係機関等と連携し、農産物直売所や駅、量販店等におけるプロモーションを行う。</p>								
予算額（当初予算）	<table border="0"> <tr> <td>1. 県産農産物販売戦略推進事業</td> <td>760 千円</td> </tr> <tr> <td>2. 県産農産物ブランド力強化事業</td> <td>2,686 千円</td> </tr> <tr> <td>3. 県産農産物情報発信強化事業</td> <td>4,482 千円</td> </tr> <tr> <td>4. 県産農産物販売促進事業</td> <td>2,105 千円</td> </tr> </table>	1. 県産農産物販売戦略推進事業	760 千円	2. 県産農産物ブランド力強化事業	2,686 千円	3. 県産農産物情報発信強化事業	4,482 千円	4. 県産農産物販売促進事業	2,105 千円
1. 県産農産物販売戦略推進事業	760 千円								
2. 県産農産物ブランド力強化事業	2,686 千円								
3. 県産農産物情報発信強化事業	4,482 千円								
4. 県産農産物販売促進事業	2,105 千円								
事業計画	<p>1. 埼玉農産物販売対策会議の開催 2回</p> <p>2. いちごの生産販売戦略の策定、イメージアップセールスの実施 1回 実需者、消費者を対象とした求評会の開催（いちご2回、梨2回）</p> <p>3. ポータルサイトの改修、SNS等を活用した情報発信 200回</p> <p>4. 直売所や駅、量販店等での販促キャンペーンの実施 50回</p>								
事業効果（見積時）	<p>1. いちご「あまりん」の認知度 令和7年度 50%以上</p> <p>2. 彩玉の販売単価（等級7玉以上）令和7年度までに 10%アップ</p> <p>3. 埼玉農産物ポータルサイトの月平均アクセス数 令和元年度 6,775 件/月（令和元年を除く過去5年間平均 14,701 件） →令和7年度 20,000 件</p> <p>4. 埼玉農産物の認知度向上 令和元年度 31.1% → 令和7年度 44.6%</p>								

（出典：農業ビジネス支援課）

②決算額

（単位：千円）

事業名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
埼玉ブランド農産物推進事業	6,496	5,825	6,884
事業全体最終予算額	7,328	6,974	7,886
事業全体実績額	6,497	5,825	6,885

③事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 県産農産物販売戦略推進事業 埼玉農産物販売対策会議の開催	1回	0回	0回
2. 県産農産物ブランド力強化事業 イメージアップセールスの実施	なし	なし	1回
3. 県産農産物情報発信強化事業 WEB、SNS を活用した情報発信	218回	181回	173回
4. 県産農産物販売促進事業 直売所での販売促進キャンペーン	62回	26回	54回

(出典：農業ビジネス支援課)

④監査人総括

【意見4】 認知度目標を達成した場合に見込まれる需要等の試算について

埼玉ブランド農産物推進事業では、令和7年度までに、県産ブランド農産物全体では44.6%、あまりんについては50%の認知度を達成するという目標を設定し事業を行っているが、当該認知度目標を達成した場合に見込まれる需要や、認知度目標の達成に向けて今まで投資した金額がどのくらいの期間で回収できる見込みなのかといった試算についての資料が作成されていない。また、認知度目標を達成し、需要が高まった場合に、その需要に応えられるための生産者の確保等についても、特段試算した資料は見受けられなかった。これらの試算については、認知度の目標値を設定する上で重要な指標となるものであり、これらの試算をしないまま目標を設定し、その目標を達成したとしても、意味がないものになってしまうおそれがあるため、その目標を達成した場合の、需要、投資回収見込み、需要に対する供給量についての試算については、事業として行う必要があるものとする。

<認知度以外の指標の設定について>

埼玉ブランド農産物推進事業では、令和7年度までに、県産ブランド農産物全体では44.6%、あまりんについては50%の認知度を達成するとの目標値を設定しているが、あまりん以外のブランド農産物の個別の認知度目標は設定されていない。これについて、認知度を指標とした目標設定では定量的な効果測定が不十分となる可能性がある。そのため、栽培面積等、数値目標を明確に示すことのできる指標の設定が望ましいと考える。

(4) 埼玉農産物輸出総合サポート事業

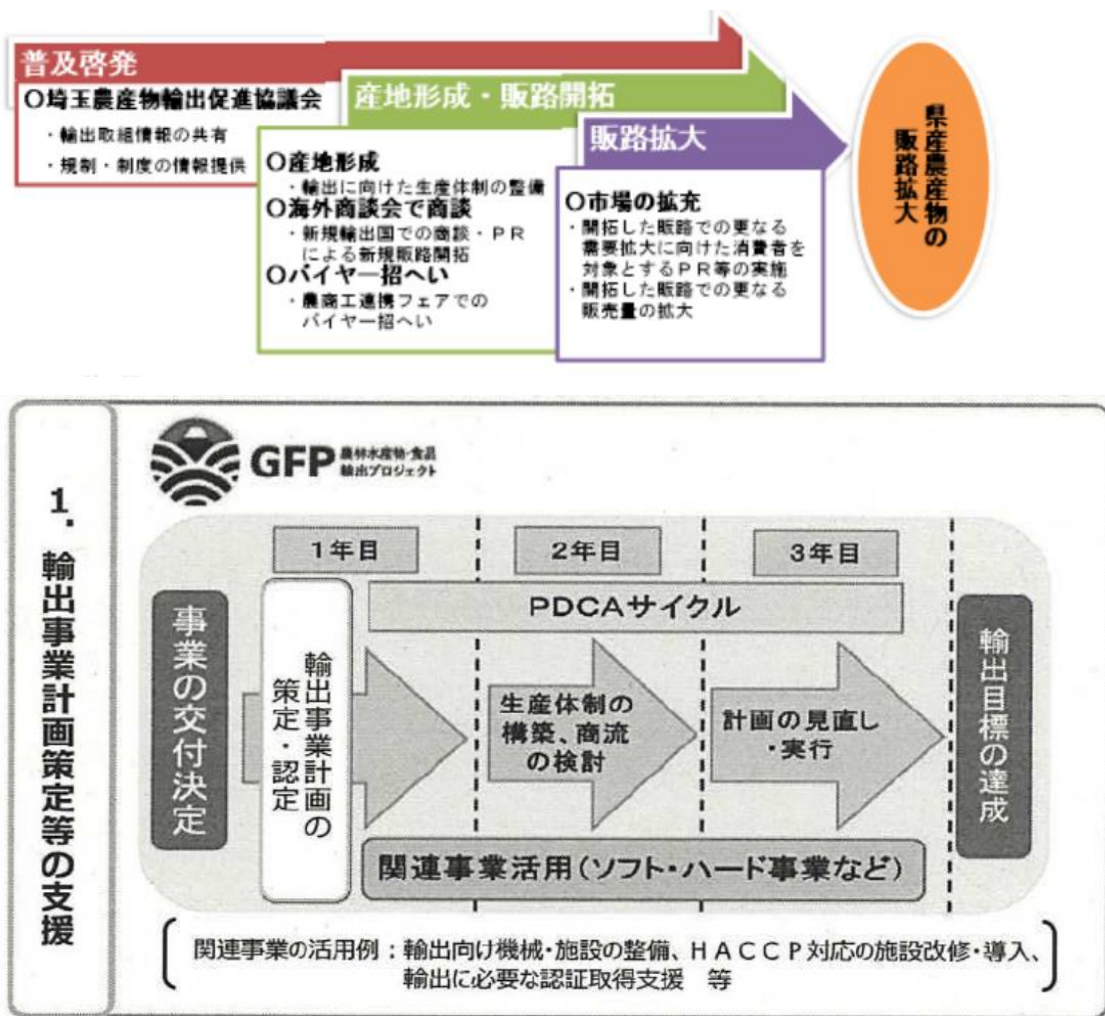
①概要

新型コロナウイルスの影響下で新しい生活様式が浸透したことにより、消費構造が変化し、多くの既存販路の需要が減少している。

一方、海外での日本食ブームの広がりや、アジア諸国での経済成長、世界的な人口増加により、高品質で安全な本県農産物の輸出可能性が高まり、需要増加が見込まれ、海外での商機が増している。

本事業は、県産農産物の新規販路を開拓するため、輸出を志向する生産者団体等への情報提供や、輸出先国でのフェア・商談、輸出のニーズに対応した段階に応じた輸出支援を行い、県産農産物の輸出力の向上を図るものである。本事業は主に以下の事務により構成される。

(事業イメージ図)



事業実施主体	国及び県
事業内容	<p>1. 農産物輸出推進事業</p> <p>埼玉農産物輸出促進協議会を運営し、県産農産物の輸出促進を支援する。海外においてライブコマースや現地での商談など適切な手法を活用し、県産農産物の認知度を向上させ、バイヤーへの窓口を広げて販路の拡大を目指す。また、国内において商談会へのバイヤー招へいを実施し、海外販路開拓・拡大を支援する。</p> <p>2. 狭山茶輸出販路拡大事業</p> <p>狭山茶の新たな販売先として、日本茶の新たな市場であるフランス等において、狭山茶のPRや商談を通じて、継続的な販売につながる販路を確保する。</p> <p>3. G F P グローバル産地づくり推進事業</p> <p>輸出相手国のニーズや規制等に対応したグローバル産地の形成を進めるため、計画策定、生産・加工体制等の取組を実施する生産者団体等を支援する。</p>
予算額（当初予算）	<p>1. 農産物輸出推進事業 5,010 千円</p> <p>2. 狭山茶輸出販路拡大事業 4,750 千円</p> <p>3. G F P グローバル産地づくり推進事業 10,000 千円</p>
事業計画	<p>1. 埼玉農産物輸出促進協議会の運営、農産物輸出関連情報の提供及び研究会、農産物フェア・商談会の開催</p> <p>2. フランスにおいて狭山茶のPRや商談の実施</p> <p>3. 輸出相手国に対応した取組を実施する生産者団体等の支援</p>
事業効果	<p>平成29年度：輸出新規品目7品目（実績）</p> <p>平成30年度：輸出新規品目5品目（実績）</p> <p>令和元年度：輸出新規品目5品目（実績）</p> <p>令和2年度：輸出新規品目4品目（実績）</p> <p>令和3年度：輸出新規品目1品目（実績）</p>

（出典：農業ビジネス支援課）

②決算額

（単位：千円）

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
お土産輸出販促事業委託費	332	—	—
農産物輸出推進事業	1,922	1,297	3,360
狭山茶輸出販路拡大事業	—	—	3,593
G F P グローバル産地づくり推進事業	—	—	6,788
合計	2,244	1,297	13,741
事業全体最終予算額	2,386	1,478	14,128
事業全体実績額	2,244	1,297	13,741

③事業実績・成果

実績・成果	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1. 農産物輸出推進事業			
(1) 埼玉農産物輸出促進協会への情報提供	22回	17回	17回
(2) 海外における県産農産物のPR販売	1回	2回	2回
(3) 商談の実施	4件	5件	6件
2. 狭山茶輸出販路拡大事業			
(1) 欧州における商談の実施	11件	5件	5件
3. GFP グローバル産地づくり推進事業			
(1) 採択団体数	—	—	1団体

(出典：農業ビジネス支援課)

④事業目標の設定について

当該事業では、令和3年度までは、明確な事業目標が設定されておらず、予算調書上の事業効果を図る数値（指標）として、新規輸出品目が設定されていた。

事業を実施する上で、目標値の設定とその達成度合いは重要な指標であると考えられるが、「輸出新規品目数」では、毎年、新しい品目について輸出を行っていかねばならず、目標値の設定としては必ずしも適切であるとは言い難いものであったが、目標値の見直しを行い、令和4年度からは、「輸出新規品目数」ではなく、いちご、茶、米を重点的に支援する品目と位置づけ、その輸出額を目標値とする変更を行っている。具体的な目標値は以下の通り。今後は当該目標値の達成に向けて事業を推進していくとのことである。

(輸出額目標値)

(単位：万円)

品目	年間増加額	R4	R5	R6	R7
いちご	720	2,443	3,163	3,883	4,600
茶	410	1,172	1,582	1,992	2,400
米	682	5,954	6,636	7,318	8,000
合計	1,812	9,569	11,381	13,193	15,000

また、狭山茶輸出販路拡大事業では、フランス、欧州における販売拡大大業務や、残留農薬検査等を実施しており、オンライン商談会にて現地バイヤーとの商談会を実施している。

そのオンライン商談会の中で、「BIO にシフトしているのがフランス市場全体の流れ。これはフランスだけではなく、イギリス、ドイツなど欧州全体に及ぶこと。特

に海外からの輸入品については農薬の有無について消費者は厳しい」といった意見が出ている。狭山茶については、残留農薬の検査を実施し、19/20 検体が合格となっているものの、無農薬とはなっていない状況であった。これについて、令和4年度の事業の中では、無農薬栽培の茶葉（2種類）もテスト販売を行い、現地の評価などを調査する予定となっており、欧州での狭山茶輸出販路拡大に向けて、事業を推進している状況である。

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

3. 農産物安全課

(1) S-GAP加速化推進事業

①概要


県民生活におけるリスクを減らし、安心・安全の確保が求められる中、S-GAP(*)の取組の普及拡大を加速化させて、安心・安全な農産物を広く県民に供給する。

*S-GAPとは：

GAPは「Good Agricultural Practice」の略であり、直訳すると「良い農業のやり方」のことである。農業に関する法律や規則、モラルを守ることにより、食品安全、労働安全、環境保全それぞれに配慮した持続的な農業経営をすることを意味している。

埼玉県では、平成26年度にGAPの取組のさらなる普及に向けて、独自のGAP規範を「S-GAP」として策定している。

本事業は主に以下の業務から構成される。

事業名	安全安心農産物生産基地づくり事業
実施主体	県
事業目的	S-GAP実践農場の集団評価の促進を図るため、集団評価取組マニュアルの作成やそのマニュアルを活用した研修会および農業者向けS-GAP実践農場見学ツアー等を開催する。
事業内容	<p>(1) 集団評価取組マニュアル作成 (2) 集団評価向け研修会の開催 (3) 農業者向け指導・評価 (4) GAPセミナー等開催 (5) 農業者向けS-GAP実践農場見学ツアー</p>  <p>The infographic '4 S-GAP 農場評価って?' illustrates the evaluation process. It starts with a self-check where farmers compare their own understanding of S-GAP standards with the actual requirements. This leads to an evaluation visit by assessors. After the visit, farmers receive their evaluation results, which are summarized and returned to them. Finally, farmers who pass all items receive an S-GAP Practical Farm Certificate.</p>

事業名	S-GAP認知度向上事業
実施主体	県
事業目的	流通・加工業者や消費者のS-GAP認知度を向上させるため、量販店等でのS-GAPコーナーの設置や各種イベント等でのPR活動を行う。
事業内容	(1) 量販店等でのS-GAPコーナー設置 (2) 農業者と実需者等の意見交換会開催 (3) 各種イベント等でのPR活動・商談会出展 (4) 学校給食でのS-GAP食育活動

事業名	S-GAP普及推進事業
実施主体	県
業務内容	S-GAP仕様の改定やS-GAP評価制度運営に必要な指導員や評価員の育成、農業教育機関のGAP取得に対する支援を行う。
主な活動	(1) S-GAP仕様の改定 (2) S-GAP指導員・評価員の育成 (3) 農業教育機関GAP取得支援

(出典：農産物安全課)

(事業イメージ図)



②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
埼玉スマートGAP推進事業	10,232	7,918	-
S-GAP加速化推進事業	-	-	6,352

*本事業は令和3年度から開始した事業であるが、令和元年度・令和2年度は前事業である「埼玉スマートGAP推進事業」の決算額を参考に記載している。

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会・説明会の開催 ・S-GAPツールブック（様式・資料集）作成：4000部 ・外部研修会への参加支援：44人 ・イベント・商談会等への出展：3回 ・量販店等の店頭におけるPOP掲示：2店舗 ・農業教育機関GAP認証取得支援：2校 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会・説明会の開催 ・集団評価取組マニュアル作成・配布 ・S-GAP仕様書増刷・配布 ・外部研修会への参加支援：41人 ・イベント・商談会等への出展：4回 ・量販店等の店頭におけるPOP掲示：新規8店舗 ・学校給食における食育活動の場を利用したPR（羽生市小中学校等15校、チラシ4091枚配布） ・農業教育機関GAP認証取得支援：2校
事業成果	S-GAP実践農場：62戸	S-GAP実践農場：48戸

(出典：農産物安全課)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
S-GAP実践農場評価戸数	141	62	48
うち個別評価	99	40	43
うち集団評価	42	22	5
S-GAP実践農場累計戸数	595	657	705

④監査人総括

【意見5】S-GAP実践農場評価数の目標達成に向けて事業手法の再構築を検討すべきである。

本事業では令和3年度からの5年間で累計1600戸のS-GAP実践農場評価を目指しているが、令和3年度時点の累計戸数は約700戸にとどまっている。現在の状況では、令和7年度の目標達成が困難となる状況であるため、目標達成に向けて、これまでの事業内容を検証し、効果の高い事業手法を再構築すべきである。

(2) 埼玉エコ農業推進事業

①概要

農業による環境負荷の軽減を図るため、農薬・化学肥料の削減や地球温暖化防止等に効果の高いエコ農業に取り組む産地を支援するとともに、環境保全型農業に対する消費者等の理解を深め、エコ農産物の需要拡大を図る。本事業は主に以下の業務で構成されている。

事業名	エコ農業の推進事業
実施主体	県、農協、生産者集団等
事業目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. エコ農業の技術サポート 有機農業などのエコ農業の技術開発、技術導入推進、講習会の開催及び総合的病害虫・雑草管理（IPM）技術を導入したモデル産地の育成等 2. エコ農業推進活動 エコ農業推進のための取組、消費者・実需者に対するPR活動
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境負荷軽減技術確立・普及のための展示ほ場設置 2. 各種制度説明会の開催 3. エコ農産物のPR

(出典：農産物安全課)

事業名	エコ農業への直接支援事業
実施主体	県、市町村
事業目的	地球温暖化防止等に効果の高い生産技術や有機農業等に取り組む生産者に対して支援金を交付する。
補助対象基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交付対象者 以下の要件を満たす農業者。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売する目的で主作物の生産を行っていること ・GAP認証を取得しているか、農林水産省が定める「みどりのチェックシート」の取組について理解し、該当する取組を自ら実施していること 2. 対象農地 農業振興地域又は生産緑地地区内に存する農地。 3. 対象の農業生産活動 農業生産に由来する環境への負荷の低減、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等に資する以下の（1）から（10）までに掲げる取組であって、農産局長が別に定める要件を満たすもの。

	<p>(1) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組</p> <p>(2) 5割低減の取組とカバークロップ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組</p> <p>(3) 5割低減の取組とリビングマルチ（緑肥の作付け）を組み合わせた取組</p> <p>(4) 5割低減の取組と草生栽培（緑肥の作付け）を組み合わせた取組</p> <p>(5) 5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組</p> <p>(6) 5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組</p> <p>(7) 5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組</p> <p>(8) 有機農業の取組</p> <p>(9) その他都道府県知事が特に必要と認める取組</p> <p>(10) 有機農業の取組の拡大に向けた活動</p> <p>4. 交付単価</p> <p>3. の取組ごとに国の「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱」で定める10アール当たり単価（800円～14,000円）</p>
県の補助金額	県の予算の範囲内で、市町村が農業者等に対して交付する補助額の3/4以内を市町村に交付する

（出典：環境保全型農業直接支払交付金実施要項・要領、エコ農業直接支援事業費補助金交付要綱・要領）

事業名	有機農業の拡大事業
実施主体	県
事業目的	有機農業推進のための研修会、情報交換会の開催、流通業者とのマッチング等
事業内容	有機農業に関する情報交換会・研修会の開催 オンライン展示会への出展

（出典：農産物安全課）



②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
エコ農業の推進事業	615	656	506
エコ農業への直接支援事業	9,895	12,609	13,949
有機農業の拡大事業	1,318	1,221	1,858

③補助金交付実績

件数及び補助金額の推移

年度	交付件数	対象農業地	補助金 (単位：千円)
令和2年度	32	165ha	12,473
令和3年度	33	185ha	13,715

④事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	<p>①エコ農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示ほ場設置：7 農林振興センター・8 か所 ・制度説明会の実施：3 農林振興センター ・エコ農産物のPR：1 農林振興センター <p>②有機農業の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会・研修会の開催：計6回 ・展示会への出展2回5出展者 	<p>①エコ農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示ほ場設置：5 農林振興センター・6 か所 ・制度説明会の実施：4 農林振興センター ・エコ農産物のPR：2 農林振興センター <p>②有機農業の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会・研修会の開催：計7回 ・展示会への出展：2回3出展者
事業成果	<p>環境保全型農業の拡大</p> <p>有機農業者の取引につながる商談件数 17件</p>	<p>環境保全型農業の拡大</p> <p>有機農業者の取引につながる商談件数 3件</p>

(出典：農産物安全課)

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

4. 畜産安全課

(1) 特定家畜伝染病防疫体制強化対策事業

当該事業は、従来一元管理ができずに、県内の各家畜保健衛生所がそれぞれ保有している家畜飼養者のデータ等、口蹄疫やアフリカ豚熱といった特定家畜伝染病の発生時に必要な情報等をクラウドシステムによる農家情報の一元管理により防疫体制を強化し、特定家畜伝染病の発生防止と発生時の対応力の強化を図るものである。具体的には、家畜衛生情報共有システムによる畜産農家情報の管理のための事業である防疫体制強化情報収集事業と疾病発生時に疑い事例で終息した場合の初動対応費である疾病発生時初動対応費の2つから構成されている。

事業全体についてと当該事業にかかわる委託事業3件と補助事業1件について考察して以下述べていくことにする。

①防疫体制強化情報収集事業

ア. 防疫マップシステムの構築（委託事業）

事業名	埼玉県家畜防疫マップシステム導入業務
業務目的	<p>家畜防疫マップシステムを導入し、家畜保健衛生所が保有する膨大な農家や畜産関連施設等のデータと、地図を連動させ、特定家畜伝染病発生時に特定家畜伝染病防疫指針に規定されたまん延防止措置の迅速化、効率化、適正化を図る。</p> <p>また、各家畜保健衛生所で入力された飼養者等のデータを一元管理することにより、データ管理の効率化を図るとともに、農家指導に活用することで、畜産農家の衛生対策の向上につなげる。</p>
履行場所	<p>埼玉県農林部畜産安全課（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）</p> <p>埼玉県中央家畜保健衛生所（さいたま市北区别所町107-1）</p> <p>埼玉県川越家畜保健衛生所（埼玉県川越市石田152）</p> <p>埼玉県熊谷家畜保健衛生所（埼玉県熊谷市円光1-8-30）</p>
契約期間	令和3年7月19日から令和4年3月31日
契約概要	<p>本業務における受託者は、本契約の履行にあたり、県と密に連携・協力を図りこれを行うものとし、主な業務内容は以下のとおりとする。</p> <p>ア システムの導入・設置</p> <p>イ データベース作成</p> <p>ウ 動作確認</p> <p>エ 操作説明</p>
契約方法	<p>一者随意契約</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない。）。</p>

	埼玉県財務規則第103条第3項第4号 (契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される時)
業者名	株式会社 日建コンサルタント
契約金額	当初契約額 8,536,000円
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農家情報をクラウドシステム上に一元管理することで、各家畜保健衛生所と県庁間で常に最新情報の共有を可能とする。 ・疾病発生時の迅速な防疫対応が可能となる。

(出典：畜産安全課)

イ. 農場周辺野生鳥獣生息状況等調査 (委託事業)

事業名	農場周辺野生鳥獣生息状況等調査
業務目的	県内の家畜飼養農場における野生鳥獣の生息状況等を調査・分析することにより、野生鳥獣が媒介する可能性がある特定家畜伝染病の発生防止対策を検討するための基礎資料とする。
履行場所	埼玉県内
契約期間	令和3年6月9日から令和4年3月10日
業務概要	<p>調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 調査対象範囲内で確認される野生鳥獣の種類、頭羽数。 (2) 敷地境界における野生鳥獣の活動状況を把握し、農場内への侵入リスクが高い場所の推定。 (3) 農場内における野生鳥獣の活動状況を把握し、畜舎内への侵入リスクが高い場所の推定。 <p>業務内容</p> <p>予備調査、哺乳類調査、鳥類調査、集計、分析、打ち合わせ、報告書の提出など</p>
契約方法	<p>随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しない。)</p> <p>埼玉県財務規則第103条第3項第4号(契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定される時)</p>
業者名	一般社団法人 自然環境研究センター
契約金額	当初契約額 11,000,000円

(出典：畜産安全課)

②疾病発生時初動対応費

ア. 特定家畜伝染病発生に伴う委託業務 (委託事業)

特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザその他特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとし

て農林水産省令で定めるものをいう（家畜伝染病予防法第三条の二（特定家畜伝染病防疫指針等））

本業務は埼玉県と一般社団法人埼玉県建設業協会等の協定団体が「口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する細目協定書」に基づいて委託する業務である。当該協定は、口蹄疫等家畜伝染病発生又は発生のおそれがある場合に、県が一般社団法人埼玉県建設業協会等に協力等を要請し、一般社団法人埼玉県建設業協会は協力会社の名簿・連絡先等を埼玉県に提出する。埼玉県は報告された協力会社の中から緊急対策業務を実施する会社を選定し、出動を要請する流れとなる。

令和3年度においては、特定家畜伝染病の発生状況は次の通りである。

- ・HPAI 県内疑い事例：7事例

上記のうち検査結果が陽性となり、実際の初動対応した事例：1事例

- ・他県のHPAI発生に伴い、防疫措置を行った事例：2事例

HPAIが他県で発生し、その農場の家きんとHPAI発生日から一定の日数の間に接触等があった家きんが埼玉県内の農場で飼育されていたため、国の指針に基づき防疫措置が実施された。

上記については、HPAIについての説明であるが、CSF（豚熱）についても同様の流れになっている。令和3年度におけるCSF関連の発生状況は次のとおりである

- ・CSF 県内疑い事例：3事例

上記のうち検査結果が陽性となり、実際の初動対応した事例：なし

- ・他県のCSF発生に伴い、防疫措置を行った事例：2事例

本報告書においては、上記実際に初動対応を行った5事例のうち、美里町の事例について検討を行っている。

事業名	HPAI発生に伴う緊急対策業務
業務目的	冒頭分参照のこと
履行場所	児玉郡美里町大字古郡地内
履行月日	令和3年12月7日～12月14日
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜の埋却処分のための埋却溝の掘削及びその不浸透性シートでの被覆 (2) 埋却する家畜等の運搬車両への積込み、運搬、家畜等埋却溝への投入及びその埋戻し (3) 埋却溝への消石灰の散布 (4) 焼却する家畜等の運搬車両への積込み、焼却場への運搬 (5) 防護フェンスの設置 (6) その他県が必要と認める作業

契約方法	随意契約（非常災害時の随意契約 非常災害時等における契約の事務手続について（依命通達）平成23年9月20日 通達出総第380号） 会計管理者依命通達（令和3年3月30日通達出総第887号）
業者名	真下建設株式会社
請求金額	13,608,377円（税込）

（出典：畜産安全課）

③移動制限を受けた農家への損失補てん

令和3年度における損失補てんの対象農家は4件であった。

事業名	特定家畜伝染病防疫体制強化事業
事業実施主体	県
事業目的・内容	鳥インフルエンザについて移動制限を受けた農家に対する損失補填のための補助金の交付
補助対象経費	発生に伴う移動制限等により生じた損失（出荷適期に出荷できなかったことによる販売額の減少、出荷遅延による飼料費の増加等）
補助額	2,742,806円（国庫1/2）
補助額のうち県負担分	1,371,404円※農場ごとに国庫負担額が算出されるため、事業費総額では県負担分が2円上回る。
限度額	なし（予算内）

④予算及び決算額

ア. 防疫体制強化のための情報収集

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額			25,023
補正後			25,023
決算額			21,366

イ. 疾病発生時の防疫対応経費

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額			11,232
補正後			153,536
決算額			57,632

本事業は令和3年度新規事業のため、令和元～2年度は予算額・決算額とも該当なし。

なお、イ．疾病発生時の防疫対応経費について、2月補正（発生に伴う移動制限等を受けた農場の損失を補てんするための経費）分については、89,490千円が翌会計年度に繰越される。

⑤事業実績・成果

上記概要参照のこと。

⑥監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

5. 農業支援課

(1) 未来型農業教育環境整備事業

①概要

eラーニングシステムの導入により、遠隔講義など新しい生活様式に対応した高度な農業教育を行う環境を整備する。また、農業大学校、農業高校、市町村等が連携し高校生の就農を支援するとともに、農業大学校の学生が希望する進路に対応したコース別学習に農家子弟コースを新設するなど、カリキュラムの内容充実を図り、質の高い新規就農者を育成する。本事業は主に以下の業務で構成されている。

事業名	農業大学校デジタルPR推進事業（委託事業）
実施主体	県
事業目的	農業大学校の紹介動画を作成し、高校の進路説明会等での活用により、より多くの情報をもって効果的に農業大学校をPRする。
委託内容	1. 動画制作 動画・編集方針について県と打合せの上、以下の3種類の動画を作成する。 ①大学校の概要・施設紹介 ②大学校卒業生及び在校生からのメッセージ ③大学校の講義・実習紹介 2. 業務報告の実施、事業実績報告書の提出
選定方法	企画提案型方式による入札（3社）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
業者名	株式会社ライズ・ビデオ・エイティ
契約金額	2,970,000円

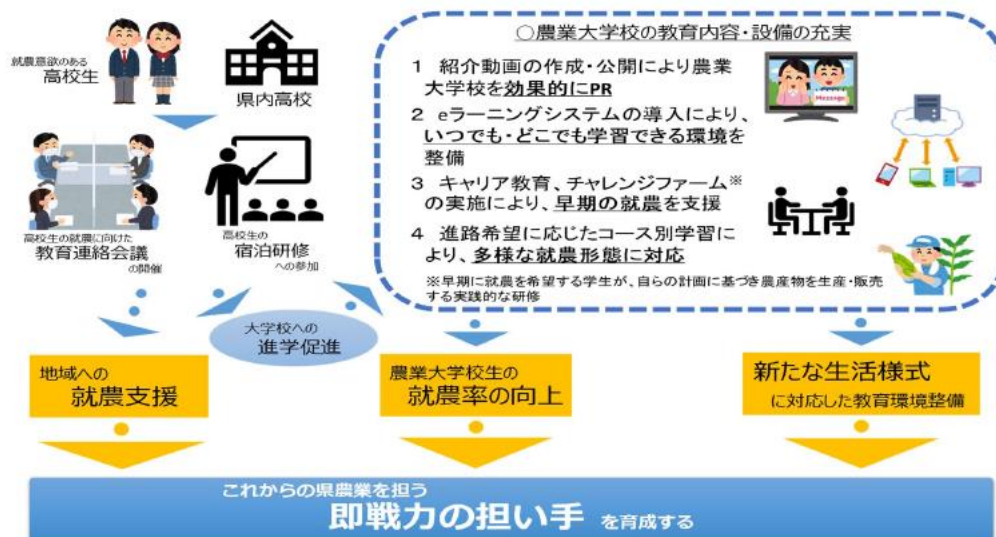
事業名	農業教育デジタルアーカイブ化事業（委託事業）
実施主体	県
事業目的	eラーニングシステム導入により、農業大学校の講義をクラウド内に蓄積し、場所や時間を問わず学習できる環境を整備する。
事業内容	委託先が保有するクラウド型eラーニングシステムを借り受ける。 当該システムにより、埼玉県農業大学校が作成したビデオ教材を大学内外の希望者が視聴できるようにするとともに、学生への分散講義にも活用する。
選定方法	見積もり合わせ（3社）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当）
業者名	東日本電信電話㈱埼玉事業部
契約期間	令和3年10月25日～令和4年3月31日
契約金額	361,900円

事業名	高校生、農業大学校生就農促進支援事業
実施主体	県
事業目的	農業教育連絡会議、高校生宿泊研修等を実施し、就農を目指す高校生の支援を行う。また、キャリア教育やチャレンジファームを行い、農業大学校生の就農率向上を図る。
事業内容	<p>1. 農業教育連絡会議の開催</p> <p>農業高校と農業大学校、農業関係機関（市町村、JA、指導農業士等）、農林振興センターの連携によって各地区の就農に関する情報の共有体制を整備して、意欲ある農業高校生や農業大学校生の就農を推進する。</p> <p>2. 農業大学校体験研修の開催</p> <p>農業高校生を対象としたオンライン研修として、農業大学校の入試情報の提供と在校生・卒業生・農機メーカーによる講演を実施する。</p> <p>3. キャリア教育の実施</p> <p>キャリアコンサルタントによるキャリア面談・指導を実施する。</p> <p>4. チャレンジファーム、インターンシップの実施</p> <p>農業法人における、インターンシップ、チャレンジファームの実施</p>

事業名	農業大学校カリキュラム充実事業
実施主体	県
事業目的	学生の卒業後に必要な学習を体系的に行うことを目的として、専門的講義が可能な外部講師等を活用してコース別学習を行い、多様化する就農形態に対応可能な農業教育を実施する。
事業内容	外部講師による専門的講義の実施

(出典：農業支援課)

(事業イメージ図)



②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
未来型農業教育環境整備事業	6,465	3,530	8,613

*本事業は令和3年度から開始した事業であるが、令和元年度・令和2年度は前事業である「埼玉農業フロンティア育成事業」の決算額を参考に記載している。

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	<p>①就農促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業教育連絡会議 8地区 ・体験研修 1回・29人参加 ・キャリア教育 のべ87人 ・チャレンジファーム 10人 <p>②農業大学校カリキュラム充実 自営就農、就職就農、関連産業就職に特化した講義を実施</p>	<p>①農業教育デジタルアーカイブ化 eラーニングシステムの運用開始</p> <p>②就農促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業教育連絡会議 8地区開催 ・体験研修 1回・23人参加 ・キャリア教育 のべ118人 ・チャレンジファーム 12人 <p>③農業大学校デジタルPR推進 動画3種類をYou Tubeで公開</p> <p>④農業大学校カリキュラム充実 自営就農(新規参入)、農家子弟、就職就農、関連産業就職に特化した講義を実施</p>
事業成果	農業大学校卒業生の就農率 65%	<p>農業大学校卒業生の就農率 69%</p> <p>デジタルアーカイブ済み講義数 49講義</p> <p>農業大学校PR動画視聴回数 5,000回超</p>

(出典：農業支援課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(2) スマート農業普及推進事業

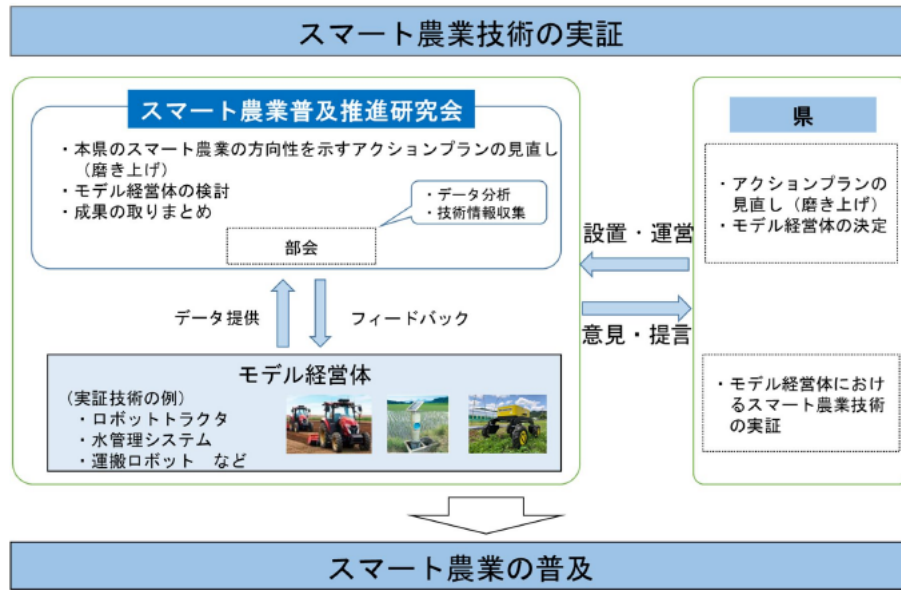
①概要

農業の生産現場では、担い手の減少や高齢化が進み、熟練農家の引退の増加が見込まれる一方、1経営体当たりの耕地面積が拡大している。このため、埼玉県農業が直面する課題の解決に資する先端技術の実証を通じて、スマート農業の普及を図り、農作業の「省力化」、「効率化」及び技術や知識の「見える化」を実現する。本事業は主に以下の業務で構成されている。

事業名	スマート農業技術の検証
実施主体	県、農業者等
事業目的	先端技術の実証を通じて、スマート農業の普及を図り、農作業の「省力化」、「効率化」及び技術や知識の「見える化」を実現する。
事業内容	<p>1. スマート農業普及推進研究会の運営</p> <p>農業者、学識経験者等から構成する研究会を設置し、アクションプランの見直し（磨き上げ）やスマート農業技術導入モデル経営体の検討、成果の取りまとめ等を行う。</p> <p>2. モデル経営体による実証</p> <p>モデル経営体にスマート農業技術を導入し、技術的な課題、労働時間、生産コスト、農作物の生育や品質への影響などに関するデータの取得、分析を行い、その結果を地域へのスマート農業技術普及のため活用する。</p>
補助対象基準	<p>1. 事業実施主体</p> <p>県内に居住する農業者、県内に事業所を置く農業法人、農業協同組合等。提出された事業実施計画に基づき、スマート農業普及推進研究会において意見聴取の上で決定される。</p> <p>2. 補助対象経費</p> <p>(1) スマート農業技術の実証に係る機械及びその付帯施設等</p> <p>(2) スマート農業技術の実証に係るシステム等</p> <p>(3) その他、知事が特に必要と認める経費</p> <p>3. 実証期間</p> <p>3年間</p> <p>4. 採択要件</p> <p>(1) 「モデル経営体選定基準」を満たすことが見込まれること</p> <p>(2) 実証を通じて地域へ普及する役割を担うと見込まれること</p> <p>5. 補助率</p> <p>補助対象経費の1/2以内（補助金を含めた標準事業費は1,000万円）</p>

(出典：スマート農業普及推進事業実施要領・要綱)

(事業イメージ図)



②決算額

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スマート農業普及推進事業	-	18,952	18,549※

※令和2年度の繰り越し分 1,575 千円を含む

③補助金交付実績

件数及び補助金額の推移

年度	申請件数	採択件数	補助金 (単位：千円)
令和2年度	7	5	18,194
令和3年度	9	7	17,777※

※令和2年度の繰り越し分 1,575 千円を含む

(出典：農業支援課)

④事業成果

	令和2年度	令和3年度
事業成果	全5件の実証中間結果を県HPで公表	全7件中2件の実証中間結果を県HPで公表

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(3) 農業法人経営継続計画策定支援事業

①概要

大規模自然災害の頻発や新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、農業経営におけるリスクマネジメントとして経営継続計画（BCP）への農業者の関心が高まっている。そこで、自然災害や感染症の拡大などの不測の事態に備え、農業法人等におけるBCP策定を支援することで、農業経営の安定化・強靱化を目指すとともに、県民生活に欠かせない農産物の安定供給及び雇用の維持・確保を図る。本事業は主に以下の業務で構成されている。

事業名	農業法人経営継続計画策定支援事業
実施主体	県
事業目的	県を代表する経営類型のモデルとなる農業法人等に対して専門家を派遣し、経営の脆弱性、課題等を抽出し、防災・減災などのリスク回避・軽減を目的とした経営継続計画（BCP）の策定を支援する。
事業内容	<p>1. BCPの策定支援者育成研修</p> <p>農林振興センター等に対してBCPの策定に係る研修会を実施し、農林振興センター等が農業経営者に対して円滑なBCPの策定を支援できるようにする。</p> <p>2. BCPの策定支援</p> <p>(1) 個別支援会</p> <p>中小企業診断士等を農業経営者に対して派遣し、BCPの策定を支援する。</p> <p>(2) 集合研修会</p> <p>複数名の農業経営者に対して集合研修によるBCPの策定支援を実施する。</p>
選定基準	<p>支援対象者</p> <p>県を代表する経営類型に係るBCPを漏れなく策定できるよう、地域への波及効果（他へのBCP策定の意識啓発効果）が高いと見込まれる農業法人等を候補者として選定する。</p>

（出典：農業法人経営継続計画策定支援事業実施要領・農業支援課）

②決算額

（単位：千円）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業法人経営継続計画策定支援事業	-	-	2,174

③事業成果

	令和3年度
事業成果	全40件中39件のBCP事例をHPで公表

④監査人総括

【意見6】BCP策定後は速やかに事例として公表に努めることが望ましい。

令和3年度中に策定に着手した40件のBCPのうち1件が未公表となっていた。公表に向け埼玉県農業会議と対象事業者の間で内容を精査し、県からも埼玉県農業会議に対し、策定状況について適宜確認を行っていたとのことで、当監査期間中（令和5年1月時点）において公表対応済となった。BCP策定後には滞りなく公表されることが望ましい。

(4) 新規就農総合支援事業

①概要

埼玉農業を将来にわたって発展させていくためには、青年新規就農者を増やしていくことが不可欠である。

このため、青年等の就農意欲の喚起と就農後の経営確立を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び就農直後（5年以内）の所得を確保する資金を交付し、将来の埼玉農業を担う青年新規就農者を確保する。本事業は以下の業務で構成されている。

事業名	就農準備資金事業
事業実施主体	県
事業内容	就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付する。
補助対象基準	<p>1. 交付対象者 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満の者</p> <p>2. 交付要件</p> <p>(1) 農業大学校や県が認める研修機関で概ね 1 年以上研修すること</p> <p>(2) 常勤の雇用契約を締結していないこと</p> <p>(3) 原則、前年の世帯所得が 600 万円以下であること</p> <p>(4) 研修終了後、1 年以内に独立自営就農、雇用就農、親元就農すること</p> <p>※独立自営就農する場合は就農後 5 年以内に認定農業者等になること</p> <p>※親元就農する場合は 5 年以内に経営を承継するか法人の共同経営者になること</p>
交付額	最大 150 万円/年（最長 2 年間）

事業名	営農開始資金事業
事業実施主体	市町村
事業内容	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付する
補助対象基準	<p>1. 交付対象者</p> <p>(1) 申請時の年齢が原則 50 歳未満であること</p> <p>(2) 独立自営就農する新規就農者であること</p> <p>(3) 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること</p>

	<p>2. 交付要件</p> <p>(1) 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画があること</p> <p>(2) 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること</p> <p>(3) 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること</p> <p>(4) 経営を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市町村長に認められること</p>
交付額	最大150万円/年（最長5年間）

(出典：新規就農総合支援事業実施要領、農業支援課)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農総合支援事業	201,611	217,780	170,199

③事業実績（補助金交付実績）：件数及び補助金額の推移

ア. 就農準備資金事業

年度	交付件数	補助金 (単位：千円)
令和元年度	22	30,250
令和2年度	19	41,625
令和3年度	14	18,750

イ. 営農開始資金事業

年度	交付件数	補助金 (単位：千円)
令和元年度	138	169,678
令和2年度	129	175,897
令和3年度	122	148,952

(出典：農業支援課)

④監査人総括

【意見7】就農準備資金事業の目標達成の手法を検討すべきである。

就農準備資金事業では補助金交付対象者数を40名として予算要求しているが、令和3年度の実績は14人と予算時点の目標を大幅に下回っている。過去からの補助人

数の推移は下記のとおりであり、令和元年度からは研修機関認定基準が設けられ研修機関の認定が厳しくなったこと、さらに令和2年度からは前年の世帯所得制限が追加されたことから、申請者数が年々減少している。こうした背景と過去からの補助人数の推移に鑑みると、予算目標人数の40名と乖離がみられる。県としては研修の認定機関となっている農業大学校、明日の農業担い手育成塾の充実を図ることで申請者数の増加、ひいては新規就農者数の確保につなげようとしているところではあるものの、目標達成のための手法を検討すべきである。

	人数							人			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	計(のべ)
準備型	37	48	41	36	39	28	27	22	19	14	311
経営開始型	38	66	96	84	139	149	151	138	129	122	1,112
経営発展支援金								1	0	0	1
合計	75	114	137	120	178	177	178	161	148	136	1,424

(5) 普及活動推進事業

①概要

普及指導員が直接農業者に接して、農業生産方式の合理化及び農業経営並びに農村生活の改善に関する技術や知識の普及指導を効果的に行うため、農林振興センター農業支援部の設置及び運営を行うとともに、普及指導員を配置する。本事業は以下の業務で構成されている。

事業名	農林振興センター農業支援部の運営
実施主体	県
事業目的	農林振興センター農業支援部の運営を行い、農業者に対して支援を行う。
業務内容	農林振興センター農業支援部の設置及び運営と普及指導員の配置を行う。あわせて、普及活動に必要な指導用機材、巡回指導車の整備を行う。

事業名	普及指導員の活動
実施主体	県
事業目的	普及指導計画や要請にもとづき農業者に対する普及活動、普及指導員による現地課題の解決や調査研究を行う。また、普及指導員の資質向上のため普及指導員等研修を行う。
業務内容	農業者に対する普及活動、現地課題の解決、調査研究、普及指導員等の研修

事業名	農業者に対する支援
実施主体	県
事業目的	農業・農村リーダー研修会、農業技術講座を開催し、農業者に対して支援を行う。
業務内容	農業・農村リーダー研修会、農業技術講座の開催 技術・品種の普及に係る研修、ICT技術等の普及に係る研修を含む

(出典：農業支援課)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
普及活動推進事業	50,013	45,581	47,017

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・8ヶ所の農業支援部と農業革新支援担当に普及指導員を配置 ・普及指導員数 142名 ・現地開発型新技術実証ほ場の設置 8ヶ所 ・農作物生育診断ほ場、生育調査ほ場の設置 全19か所 ・農業・農村リーダー研修会、農業技術講座 8地区にて開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・8ヶ所の農業支援部と農業革新支援担当に普及指導員を配置 ・普及指導員数 142名 ・現地開発型新技術実証ほ場の設置 8ヶ所 ・農作物生育診断ほ場、生育調査ほ場の設置 全19か所 ・農業・農村リーダー研修会、農業技術講座 8地区にて開催

(出典：農業支援課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(6) 有害動植物防除等体制整備促進事業

①概要

野生鳥獣（イノシシ、サル、シカ、アライグマ、ハクビシン等）による農作物被害は高止まりし、広域化していることから、農業経営の安定化と地域農業の振興を図るためには、地域で連携して被害防止対策を進める必要がある。そこで、地域において被害防止対策を指導的な立場で進めることのできる人材の育成や、対策技術の普及啓発等により、効果的かつ効率的な被害対策の推進を図る。本事業は以下の業務で構成されている。

事業名	農作物鳥獣害防止指導者育成
事業実施主体	県
事業内容	市町村職員、農業協同組合職員等を対象に鳥獣害防止に係る研修会を行い、地域で活動できる鳥獣害防止指導者を育成する。

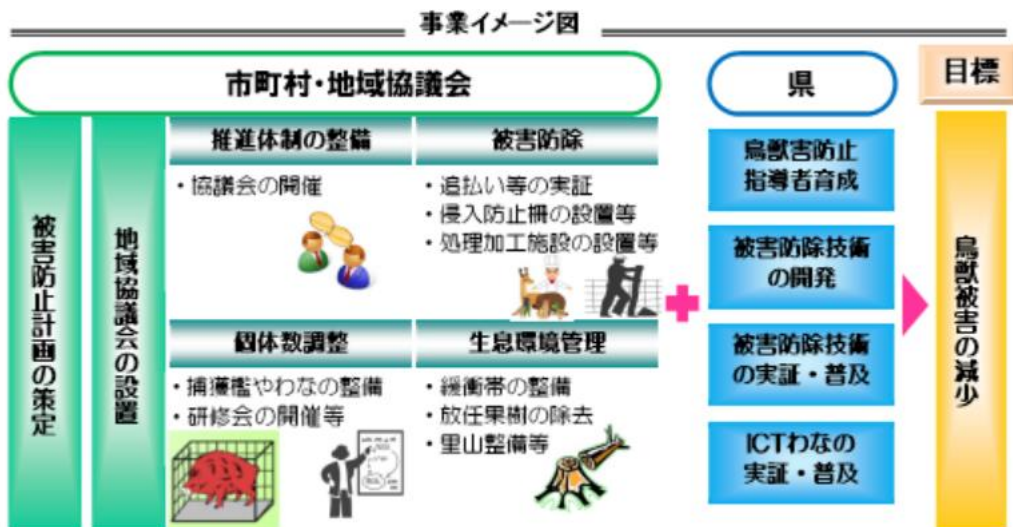
事業名	防除技術の開発・普及
事業実施主体	県
事業内容	(1) 地域に対応した被害防除技術の開発及び指導を行う。 (2) 普及指導員による被害防除技術の実証及び普及を実施する。 (3) 地域住民への被害対策の普及啓発を行う。

事業名	鳥獣被害防止対策
事業実施主体	地域協議会、県
事業内容	(1) 鳥獣被害防止計画を策定している市町村地域協議会における被害防除技術の導入や人材の育成、捕獲機材整備などの被害防止対策の支援を行う。（補助事業） (2) 野生イノシシの捕獲強化を図るため、ICT わなの整備や講習会を開催し、被害防除技術の実証及び普及を推進する。
補助対象事業	I. 鳥獣被害防止対策 1. 推進事業 (1) 被害防止活動推進 ①推進体制の整備 ②有害捕獲 ③被害防除 ④生息環境管理 ⑤サル複合対策

	<ul style="list-style-type: none"> ⑥他地域人材活用 ⑦ICT 等新技術の活用 (2) 実施隊特定活動 <ul style="list-style-type: none"> ①大規模緩衝帯整備 ②誘導捕獲柵わな導入 (3) ICT 等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (6) 鳥獣被害対策実施体制強化 (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) 重点捕獲対策強化 (9) 処理加工施設の人材育成 (10) ICT の活用による情報管理の効率化 (11) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進 <p>2. 整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 鳥獣被害防止施設 <ul style="list-style-type: none"> ①新規整備 ②再編整備 (2) 処理加工施設 (3) 捕獲技術高度化施設 (4) 地域提案 <p>II. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動</p> <p>1. 推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 有害捕獲
補助対象基準	<p>I. 鳥獣被害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 被害防止計画が作成されているか、作成が確実に見込まれること 2. 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われているか、実施が確実に見込まれること 3. 整備事業を実施する場合は、受益戸数が3戸以上であること 4. 整備事業を実施する場合は施設の耐用年数が農村振興局長が定める一定年数を超えること 5. 整備事業を実施する場合は、当該施設の整備によるすべての効用によってすべての費用を賄えることが見込まれること

	II. 鳥獣被害防止対策 被害防止計画が作成されていること	
補助率	事業	補助率
	I. 鳥獣被害防止対策	
	1. 推進事業	定額、1/2 以内
	2. 整備事業	定額、1/2 以内。ただし一定の振興山村、過疎地域、特定農山村地域、指定棚田地域については事業費の 5.5/10 以内の定額。
	II. 鳥獣被害防止緊急捕獲活動 推進事業	定額（上限単価は農村振興局長が別に定める）

(出典：有害動植物防除等体制整備促進事業費補助金交付要綱、実施要領、農業支援課)



○農作物被害金額の推移

埼玉県における鳥獣種別農作物被害金額

単位：万円

鳥獣種		H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
獣類	イノシシ	3,899	2,830	3,776	1,689	1,562
	シカ	1,500	1,600	1,344	1,076	1,422
	サル	1,465	1,203	1,344	827	1,109
	ハクビシン	823	1,110	1,050	517	673
	アライグマ	1,352	1,635	2,136	2,603	2,347
	その他	751	478	246	232	285
	獣類計	9,791	8,856	9,896	6,943	7,399
鳥類	カラス	492	460	625	631	515
	ヒヨドリ	192	151	300	156	260
	ムクドリ	300	229	254	58	46
	スズメ	247	130	217	167	202
	カモ	10	39	14	20	66
	その他	27	19	51	209	194
	鳥類計	1,268	1,029	1,461	1,241	1,283
合計	11,059	9,885	11,357	8,184	8,682	

※四捨五入の影響で計は合いません。

(出典：埼玉県 HP、農業支援課)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有害動植物防除等 体制整備促進事業	5,669	20,674	12,924

③補助金交付実績

件数及び補助金額の推移

年度	交付件数	補助金 (単位：千円)
令和2年度	13 協議会	9,469
令和3年度	12 協議会	9,448

④事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止技術指導者育成研修会開催：4回 ・被害防除技術実証ほの設置等：4地区 ・鳥獣被害防止計画を策定している協議会に対する助成：13協議会（17市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止技術指導者育成研修会開催：4回 ・被害防除技術実証ほの設置等：4地区 ・鳥獣被害防止計画を策定している協議会に対する助成：12協議会（16市町村）
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において被害防止対策指導を行う技術指導者認定数：11人 ・鳥獣被害防止計画策定市町村数：32 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において被害防止対策指導を行う技術指導者認定数 28人 ・鳥獣被害防止計画策定市町村数：32

（出典：農業支援課）

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

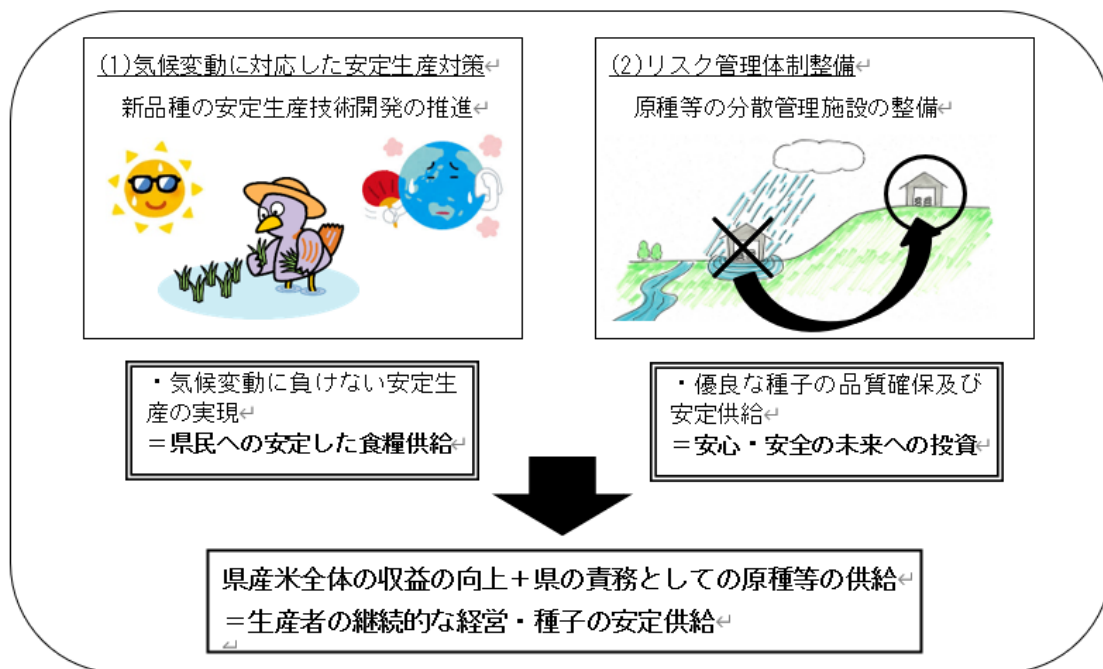
6. 生産振興課

(1) 咲いた 米・みらいプロジェクト推進事業

① 事業概要

主食用米の需要が減少する中で、県産米を将来に渡って安定供給が可能なものとするため、生産対策や新品種育成等を一層進めるとともに、生産の根本となる種子等において非常時にも対応できる安定生産体制を構築する。

(事業イメージ図)



事業実施主体	県
事業内容	1. 気候変動に対応した安定生産対策 気候変動に対応する安定生産技術の開発を推進する。 2. リスク管理体制整備 原種等の分散保管のための保管施設を整備する。
事業計画	1. 気候変動に対応した安定生産対策 1 品種 2. リスク管理体制整備 1 箇所
事業期間	令和3年度～令和7年度

②予算額・決算額

(単位：千円)

	予算額	決算額
1. 気候変動に対応した安定生産対策	1,911	881
2. リスク管理体制整備	6,118	480

③事業実績・成果

ア. 気候変動に対応した安定生産対策

埼玉県農業技術センターにて開発した水稻有望系統から、新たに導入する1系統を選定し、選定した有望系統を現地に導入する新品種とするため、農林水産省へ品種登録出願を行った。

令和4年7月26日に、農林水産省の品種登録出願公表を受け、新品種「えみほころ」として現地導入が可能となった。

現在は、種子生産の各段階において、現地導入に必要な新品種の種子を確保するための準備を進めており、現地導入に必要な栽培暦の作成に向け、農業技術研究センターにおいて、新品種の栽培試験を行っている。

また、県内8か所において、既存品種である「彩のかがやき」「彩のきずな」と新品種の比較試験を行い、品種間差や、新品種の特性を示し、生産者や関係機関に展示している他、種子生産のための大規模実証ほにおいて、現地検討会を開催し、生産者や関係機関に新品種の紹介を行っている。

イ. リスク管理体制整備

埼玉県茶業研究所に種子保管冷蔵庫設置工事を行い、完成している。

種子保管冷蔵庫設置工事の詳細は下記の通り。

- ・実施場所：埼玉県入間市
- ・契約金額：4,037,000円（落札率91.1%）
- ・契約期間：令和4年3月3日から令和4年8月19日まで
- ・契約方法：指名競争入札（4者）

④監査人総括

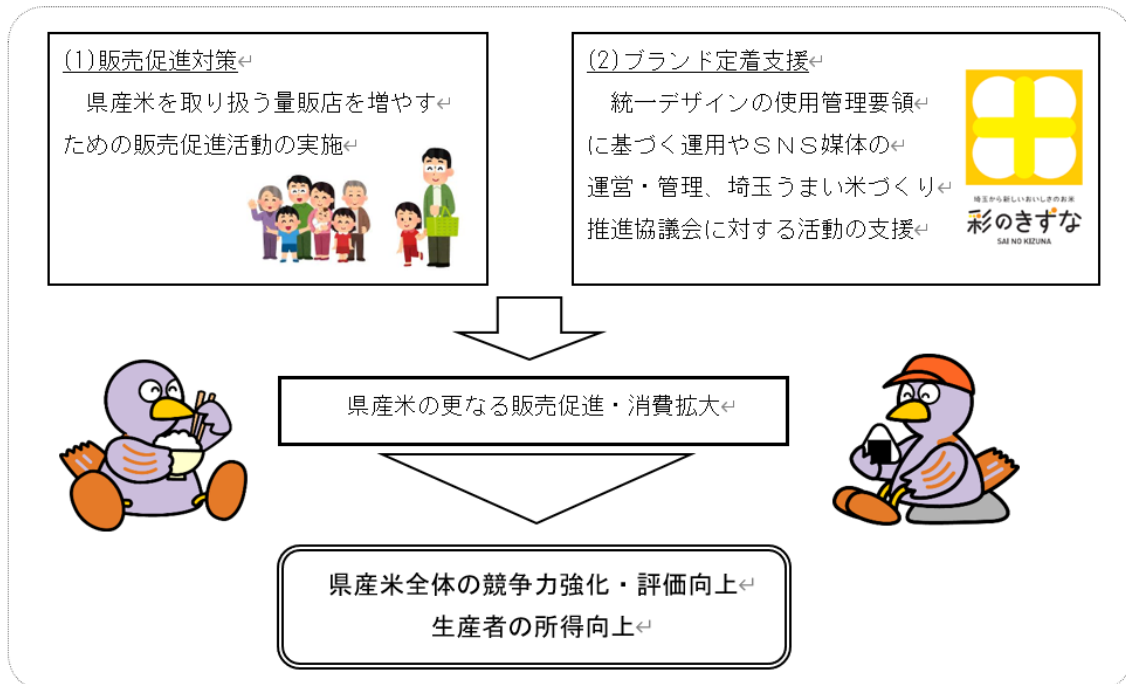
監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(2) 県産米競争力強化プロジェクト推進事業

①概要

主食用米の需要が減少する中で、県産米の消費拡大・ブランド定着を支援していくことで、米価下落や産地間競争に打ち勝てるよう競争力強化を図り、県産米全体の評価を向上させ、主食用米が「儲かる農業」となるよう支援する。

(事業イメージ図)



事業実施主体	県
事業内容	<p>1. 販売促進対策事業（委託事業）</p> <p>県産米を取り扱う量販店を増やすための販売促進対策を行うことで、県産米のさらなる消費拡大を図る。</p> <p>2. ブランド定着支援事業（委託事業）</p> <p>統一デザインの使用管理要領に基づく運用やSNS媒体の運営・管理、埼玉うまい米づくり推進協議会に対する活動の支援などを通して、県産米のブランドの定着を図る。</p>
成果指標	<p>1. 販売促進対策事業</p> <p>「彩のきずな」の新規常設店舗数を年間20店舗、5年間で100店舗を成果指標としている。</p> <p>2. ブランド定着支援事業</p> <p>「彩のきずな」の消費者認知度を令和7年までに50%、米の食味ランキングにおける「彩のきずな」の特A評価獲得を成果指標としている。</p>

選定方法	1. 販売促進対策事業 事業の実施が可能な事業者が1者のみという判断 2. ブランド定着支援事業 プロポーザル方式
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
事業期間	令和3年度～令和7年度
契約金額	1. 販売促進対策事業 11,289,516円 2. ブランド定着支援事業 4,832,245円

（出典：生産振興課）

②予算額・決算額

（単位：千円）

	予算額	決算額
① 販売促進対策事業	12,300	11,599
② ブランド定着支援事業	4,897	5,489

③事業実績・成果

	目標	令和3年度実績
1. 販売促進対策事業	新規常設店舗数：20店舗	37店舗
2. ブランド定着支援事業	①「彩のきずな」の消費者認知度を令和7年度までに50%	①23.8%
	②「彩のきずな」の特A評価獲得	②特A獲得

米の食味ランキングは、一般に流通しているお米を対象として、（一社）日本穀物検定協会が実施しているものである。そのため「特A」獲得には、県内米生産者のおいしいお米を栽培するための技術習得・向上が重要とのことである。

本委託事業では、「極良食味を目指した彩のきずな栽培指針」の作成、配布や県内全てのJAにおいて「良食味栽培展示ほ場」を設置し、良食味栽培技術の普及に努めており、これらの地道な取組の結果が2年連続の「特A」獲得につながっていると考えられる。

また、彩のきずな「特A」ランクは、令和3年産獲得時には5件、令和2年産は5件、平成29年産は65件もの新聞、マスコミ等からの取材があり、広告効果が高く、量販店等の販売への波及効果が見込まれるものである。

④監査人総括

【指摘1】 契約の締結に要する費用である印紙代は受託者が負担すべきである。

本契約では委託契約書第18条により契約に係る費用は受託者負担であると定められている。しかし、概算払いの委託契約であったため受託者に費用に係る明細書を提出させ内訳を確認したところ、その中に「印紙代」が含まれており、実質県が契約費用を負担したこととなっている。

印紙代を県が負担することは契約違反であり、受託者に印紙代を返納するよう指導し、今後は契約内容の遵守を徹底するべきである。

【意見8】 成果指標として事業の途中年度毎の目標値を設定すべきである。

認知度の向上を事業成果の指標の一つとして挙げているが、認知度の向上については、成果指標として5年後の最終目標値のみ設定するだけでなく、途中年度毎の目標値を設定することを要望する。なお、令和4年度のEBPM調書の様式変更にしたがい、成果指標の年度毎の目標を設定しているとのことである。

【意見9】 HP や SNS 活動自体の目標設定を検討するべきである。

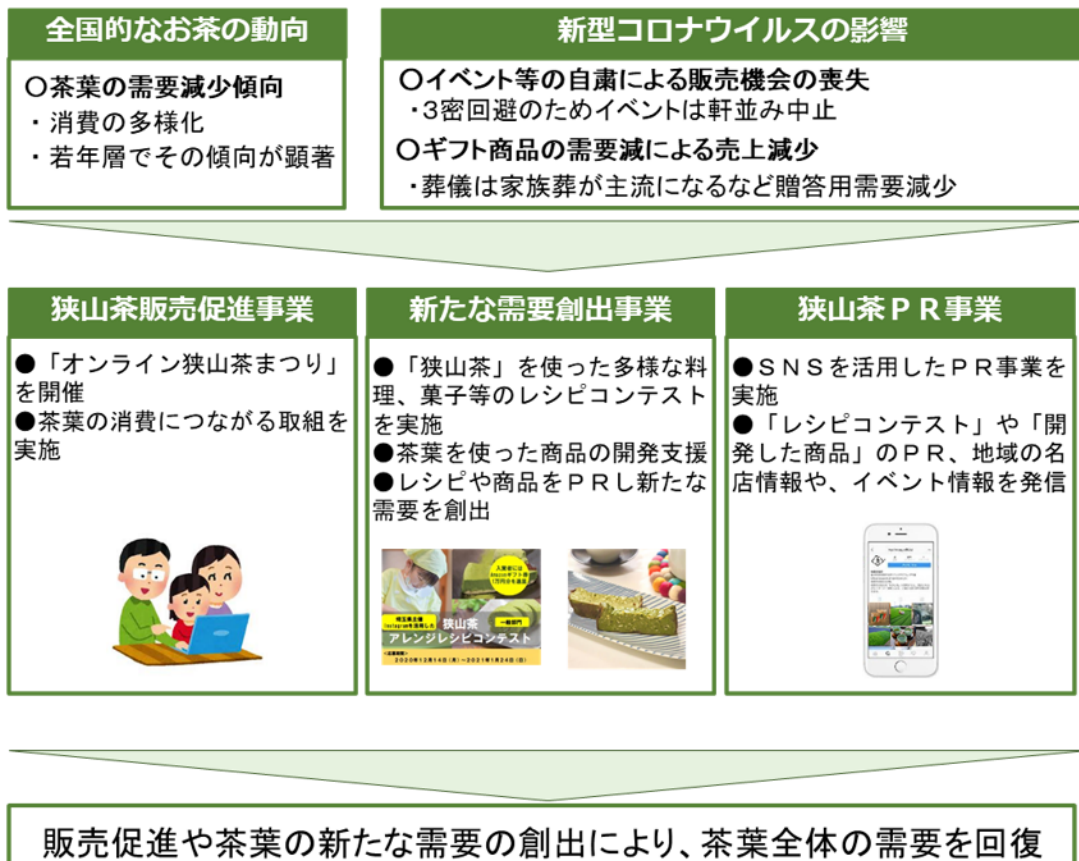
HP や SNS 活動によるプレビュー数やフォロワー数の実態把握は行っているが、認知度向上という事業目標を達成するための計画や年度ごとの進捗状況を定量的に評価することを目指し、HP や SNS 活動自体の目標を設定するべきである。

(3) 狭山茶需要創出促進事業

①概要

全国的に茶葉（リーフ茶）の消費が減少する中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、狭山茶の需要は更に落ち込んでいる。「オンライン狭山茶まつり」やレシピコンテスト等の開催により茶葉の新たな需要を創出し、茶葉全体の需要回復を図る。

(事業イメージ図)



事業実施主体	県
事業内容	1. 狭山茶販売促進事業（委託事業） 「オンライン狭山茶まつり」を開催し、茶葉の消費につながる取組を実施する。 2. 新たな需要創出事業（委託事業） レシピコンテストの開催や飲食店等の商品化に向けた取組を支援する。 3. 狭山茶PR事業（委託事業） SNSアプリ「Instagram」を活用したPR事業を実施する。
成果指標	1. 狭山茶販売促進事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山茶の魅力や楽しみ方を伝え、商品購入ができる「オンライン狭山茶まつり」の開催。 ・2の業務を効果的にPRするイベントの開催 <p>2. 新たな需要創出事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レシピコンテストの実施と参加促進：チラシ配布 5,000部 配布先 100か所 ・狭山茶を使った商品開発の支援 100社 <p>3. 狭山茶 PR 事業</p> <p>週に1回以上投稿し、1,2の業務をPRする。</p>
選定方法	プロポーザル方式
契約方法	随意契約
事業期間	令和3年度～令和5年度
契約金額	15,752,000円

(出典：生産振興課)

②予算額・決算額

(単位：千円)

	予算額	決算額
1. 狭山茶販売促進事業	4,983	4,982
2. 新たな需要創出事業	8,879	8,849
3. 狭山茶 PR 事業	2,104	2,095

③事業実績・成果

	目標	令和3年度実績
<p>1. 狭山茶販売促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1弾：6月下旬～7月下旬 WEB ページ上 ・第2弾：10月～11月 YouTube Live ライブ配信 	<p>第1弾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間内 5,000PV <p>第2弾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライブ視聴：5,000人 ・アーカイブ：10,000 再生数 	<p>27,382PV</p> <p>ライブ視聴： 2,000人</p> <p>アーカイブ： 6,060回</p>
2. 新たな需要創出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・レシピコンテスト：応募 数 200件 ・飲食店支援：100者 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募数：229件 ・支援 79者
3. 狭山茶 PR 事業	2021年度内に1,000フォロ ワーの獲得	107フォロワー増

④監査人総括

【意見 10】企画提案に変更がある場合はその理由や経緯等をまとめて整理しておくべきである。

狭山茶 PR 事業について、受託者が公募時に提案した目標値を大きく下回っている。担当課に確認したところ、狭山茶販売促進事業に重点を置くことがより有効であると判断したためとの説明があり、事実、同事業の目標値である WEB ページ PV 数は大きく上回る実績を残している。

企画提案の変更はやむを得ないものではあるが、大幅な変更は業者選定の正当性が疑われるおそれがあるため、その変更理由や経緯について取りまとめ整理するべきである。

7. 森づくり課

(1) 森林・林業基盤の整備事業

事業内容 大きく治山事業と森林管理道整備事業の2つがある。

	内容	事業期間
治山事業	県民の安全・安心な生活基盤の形成、森林の水源かん養機能の維持増進を図るため、荒廃地及び地すべり地に対して治山施設等を整備するもの	昭和27年度～
森林管理道整備事業	適切な森林整備の推進や林業経営の効率化及び山村生活環境の改善などを図るため、その基盤となる森林管理道を整備するもの	平成14年度～

①概要

ア. 治山事業

大きく国庫補助事業と県単事業から成っている。令和3年度の内容は下記のとおり。

事業	事業名称	内容	R3年度 実施箇所	予算金額(単位:千円)
国庫補助事業	公共治山事業	山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、山地災害の防止、被害の軽減を図る。	4箇所	186,210
国庫補助事業	農山漁村地域整備交付金	新たな崩壊等のおそれのある山地において治山施設を整備するほか、既存治山施設の機能強化・老朽化対策を実施し、山地災害の未然防止を図る。	2箇所	36,922
県単事業	山村生活安全対策事業(県事業)	国庫補助事業の採択基準に満たない山腹崩壊等の対策や既存治山施設の補修を行い、山地災害の防止等を図る。また、流木災害予防対策の推進を図る。	20箇所	350,973
県単事業	山村生活安全対策事業(市町村事業)	山地災害の防止等を図るため市町村が行う小規模な治山工事に補助する。	9箇所	23,377

イ. 森林管理道整備事業

大きく国庫補助事業と県単事業から成っている。令和3年度の内容は下記のとおり。

事業	事業名称	内容	R3年度実施箇所	予算金額(単位:千円)
国庫補助事業	森林管理道開設事業	森林整備の推進や山村における生活環境の改善を図る。	1箇所	46,000
国庫補助事業	森林管理道改良事業	法面崩壊の復旧や舗装の修繕を実施し、森林管理道の機能維持・向上を図る。	13箇所	525,789
国庫補助事業	森林管理道舗装事業	森林管理道を舗装し、地域の環境改善及び林業従事者の就業環境の改善を図る。	1箇所	25,764
県単事業	森林管理道改良事業	法面崩壊の復旧や舗装の修繕を実施し、森林管理道の機能維持・向上を図る。	20箇所	114,150
県単事業	森林管理道舗装事業	森林管理道を舗装し、地域の環境改善及び林業従事者の就業環境の改善を図る。	4箇所	35,950
県単事業	森林管理道防災対策事業		13箇所	88,116

②予算と実績

ア. 治山事業

(単位:千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	518,463	578,293	577,364	596,932	597,482
実績	540,698	537,394	508,761	540,507	724,933

イ. 森林管理道整備事業

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	627,545	799,886	799,443	835,754	835,769
実績	569,101	625,981	516,849	609,047	718,391

当初予算と実績の間に差異が生じているが、主に翌年度への予算の繰越及び国庫補助事業における内示減によるものである。

ウ. 事業実績

(単位：千円)

	事業	R1年度	R2年度	R3年度
1	国庫森林管理道整備事業	522,147	386,123	460,757
	① 森林管理道開設	4箇所	1箇所	3箇所
	② 既設森林管理道改良整備	25箇所	13箇所	14箇所
2	県単独森林管理道整備事業	266,548	223,923	257,633
	既設森林管理道改良整備	36箇所	17箇所	19箇所

③事業効果

ア. 治山事業

森林の公益的機能が向上し、山地災害の防止が促進される。県民の安全・安心な暮らしが確保され、生活環境の向上が図られる。

令和3年度 治山事業の重点化

令和元年東日本台風により被災した山地における治山対策を推進し、山地防災力の強化を図る
7箇所 209,950千円

位置図

東日本台風被災山地復旧の取組状況

令和元年度：新規6箇所
令和2年度：新規9箇所、継続1箇所
令和3年度：新規4箇所、継続3箇所
令和4年度：継続4箇所
令和5年度：継続2箇所

代表例：上三(ときがわ町)

山腹崩壊状況

対策イメージ

下流の荒廃状況

対策イメージ

イ. 森林管理道整備事業

森林管理道は、適切な森林の整備や木材・林産物の搬出を行うため、トラックや林業用車両などが森林へ容易にアクセスできるように設置した道路である。適切な森林整備の推進や林業経営の効率化をはじめ、山村地域の生活道や近年頻発している豪雨災害等の非常災害時の迂回路としても大きな役割を果たしている。県では、令和58年度までに1,510キロメートルの森林管理道等を整備することを目指し、令和3年度末時点で889キロメートルを整備した。その他の役割として、代替路としての活用が見込まれている。



(出典：埼玉県 HP)

④課題とその対応

引き続きコスト改善を図るほか、県管理森林管理道の市町村への移管を促進し、維持管理費の縮減を図る必要がある。

現状では、道路幅員の縮小等により、コスト縮減を進めるほか、線形の見直し等を随時行い、工事単価の減に努めている。県から市町村への移管を順次進めており、元年度は小鹿野町へ1路線の一部区間の移管に関する条件工事を執行した。今後は残りの条件工事を執行し移管する予定となっている。

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(2) 森がつなぐ山とまちの未来事業

①概要

都市部と山側の市町村が連携して森林整備や木材利用を行い、森林の公益的機能維持・発揮を図るものである。また、あわせて都市住民に森林サービスを提供することで、森林や緑に対する理解を深めるものである。

具体的には、市町村が森林環境譲与税等を活用し、都市部と山側の市町村が相互に連携して、森林の整備や木材利用等の取組を進めるため、『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』を令和3年8月に設置した。センターが市町村間の協定締結等に向けた支援を担っている。

②現状と課題

主に下記の2つの事情があった。

・譲与税の使途未定

市町村への令和2年度の譲与税の使途の6割以上が基金に積み立てられており活用できておらず、いち早い事業への活用が求められた。

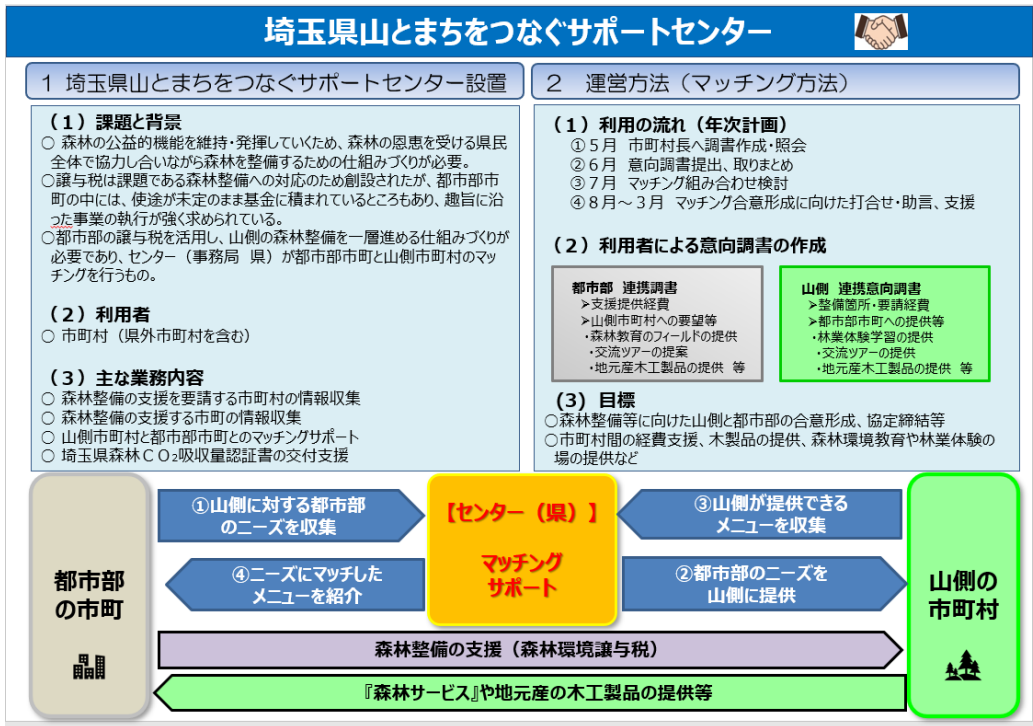
・市町村間連携は限定的

森林環境譲与税の使途における県内市町村間の連携事例は、秩父市と豊島区による森林整備の実施協定など一部に限られていた。

上記を踏まえての下記の2つの課題があった。

	課題
1	市町村の具体的な活用方針が未定 ・森林整備の適切な場所が少ない又はないため、税の使途が限定される。 ・税額に見合った施策が考えられない。 ・木材利用を考えているが具体的な使途は未定。
2	市町村間連携の難しさ ・他市町村と連携するにあたり、これまで防災協定や友好都市などつながりがあった市町村同士は比較的活路を見出し易いが、そうでない場合にはきっかけを掴むのが難しい。 ・他市町村との連携には概ね理解を示しても、具体的な取組内容が分からない又は不一致である。 ・連携するにあたり、譲与税を他の市町村で使用するについて住民が納得できる施策とする必要がある。

そこで、森林の公益的機能を持続的に維持・発揮していくため、森林の恩恵を受けている県民全体が協力し合いながら適切に森林の整備をしていくことが必要である。市町村が森林環境譲与税等を活用し、都市部と山側の市町村が相互に連携して、森林の整備や木材利用を進めるため、『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』の運営の一部を担うこととした。



(出典：森づくり課)

センターでは、市町村への意向照会、意見集約、組み合わせ検討、組み合わせ提案、協定締結に向けた事業提案や支援などを行っている。具体的には、埼玉県水源地域保全条例第2条の規定に基づく「水源地域」を有する18市町村を『山側市町村』とし、それ以外の45市町を『都市部市町』とし、山側市町村と都市部市町とのマッチングを行っている。マッチングの結果は下記のとおりである。

森林環境譲与税の連携に関する令和3年度市町村組み合わせの概要

令和4年5月
総務・森林企画担当



(出典：森づくり課)

③委託業務の概要

項目	内容
業務名	令和3年度埼玉県森がつなぐ山とまちの未来事業委託業務
業務内容	都市部と山側の市町村が連携して森林の整備や木材の利用を行い、森林の公益的機能の維持・発揮を図るため、『埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター』の業務の一部を委託し、市町村の意向に係る情報収集や組み合わせの検討など、市町村間の協定締結等に向けた支援業務を行う。
委託期間	契約締結の日から令和4年3月28日（月）まで
予算	森がつなぐ山とまちの未来事業（委託料） 予算額 8,500,000 円
予定価格	3,425,400 円
執行方法・理由	（1）随意契約（二者指名により契約業者を決定） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約の根拠） 埼玉県財務規則第103条第3項第4号 （2）随契理由 県内の公益性目的で活動する団体のうち、森林・林業関係の知識・理解や森林整備等に関する技術力、市町村や業界関係者との調整力など当該業務に必要な資質を有する者は2者以外にはないため。
見積書を徴しようとする相手方	（1）公益社団法人 埼玉県農林公社 （2）公益社団法人 埼玉県緑化推進委員会

④予算と実績

項目	内容
予算	9,000 千円 内訳①マッチングサポートセンター設置運営委託業務 8,500 千円 ②運営等事務 500 千円
実績	後に令和4年2月の補正にて3,563千円を減額している。
業務の推移	令和3年 8月 センター設置（森づくり課 総務・森林企画担当内） 9月 県内63市町村へ連携意向調査実施 12月 （公社）埼玉県緑化推進委員会へ業務委託（～3月末まで） 令和4年 1月 （公社）埼玉県農林公社へ一部業務を（公社）埼玉県緑化推進委員会から再委託 2月 市町の連携の意向に係る追加調査を実施 3月 市町村間の組み合わせ協議

⑤成果

- ・利用規約、運営要領を定め、8月に「埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター」を設置した。
- ・8月から9月にかけて県内全63市町村の意向調査を実施し、20市町から連携の意向があることを確認した。
- ・意向調査の結果から市町村へ組み合わせの提案を行い、3組の連携協議を行った。この3組は、令和4年度に継続協議を行う。
- ・令和4年度も追加の意向調査や連携に向けた新たな市町村間の協議を実施する。

委託先の選定に当たり、令和3年度は2者（公益社団法人埼玉県緑化推進委員会と公益社団法人埼玉県農林公社）への指名見積合わせを経て契約を決定することになっていたが、うち、埼玉県農林公社が辞退し、もう1者である埼玉県緑化推進委員会を受注し、後に、埼玉県緑化推進委員会から埼玉県農林公社へ再委託が行われている。見積を依頼していた2者のうち1者が辞退したことで、もう1者に業者が特定される形となった。その後、辞退業者へ再委託を行ったが、担当課において業務内容や再委託期間なども確認した上で、再委託の協議を行っている。

⑥監査人総括

【意見11】市町村の意向調査の結果を最大限活用すべきである。

令和3年9月に市町村に対して意向調査を実施している。その結果、都市部市町からは県内の森林整備や木材活用についての情報を網羅したホームページの設置要望や、連携先の紹介希望が寄せられたほか、県内市町村が参加する連絡協議会の早期の整備について要望も寄せられている。

このような要望に対し、予算措置を行い、早急に対応することが望まれる。

(3) 林業・木材産業構造改革事業

①概要

地域林業の振興と多様な森林資源の有効活用を図るため、林業・木材産業の構造改革を推進するものである。平成14年度から当該事業を開始している。

(出典：『都市と山をつなぐ「木」になる施設 埼玉県産木材利用事例集』)

②予算と実績

過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	263,341	266,522	442,815	440,591	456,027
実績	74,061	80,844	177,491	540,506	154,960

主な内容は、高性能林業機械の導入に関する補助、木造公共施設に対する補助、木材加工流通施設に対する補助である。当初予算と実績の間に乖離が見られる。

③令和3年度の予算

令和3年度は森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、次の事業を実施している。

	内容	金額（単位： 千円）
1	「埼玉の木」施設整備促進事業 民間への波及効果やPR効果の高い公共施設等の木造化・内装木質化を推進し、一層の県産木材の利用を進める。	213,396
2	「埼玉の木」加工・流通促進事業 木材加工・流通施設の設置を推進し、一層の県産木材の利用を進める。	599,500
3	次世代木材生産・供給システム構築事業 川上と川中の事業者が連携し、間伐材の供給力の強化や安定供給の確保のための路網整備、伐倒・搬出等を支援する。	86,000
4	特用林産施設体制整備事業 福島第一原発事故の影響を受けているきのこ生産者に対し、生産資材（きのこ原木、菌床用培地等）の導入について支援する。	74,884
5	特用林産物活用施設等整備事業 特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。	105,600
6	都道府県付帯事務費	159

④令和3年度の実績

	内容	金額（千円）
1	「埼玉の木」施設整備促進事業	60,750
2	「埼玉の木」加工・流通促進事業	70,780
3	次世代木材生産・供給システム構築事業	2,340
4	特用林産施設体制整備事業	21,069
5	特用林産物活用施設等整備事業	0

⑤事業内容




ア.「埼玉の木」施設整備促進事業

項目	内容
建物名	小鹿野町役場庁舎建設
建物概要	<ul style="list-style-type: none"> ・建物用途：庁舎 ・主要構造：木造在来軸組構法 準耐火構造 ・階数：地上2階 ・建築面積：1,564 m²、延べ床面積 2,403 m²
発注者	発注者：小鹿野町
設計監理	有限会社 香山建築研究所

施工者	体制：高橋特定建設工事共同企業体※令和3年度から令和4年度に繰り越している。令和5年2月に竣工予定。
-----	--



イ. 「埼玉の木」加工・流通促進事業において設置した木材加工流通施設の概要

名称	モルダー	グレーディングマシン	グラップル付トラック
内容	木材の仕上げ工程で、鋸刃（のこば）による裁断でざらついた木材の表面を平滑にする機械	木材の含水率及び強度性能を測定し、そのデータを木材に印字する機械を指す。 機械等級区分のJAS製材を生産するために必要となる。	トラックの運転室と荷台の間や、荷台最後部に「グラップルクレーン」を積んだトラックを指す。 木材を積む、運ぶを1台でこなせる
画像			

ウ. 次世代木材生産・供給システム構築事業

事業名	令和3年度埼玉県林業・木材産業構造改革事業
-----	-----------------------

申請者	秩父広域森林組合
事業内容	路網整備 作業道開設 1,365m
交付額	2,340,000 円
経費内訳	事業費 2,626,978 円
事業完了日	令和 3 年 12 月 22 日
画像（森づくり課作成書類より引用）	



○実施要領

趣旨	地域材の競争力強化に向け、生産性向上等の体質強化を図るため原木を安定的に供給するための間伐材生産及び路網整備等を一体的に実施する取組への支援を行う
補助対象事業の内容	<p>1 間伐材生産</p> <p>(1) 間伐材の生産（不用木の除去（侵入竹を含む）、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出集積、積込）の実施</p> <p>(2) 関連条件整備活動等（対象森林の調査、森林所有者の同意の取り付け、森林作業道の整備、その他（ただし、間伐材生産と一体的に実施すること））</p> <p>2 路網整備</p> <p>(1) 森林作業道整備</p> <p>(2) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取り付け、その他（ただし、森林作業道整備と一体的に実施すること））</p>

○交付実績

	事業内容	交付先	申請数 (件)	交付数 (件)	交付額 (単 位：千円)
R1	路網整備	秩父広域森林組合	1	1	2,826
R2	路網整備	秩父広域森林組合	1	1	2,700
R3	路網整備	秩父広域森林組合	1	1	2,340

エ. 特用林産施設体制整備事業

目標	国産きのこの生産量（47万トン（平成30年）→49万トン（令和12年まで）
事業の流れ	<pre> graph LR A[国] -- "1/3、1/4" --> B[都道府県] B -- "1/3、1/4" --> C[事業実施主体] </pre>
趣旨	<p>特用林産物については、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響等により、生産や経営が困難な状況が続いている。被災地の復興に向け、きのこの等の次期生産に必要な生産資材の導入、放射性物質の測定機器の導入等、特用林産物の産地再生に向けた支援を継続する必要がある。</p>
実施内容	<p>1. きのこの生産力増強対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者等の次期生産に必要な生産資材の導入等 <p>2. 放射性物質の被害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全性が確認されたきのこの等の出荷促進に向けた放射性物質の測定機器（非破壊検査機器を含む）の導入及び出荷管理・検査の体制整備 ほだ木の洗浄機械、簡易ハウス等の放射性物質の防除施設の整備等 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>生産資材(しいたけ原木)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>非破壊検査機器</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">(出典：森づくり課)</p>

○予算と実績

(単位：千円)

項目	R1 年度	R2 年度	R3 年度
事業費	83,935	79,260	72,361
特用林産施設体制整備復興事業予算	33,864	32,191	22,317
国庫補助金精算額	33,864	32,191	21,069

オ. 特用林産物活用施設等整備事業

目標	木材利用及び木材産業体制等の整備推進
事業内容	特用林産物の生産基盤の強化や作業の効率化等特用林産物の活用体制の整備を行う。

事業の流れ	 (出典：森づくり課)
申請数	1 件
交付決定数	1 件
交付決定額	42,000 千円
交付完了 件数	0 件（令和 3 年度に交付決定した 1 件は完了予定であったが、工期の終了が令和 4 年度にずれ込んだため、令和 3 年度の実績は 0 件（金額 0 円）となっている。）

⑥事業成果

- ・ 県産木材の供給量

平成 27 年度：87,000 m³ → 令和 3 年度：116,000 m³へと増加している。

⑦監査人総括

【意見 12】次世代木材生産・供給システム構築事業について、実効性を高めるべきである。

過去 3 年間の実績によれば、申請件数は毎年 1 件のみで、予算の大部分が不用となっている。そのため、より多くの事業者にも周知し、間伐材の供給力の強化や安定供給の確保のための路網整備、伐倒・搬出等を支援すべきである。

(4) 埼玉県農林公社森林整備事業助成費

①概要

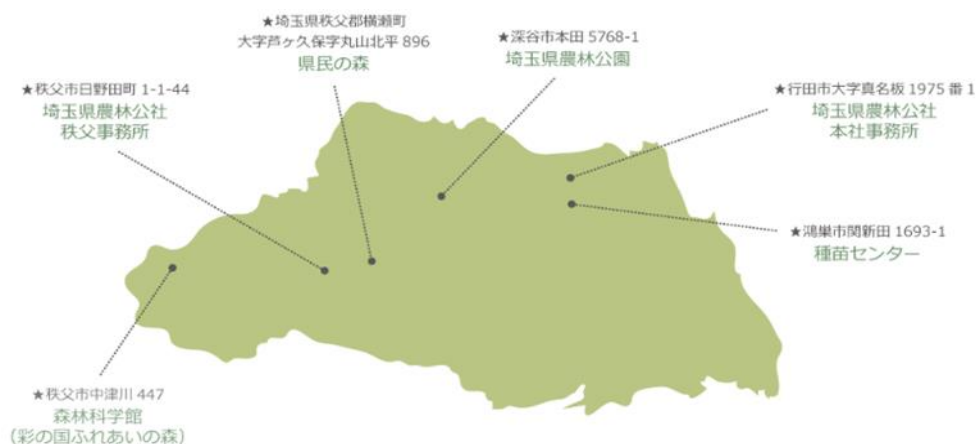
県は、農林公社を造林・保育事業の中心的な担い手として位置付け、分収林事業等による森林整備を実施している。農林公社は森林整備に関する豊富な技術力や知識を有するとともに、県内の森林状況に精通していることから、今後、引き続き分収林事業等によって森林整備を行い、森林資源の充実と森林の持つ公益的機能の発揮を図る役割を担っていく必要がある。このため、県は農林公社が行う森林整備に対し支援を行うものである。事業は昭和 59 年度から開始している。

②助成費の内容

	項目	名称	金額 (単位：千円)
1	貸付金	事業費や給与費等の管理費及び (株) 日本政策金融公庫償還金の貸付を行う。また、貸付金の運用により公社の一時的な資金不足に備えることで安定的な経営を支援する。 ア 貸付期間 50 年以内 (据置 45 年) イ 貸付利息 無利子 ウ 償還方法 年賦償還	366,951
2	繰上償還費補助	シカ被害等により収入が見込めなくなった分収林について、契約解約・繰上償還することにより将来の利息を削減するために必要な費用を支援する。	34,695
3	事務費		316

③埼玉県農林公社

当公社は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的として平成 15 年度に埼玉県農業振興公社 (昭和 46 年度設立) と埼玉県森林公社 (昭和 58 年度設立) を統合し、設立されたものである。本社及び関連施設は下記のとおり。



(出典：農林公社 HP)

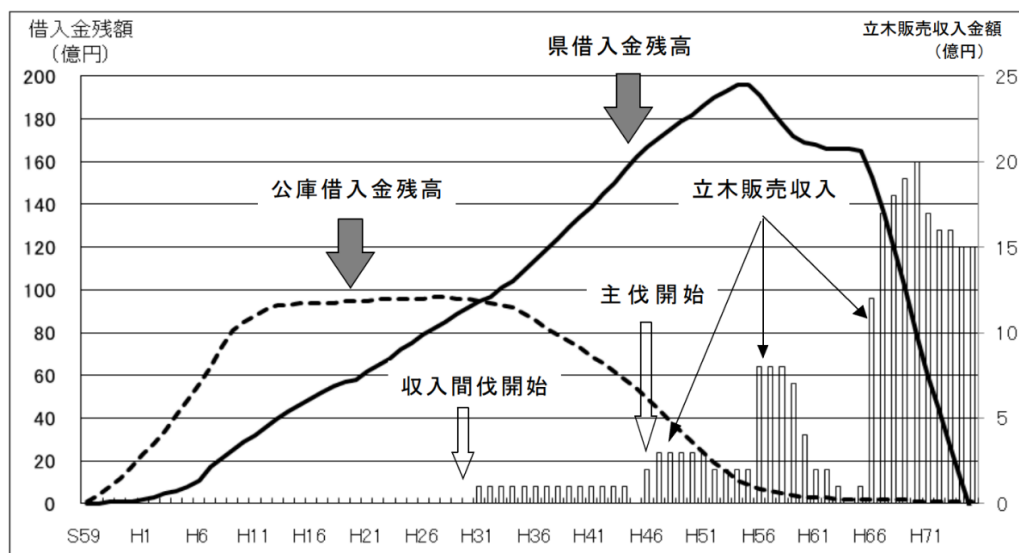
④公益社団法人埼玉県農林公社貸付要綱

適用時期	昭和59年5月1日決裁
目的	県が公益社団法人埼玉県農林公社の行う事業に必要な資金及び一時的な運用の貸付けを行うことにより、公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与することを目的とする。
貸付額	1 貸付金は、事業貸付金とする。 2 貸付金の額は、毎年度予算の範囲内において知事が定めるものとする。
利子	無利子
償還期限	50年以内
据置期間	45年以内
償還の方法	据置期間満了の日から元金年賦償還
償還期限の延長	知事は、災害その他公社の責めに帰することができない理由により、貸付金の償還が困難であると認めるときは、貸付金の償還期限を延長することができるものとする。

⑤農林公社改革プラン

(社) 埼玉県農林公社改革プランにおいて、令和45年度末には経営の黒字化を見込む長期収支予測を立てており、現在その達成に向けて経営改善の取組を実施している。

■分収林事業の長期収支予測（借入金残高と立木販売収入の推移）



(出典：森づくり課)

⑥予算と実績

ア. 過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	279,086	322,957	337,507	358,558	401,962
実績	279,086	322,648	324,298	323,547	366,951

イ. 令和3年度の実績

(単位：千円)

費目	予算額	決算額	差額	備考
貸付金	366,951	366,951	0	約定償還金、分収林事業費、管理費
補助金	34,695	0	△34,695	繰上償還費補助
事務費	316	0	△316	報償費、旅費、役務費等
合計	401,962	366,951	△35,011	

(出典：令和3年度(公社)埼玉県農林公社森林整備事業助成費決算資料)

⑦事業効果

下記の効果が見込まれる。

- ・ 県民が豊かで安全な水の供給を受けるために不可欠な水源のかん養や土砂災害の防止など県民生活を広く支える森林の持つ公益的機能の発揮
- ・ 県貸付金の無利子化による農林公社の経営改善
- ・ 将来の県財政負担の最小化

⑧監査人総括

【意見13】分収林事業における長期収支予測の見直しや、必要に応じて収益構造見直しをすべきである。

県では、農林公社経営改革プランを定めている。その中の分収林事業における長期収支予測に基づき、令和45年の経営黒字化に向けて農林公社の経営改善に取り組んでいる。

しかし、近年の人件費やエネルギー価格の高騰のほか、木材価格の変動等による今後の分収林事業における収支予測の変動により、農林公社経営改革プランにおける収支予測は不透明な状況となっている。そのため、分収林事業において、事業を取り巻く現状に即した長期収支予測の見直しや、必要に応じて収益構造の見直しをすべきである。

(5) 水源地域の森づくり事業

①概要

県内の水源地域において、手入れの遅れやシカ等の被害により荒廃し緊急に整備が必要となっている森林を対象に、市町村と連携して針広混交林の造成や荒廃森林の再生を行う。この整備により、水源涵かん養機能や土砂流出・崩壊防止機能などの公益的機能を高度に発揮させるとともに、スギ・ヒノキ花粉の削減、景観向上などを図るものである。

②実施要領

要領名	水源地域の森づくり事業実施要領
策定年	平成20年3月31日
事業対象区域	事業対象区域は、山間部の地域であって、水源の涵養機能を有する森林の存する市町村とする。(下記の市町村) 飯能市 毛呂山町 越生町 日高市 秩父市 横瀬町 皆野町 長瀨町 小鹿野町 本庄市 小川町 ときがわ町 東秩父村 美里町 神川町 寄居町 嵐山町 鳩山町
事業内容	<p>1 針広混交林造成事業（補助）</p> <p>手入れが遅れた人工林を強度間伐するとともに、広葉樹の植栽や天然更新により広葉樹の導入を図り、針広混交林を造成する。ただし、伐採率は法令等の制限内とする。なお、植生導入のため、間伐による伐倒木の整理（枝払、玉切、片付、除去）を行えるものとする。また、シカ等による 獣害が甚大な箇所においては、 獣害対策を行えるものとする。</p> <p>2 荒廃森林再生事業（県営）</p> <p>手入れの遅れやシカ等の被害により、荒廃の恐れがある林地及び再生が困難な林地において、獣害対策及び植栽等の対策を実施する。</p> <p>3 荒廃森林再生事業（補助）</p> <p>2に準じる。</p> <p>4 環境林整備モデル事業（県営）</p> <p>手入れの遅れやシカ等の被害により発生した不成績造林地について、自然力を活用した管理を行い環境機能の高い森林として保全する。現地調査、必要な施業の検討・実施を行うとともに、事業成果を検証しマニュアルを作成する。</p>
事業主体	<p>1 針広混交林造成事業と荒廃森林再生事業：市町村、森林所有者、林業事業体、特定非営利活動法人及び森林整備法人</p> <p>2 荒廃森林再生事業と環境林整備モデル事業：埼玉県</p>

③水源地域の森づくり事業

<p>県と市町村の 役割分担</p>	<p>県は災害防止の観点からダム上流の保安林について、必要な整備を行う。また、森林環境譲与税の8割を森林整備に充てても、森林整備の予算が不足する市町村について、不足額を支援する。</p> <p>市町村は保安林以外の条件不利森林について、森林環境譲与税を活用して必要な整備を行う。</p>
<p>事業費補助で 実施する事業</p>	<p>(1) ダム上流保安林</p> <p>ア 対象地 6ダム(有間、浦山、二瀬、滝沢、合角、下久保)上流の保安林を50%以上含む団地(林分が分散している場合は、自動車での移動時間が30分程度までの範囲を団地とすることができる)</p> <p>イ 事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林所有者、林業事業体、特定非営利活動法人及び森林整備法人(以下、「林業事業体等」という。) <p>(2) ダム上流保安林以外</p> <p>ア 対象地 6ダム上流の保安林以外の条件不利森林における団地(市町村有林は除く)</p> <p>ただし、条件不利森林とは、次の各号のいずれかに該当する森林とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標高800m以上の森林・標高800m未満で傾斜30度以上の森林 ・車道から徒歩30分以上かかる森林 ・市町村森林経営管理事業の対象と位置付けられた森林 ・意向調査で市町村に森林整備を委託したい旨の回答を得たが、経営管理権集積計画に記載されなかった森林 <p>イ 事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・複数の市町村から構成される協議会 ・補助を受けようとする箇所について市町村と補助事業実施協定を締結した林業事業体等 <p>ウ 市町村の森林環境譲与税の使途と規模</p> <p>森林環境譲与税の8割以上を森林整備に充てる市町村に、不足額の全額を支援する。</p> <p>ただし、市町村の不足額が県予算額を超える場合、予算額の範囲内で支援する。</p> <p>※森林環境譲与税のうち森林整備に充てる額が8割に満たない市町村は、支援の対象としない。</p>

- 手入れの遅れやシカの被害等により荒廃し緊急に整備が必要となっている水源地域の森林や不成績造林地を対象として、針広混交林を造成し広葉樹の森等を再生することにより、水源かん養、土砂流出防備などの公益的機能の高度発揮や、スギ花粉の削減、景観向上等を図る。

現状と課題

- 手入れ不足の人工林




下草が生育せず、表土が流出し根が露出した森林

シカの食害により、裸地化しやがて表土が流出する

今後の取組

- **針広混交林造成 508ha【継続】**
217,656千円(297,600千円)
人工林を強度に間伐し、針葉樹と広葉樹が混じりあった針広混交林を造成する
- **荒廃森林再生 92ha【継続】**
166,872千円(296,074千円)
獣害により植生回復が困難な箇所において①広葉樹植栽、②獣害防止柵の設置、③柵の修繕、④主林木保護を実施する。
- **環境林整備モデル【継続】**
5,000千円(14,204千円)
自然力を活用した管理を行い、荒廃の進行を防止し環境機能の高い森林として保全する
- **調査費** 5,000千円(5,000千円)
- **事務費** 3,013千円(3,013千円)




針広混交林の造成

荒廃森林の再生

水源地域の保全・整備、公益的機能の高度発揮

これまでの取組

- 県内の民有人工林57,000haのうち、公益的機能の持続的発揮が危惧される高標高地域など条件不利地、いわゆる水源地域17,000haを対象に森林整備を推進【実績】
・H20～R1 13,200haを針広混交林化及び森林再生を図った。





施業前 1回目施業後 針広混交林移行中

③予算と実績

ア. 過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	681,800	681,820	604,717	615,891	397,541
実績	599,571	509,811	570,335	554,116	397,062

イ. 事業別決算実績

(単位：千円)

	業務内容	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
1	森林現況調査業務	5,505	4,719	6,028	8,597	2,828
2	針広混交林造成	285,833	298,367	321,038	327,323	187,924
3	荒廃森林再生	308,231	206,724	243,268	215,192	193,971
4	環境林整備モデル事業 (一般財源)	-	-	-	3,003	12,337
	合計	599,571	509,811	570,335	554,116	397,062

ウ. 事業区分の内容

	事業区分	事業主体	内容
1	森林現況調査業務	県(直営事業)	森林整備を実施するために必要な森林現況調査・測量等の実施。

2	針広混交林造成	市町村、林業事業体等（補助事業）	人工林を強度の間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林を造成。
3	荒廃森林再生	県（県営事業）	獣害を受け、再生が困難な林地に植栽等の対策工を実施。
		市町村、林業事業体等（補助事業）	既設の獣被害防止施設の維持管理を実施。
4	環境林整備モデル事業	県（直営事業）	自然力を活用した管理を行い、荒廃の進行の防止環境機能の高い森林として保全。

エ. 補助金の実績

(単位：件、千円)

	補助金申請件数（当年度分）	補助金交付件数（当年度分）	交付金額			交付金額計（年度内）
			前年度分（前年度繰越）	当年度分	翌年度分	
R1年度	75	75	69,866	251,142	50,083	321,038
R2年度	69	69	50,083	277,239	40,394	327,323
R3年度	55	55	40,394	147,530	100,269	187,924

オ. 実績数値

(単位：ha)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
針広混交林造成	697	595	791	610
荒廃林再生	385	304	190	133

④事業計画

令和2年度から令和6年度の5年間で、4,000haの水源地域の森林を整備

⑤事業効果

水源地域の森林を再生させることにより、水源かん養機能の向上や、土砂流出・崩壊を防止するなど、森林の公益的機能の高度発揮が図られる。

(整備実績) 平成22年度 552ha、平成23年度 525ha、平成24年度 727ha、平成25年度 683ha、平成26年度 956ha、平成27年度 1,139ha、平成28年度 1,115ha、平成29年度 1,082ha、平成30年度 892ha、令和元年度 971ha、令和2年度 743ha、令和3年度 593ha

⑥監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(6) 森林循環利用促進事業

①概要

木材価格の長期低迷等により、伐採・再造林による森の若返りが進まずCO₂吸収等の森林の公益的機能が低下している。このため、木材生産に取り組む林業事業者等を支援し、森の若返りを促進して温暖化の防止に寄与するとともに、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用の推進と山村地域の活性化を図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものである。

②実施要領

趣旨	森林の持つ県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、二酸化炭素の吸収・貯蔵、県民の保健休養等の様々な公益的機能の維持・増進を図るため
事業内容	<p>1 保育補助</p> <p>(1) 人工造林</p> <p>(2) 樹下植栽等</p> <p>(3) 下刈り</p> <p>(4) 雪起こし</p> <p>(5) 倒木起こし</p> <p>(6) 枝打ち</p> <p>(7) 除伐</p> <p>(8) 保育間伐</p> <p>(9) 間伐</p> <p>(10) 更新伐</p> <p>(11) 付帯施設等整備</p> <p>(12) 荒廃竹林整備</p> <p>(13) 森林作業道整備</p> <p>(14) 環境林整備</p> <p>2 皆伐・再造林補助</p> <p>(1) 人工林皆伐促進（林地残材搬出）事業</p> <p>(2) 人工林皆伐促進（林地残材運搬）事業</p> <p>(3) 皆伐促進作業道整備事業</p> <p>(4) 地拵・植栽事業</p> <p>(5) 獣害防止柵設置事業</p> <p>(6) 獣害防止柵点検修繕事業</p> <p>(7) 食害防護資材設置事業</p> <p>(8) 保育（下刈）</p>
事業主体	<p>1 保育補助</p> <p>以下のいずれかとする。</p>

	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 森林所有者</p> <p>(3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）</p> <p>(4) 森林整備法人等</p> <p>(5) 特定非営利活動法人等</p> <p>(6) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体</p> <p>(7) 森林経営計画の認定を受けた者</p> <p>(8) 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者</p> <p>(9) 森林経営管理法第36条第2項の規定に依り都道府県が公表した民間事業者</p> <p>2 皆伐・再造林補助</p> <p>(1) 森林経営計画の認定を受けた者</p> <p>(2) 上記の者と連携して林地残材搬出・運搬、作業道整備、獣害対策及び保育の一部を行う者</p>
--	--

(事業イメージ図)

森林循環利用促進事業

○ スギ・ヒノキ人工林の約8割が伐期を迎えているが、木材価格の長期低迷等により伐採が進まず森林の少子高齢化が進行

○ 森林を若返らせてCO₂吸収力を高め温暖化の防止等に寄与するとともに、「伐って・使って、植えて、育てる」循環利用の促進と山村地域の活性化を図り、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献

現状と課題

○ 木材価格の長期低迷
木材販売収入が少なく再造林費の捻出が困難

木材価格(円/m ³)	S55	R1
スギ	37,900	11,700
ヒノキ	63,400	14,700

○ 森林の少子高齢化が進行
CO₂吸収力低下、将来の木材供給に支障

(林齢)

今後の取組

○ **皆伐・再造林 40ha【継続】**
99,125千円(95,900千円)
一貫作業システムによる皆伐・再造林に取り組む林業事業者を支援、森の若返りと林齢の平準化を図る
・残材搬出・運搬・作業道開設
・地植え・植栽・下刈り
・獣害防止柵設置

○ **保育 106ha【継続】**
39,721千円(20,410千円)
従来の手法に加えて、森林経営管理制度に基づく間伐等を適切に実施、森林資源の充実と質的向上を図る
・保育間伐・搬出間伐
・枝打ち・除伐

○ **事務費** 2,739千円(3,001千円)

これまでの取組

○ 皆伐・再造林補助(旧皆伐から始める森の若返りスピードアップ事業)
伐採から植栽までを集中して行い効率向上を図る「一貫作業システム」に取り組む林業事業者を支援

【実績】

- ・H27～R1 約150haを再造林
- ・一貫作業システムに取り組む事業者が増加

○ 保育補助(旧美しい森づくり事業)
間伐等を支援、健全な森林を育成

【実績】

- ・H27～R1 約520haを整備

森林の循環利用を促進・山村地域を活性化

141,585千円(国庫補助金:45,295千円、繰入金:84,010千円、一般財源:12,280千円)

(出典：森づくり課)

③予算と実績

ア. 過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	—	—	—	119,401	141,585
実績	—	—	—	101,424	140,282

イ. 令和3年度当初予算の内訳

	名称	内容	金額(単位：千円)
1	皆伐・再造林補助	一貫作業システムによる皆伐・再造林に取り組む林業事業体を支援することにより、森の若返りを推進し、森林の持つCO2吸収機能の向上を図る	99,125
2	保育補助	従来手法に加えて、森林経営管理制度に基づく間伐等を適切に実施し、森林資源の充実と質的向上を図る	39,721
3	事務費		2,739

ウ. 令和3年度実績の内訳

(単位：千円)

	予算	支出済み	繰越額	不用
皆伐・再造林補助	145,323	114,113	31,202	6
保育補助	66,252	24,223	41,696	331
事務費	3,299	1,943	700	655
合計額	214,874	140,281	73,599	994

④事業効果

- ・森林資源の循環利用促進、県産木材の安定供給及び需要の拡大、未利用木材のバイオマス利用
- ・森の若返りによるCO2吸収促進や花粉発生の抑制、生物多様性の保全等、公益的機能の増進
- ・木質資源のフル活用、雇用創出による山村地域の活性化、林業の持続的発展

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(7) 県営林事業

①概要

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、県営林の適切な維持管理を行うものである。

②埼玉県県営林事業委託要領

委託内容	(1) 造林事業 (2) 保育事業 (3) 作業道新設事業 (4) 防火施設整備事業 (5) 保護管理事業 (6) 立木処分調査等 (7) 測量調査等 (8) その他知事が必要と認める事業
委託先	公益社団法人埼玉県農林公社

③予算と実績

ア. 過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	150,051	138,863	110,297	112,423	124,357
実績	132,433	133,133	92,349	125,624	130,118

イ. 令和3年度予算の内訳

(単位：千円)

	項目	内容	金額
1	造林事業	県営林において、間伐等の保育事業を計画的に行い、森林の健全な育成を図る。	9,273
2	立木処分事業	伐期を迎えた県営林について、立木処分のための現地調査及び売払処分を実施する。	39,815
3	保護管理事業	県営林を維持管理する上で必要な作業道の新設、維持管理等を行う。	75,269

ウ. 令和3年度実績の内訳

(単位：千円)

	予算	支出済み	繰越額	不用
造林事業	12,051	11,651	0	400
立木処分事業	43,533	35,715	0	7,818
保護管理事業	83,224	82,750	0	473
合計額	138,810	130,117	0	8,692

④事業計画

- ・森林の持つ公益的機能が高度に発揮できるように、適正な管理を行う。
- ・現在契約中の最後の満期である令和25年度まで適正な保育事業を実施するとともに、順次契約満期を迎えた箇所から立木処分を実施する。

⑤事業効果

1	森林の持つ公益的機能の維持増進	適正に維持管理された県営林により、土砂流出防止や水源涵養機能を高度に発揮することができる。
2	森林資源の充実	県民の基本財産である県有林の森林資源増進が図られる。
3	森林の総合利用の推進	県有林内の貴重で多様な森林を「彩の国ふれあいの森」や「100年の森」として広く県民に開放し、レクリエーションの場を提供できる。
4	山村地域の活性化	保育事業を通じ山村の雇用機会の確保が図られる。

⑥監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(8) 森林計画推進事業

①概要

森林の適正な整備・保全を図るため、森林法に基づき、国が全国森林計画、県が地域森林計画、市町村が市町村森林整備計画を立てることになっている。この地域森林計画策定のために必要な森林の現況等を調査・更新し、森林情報として管理する。

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させ、重視すべき森林の機能に応じて、望ましい森林の姿に誘導する必要があるため、森林整備及び保全の目標と基本的事項に関する計画策定のための調査を行う。また、企業や団体による森林整備活動に対し、森林CO2吸収量を認証し、地球温暖化の防止及びCO2削減に取り組む意識の醸成を図るものである。

②予算と実績

ア. 過去5年間の予算と実績

(単位：千円)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初予算	40,639	30,382	75,807	120,478	101,076
実績	10,864	15,077	60,503	105,493	87,122

イ. 令和3年度予算の内訳

	項目	内容	金額 (単位：千円)
1	森林資源管理 事業費	・森林情報システムデータ整備 森林情報システムの改良やデータ整備 ・森林計画事務 伐採箇所現地調査、伐採届及び森林 所有者変更届の集計・報告書作成 ・森林資源調査業務 森林資源レーザ計測・解析、 システム運用保守	98,832
2	森林審議会費	知事の諮問に応じ、地域森林計画の樹立など 森林法の規程による事項等を審議、答申	772
3	CO2吸収量 認証事業	企業や団体が行う社会貢献の森林づくり活動 に対し、森林CO2吸収量の認証をする。	472
4	森林認証取得 支援事業	市町村や林業事業者による森林認証の取得及 び継続に関する支援	1,000

ウ. 令和3年度の実績

	項目	内容	金額 (単位: 千円)
1	森林資源管理事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報システムデータ整備 森林情報システムの改良やデータ整備 ・ 森林計画事務 伐採箇所現地調査、伐採届及び森林所有者変更届の集計・報告書作成 ・ 森林資源調査業務 森林資源レーザ計測・解析、 森林クラウドシステム運用保守 	86,139
2	森林審議会費	知事の諮問に応じ、地域森林計画の樹立など森林法の規程による事項等を審議、答申	154
3	CO2吸収量認証事業	企業や団体が行う社会貢献の森林づくり活動に対し、森林CO2吸収量の認証をする。	435
4	森林認証取得支援事業	市町村や林業事業者による森林認証の取得及び継続に関する支援	393

③埼玉県森林審議会の概要

審議会の所掌業務	森林法等の法令の規定による事項を処理するほか、森林法の施行に関する重要事項を知事の諮問に応じて答申する。
概要	設置年月日 昭和26年10月1日 委員の任期 2年(令和2年10月1日～) 委員の定数 15人以内
主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉地域森林計画について ・ 林地開発の許可について
委員	学識経験者、行政機関、森林・林業・木材業・緑化関係者、公募委員から構成される。

④事業計画

・ 埼玉地域森林計画樹立 計画期間 H30年4月1日～R10年5月31日
・ 森林審議会の開催
・ CO2吸収量認証数 15件
・ 森林管理認証1者、加工流通管理認証3者

⑤事業効果

①健全な森林の整備が図られ、森林の多面的機能が高度に発揮される。
②森林法、埼玉県水源地域保全条例に基づいた制度の適正な執行が図られる。
③CO ₂ の森林吸収による削減、地球温暖化の防止、企業等の社会貢献活動の浸透・拡大による森林整備が推進される。

⑥監査人総括

【意見 14】 森林クラウドの利用を促進すべきである。

市町村に対して会議等でシステムの利用をPRしているが、新しいシステムであり、導入・維持費、活用する職員等への研修などを要するため、現時点でまだ十分活用しきれていないとは言い切れない状況である。業務の有効かつ効率的な運用のためにも利用を推進すべきである。

【意見 15】 埼玉県森林審議会に出席できるよう配慮すべきである。

審議会は令和2年度で2回、令和3年度に1回開催されているが、令和3年度は委員15名中、出席委員は約半数にとどまっている。令和2年度から、連続して出席できていない委員も存在している。任期は2年であるので、欠席が続くと、委員の選定の実効性がなくなってしまうと考える。なお、令和3年度の審議会においては、審議会への対面とオンラインによる出席を併用して開催したとのことである。

(9) 埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業

①概要

本事業は、高齢化した人工林の循環利用を推進するため、住宅建築等における消費者の県産木材を選択した利用に対する奨励を行い、県産木材の利用拡大を図るものであり、以下のとおり補助金が交付されている。

事業実施主体	一般社団法人埼玉県木材協会
事業内容	<p>事業実施主体の長は、以下の要件を満たした上で、補助金交付申請書が提出された住宅等に対して、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、県産木材が申請どおりに使用されていることを確認する。</p> <p>(要件)</p> <p>ア 建築現場に「県産木材を使用した住宅」であることを表示すること。</p> <p>イ 住宅等のうち事務所・店舗については、完成後も県産木材を利用した建築物であることを、室内等に継続して表示を行うこと。</p> <p>ウ 建築現場を見学会などのPRの場として提供すること。</p> <p>エ 県が実施する県産木材住宅に関するアンケート調査に協力すること。</p>
補助対象基準	<p>1 基本事項</p> <p>施主は次に掲げる 1) から 3) の1つに限り申請できることとする。</p> <p>1) 住宅等の新築（新築住宅の購入を含む。）</p> <p>次に掲げる条件をすべて満たす木造建築物であること。</p> <p>ア 県産木材の使用量（単位：立方メートル）を、すべての木材使用量若しくは延床面積（単位：平方メートル）に 0.15 を乗じて得られる数値で除して得られる数値が 0.6 以上であること。</p> <p>イ 埼玉県内に所在し、かつ県内に事業所を有する住宅生産者等が新築工事を行った住宅等であること。</p> <p>2) 住宅等の増改築</p> <p>次に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 増改築に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。</p> <p>イ 埼玉県内に所在し、かつ県内に事業所を有する住宅生産者等が工事を行った建築物であること。</p> <p>3) 住宅等の内装木質化</p>

	<p>次に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 12 ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計。以下、「実面積」という。）が7平方メートル以上であること。</p> <p>イ 埼玉県内に所在し、かつ県内に事業所を有する住宅生産者等が施工した住宅等であること。</p> <p>2 補助金の加算</p> <p>施主は次に掲げる1)から2)の1つに限り申請できることとする。</p> <p>1) 子育て 世帯加算</p> <p>ア 住宅の新築（新築住宅の購入を含む。）</p> <p>1 1) に掲げる条件に加え、次に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>（ア）自ら居住するための住宅であること。</p> <p>（イ）施主は、申請日において中学生以下の子を養育している 又は母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯の者であること。</p> <p>イ 住宅の増改築</p> <p>1 (2) に掲げる条件に加え、次に掲げる条件をすべて満たすこと。</p> <p>（ア）自ら居住するための住宅であること。</p> <p>（イ）施主は、申請日において中学生以下の子を養育している 又は 母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる世帯の者であること。</p> <p>2) 梁・桁 加算</p> <p>ア 住宅等の新築（新築住宅の購入を含む。）</p> <p>1 1) に掲げる条件に加え、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>（ア）梁又は桁に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。</p> <p>イ 住宅等の増改築住宅等の増改築</p> <p>1 (2)に掲げる条件に加え、に掲げる条件に加え、次に掲げる条件を満たす次に掲げる条件を満たすこと。</p>
--	--

	(ア)梁又は桁に係る県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。
補助対象経費	人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費、補助金
補助額及び限度額	事業実施主体の長が施主に対し支払う補助金の額は、上記の1)1)(2)については、県産木材の使用量(単位を立方メートルとし、小数点以下第3位を四捨五入する)に1立方メートルあたり17,000円を乗じた金額以内、1)3)については実面積(単位を平方メートルとし、小数点以下第3位を四捨五入する)に1平方メートルあたり3,000円を乗じた金額以内とする。なお、子育て世帯加算及び梁・桁加算は、それぞれ一律5万円を加算する。1戸あたりの限度額は34万円とする(子育て世帯加算及び梁・桁加算は、加算される金額を含めて34万円を限度額とする)。ただし、施工面積170平方メートルを超える、相当数の入込客の見込める店舗等の内装木質化においては、1戸当たりの限度額を50万円とする。

(出典：埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業実施要領・基準)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 県産木材の利用支援	47,400	52,400	51,033
2 県産木材の供給支援	—	—	—
製材品ストック支援	—	—	—
森林認証取得支援	840	—	—
県産木材認証事業	500	—	—
住宅メーカーとのマッチング支援	100	—	—
3 県産木材の魅力発信	846	—	—
4 県事務費	708	501	371

③補助金交付実績：件数及び補助金額の推移

年度	件数			補助金
	申請	辞退	交付	交付額(千円)
令和元年度	197	5	192	43,345
令和2年度	228	9	219	48,699
令和3年度	203	18	185	46,133

区分		件数	延床面積	木材使用 料(全 体)	さいたま県産木 材		補助金 交付額
					材積	使用 割合	
住宅	新築	件 167	m ² 19,675.99	m ² 2,994.89	m ² 2,407.42	% 80.38	千円 42,366
	購入	-	-	-	-	-	-
	増改築	-	-	-	-	-	-
	内装木質 化	11			10.88		1,942
事務所・ 店舗	新築	6	1,219.80	182.96	132.61	72.48	1,563
	増改築	-	-	-	-	-	-
	内装木質 化	1	-	-	1.51	-	262

(出典：森づくり課)

④事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	県産木材利用住宅等に対する補助 219件	県産木材利用住宅等に対する補助 185件
事業成果	県産木材供給量 96,000 m ³	県産木材供給量 85,000 m ³

(出典：森づくり課)

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(10) 都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業

①概要

川上から川下まで県産木材を利用しやすい環境を整備し、市町村が取り組む木造公共施設整備を支援することで、県産木材の利用拡大を図り、森林の循環利用を促進する本事業は主に以下の業務から構成される。

②木造建築情報発信事業（委託事業）

木造建築技術アドバイザーの認定・登録、派遣、木造建築に関する情報発信等とおして、市町村等の県産木材利用の理解促進及び効率的利用促進を図る。

事業名	木造建築技術アドバイザー派遣等委託業務
業務目的	公共建築物の木造化・木質化に取り組もうとする市町村職員等に対し、埼玉県の実情を踏まえた技術的助言及び木材関連の情報を提供することで、川上から川下まで県産木材を利用しやすい環境を整備し、県産木材の利用拡大を図り、地域経済の活性化及び森林の循環利用を促進する。
履行場所	埼玉県内
契約期間	令和3年5月28日から令和4年3月18日まで
業務内容	<p>(1) 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度の運営</p> <p>アドバイザーは、公共建築物の木造化・木質化に取り組もうとする市町村等に対し、埼玉県の実情を踏まえた技術的助言及び木材関連の情報提供を実施する。</p> <p>アドバイザー制度の対象は、公共建築物の木造化・木質化に係る、企画から、計画、設計、施工及び維持管理までの各段階における技術的な課題解決とする。</p> <p>申込窓口は、電子メール又はファックスを用いて受注者が運営する。申込を受けたら、速やかにその情報を発注者と受注者で共有する。</p> <p>ア 申込内容聞き取り調査</p> <p>アドバイザー制度への申込があった際、適任のアドバイザーを選定する観点から、市町村等が希望する支援内容をより正確に把握するため、申込内容聞き取り調査を実施する。</p> <p>調査は受注者がアドバイザーに依頼して実施する。アドバイザーは聞き取った内容を支援内容チェックシートに記録し、受注者へ提出する。受注者はこれを発注者へ提出する。</p> <p>調査結果は、アドバイザー制度運営委員会におけるアドバイザーの選定等の参考とする。</p>

イ 電話相談対応

アドバイザーが市町村等に対し、電話による技術的助言及び情報提供等を実施する。

アドバイザーは、対応した案件について、技術相談対応記録票に概要と対応状況を記録し、受注者へ提出する。受注者はこれを発注者へ提出する。

ウ 派遣対応

アドバイザーを市町村等に派遣し、技術的助言及び情報提供等を実施する。

アドバイザーは、対応した案件について、派遣対応記録票に概要と対応状況を記録し、受注者へ提出する。受注者はこれを発注者へ提出する。

(ア) スポット派遣

公共建築物等に係る各段階（企画、計画、設計、施工 及び維持管理 等）に係る短期的な技術支援を要望する市町村等にアドバイザーを派遣し、技術的助言及び情報提供等を行う。

(イ) 長期派遣

木造公共建築物等の整備に係る企画・設計段階からの技術支援を要望する市町村等に長期的にアドバイザーを派遣し、木造公共建築の実施体制の構築・運営等を支援する。

エ アドバイザー制度の運営

(ア) アドバイザー制度運営委員会の運営及び事務

受注者は、発注者からアドバイザー運営委員会の設置・招集の要請に応じて、アドバイザー運営委員会を開催する。併せて、開催結果を発注者へ書面により報告する。

(イ) アドバイザー会議の運営及び事務

受注者は、アドバイザーが技術・知見・コンプライアンス等を共有し、公共施設の木造化・木質化に係る課題について検討するため、アドバイザー会議を随時開催する。併せて、開催結果を発注者へ書面により報告する。

開催に係る運営及び事務は受注者が担う。

なお、林野庁の補助事業による支援を受けた場合も、受注者がその内容について報告し、成果報告会の発表準備及び発表をするものとする。

(ウ) 制度の周知

受注者は、アドバイザー制度の周知を図るため、チラシ等の広報資料を作成し、関係機関への配布及びホームページへの掲示等を行う。

オ その他

(ア) アドバイザー以外の専門家の活用

市町村等の相談内容に応じて、必要があれば木造建築技術に精通したアドバイザー以外の専門家に支援を要請する。

(イ) 試験研究機関の活用

市町村等の要望内容に応じて、必要があれば木材強度試験等を実施し、埼玉県産木材の品質等について情報提供する。

(2) 木材情報収集・情報提供

埼玉県の森林資源情報・木材需要・供給情報等を調査・収集、更新及び一元化し、関係者間で情報共有することを通じて、市町村等の企画・計画段階等、早期における木造化・木質化の意思決定を支援し、設計者選定、木材調達、施工及び維持管理等が円滑に実施できる体制を構築する。以下のとおり、木材に関する調査及び「木造公共建築物整備の手引」（平成25年10月）（以下、「手引」という。）の改訂を実施する。なお、調査内容の詳細については、別途、発注者と協議の上、決定する。

ア 木材価格等の調査・分析

手引の改訂に必要な埼玉県産木材価格等の調査を実施する。

イ 「木造公共建築物整備の手引」の改訂

公共建築物の木造化・木質化に取り組もうとする市町村等が、木造公共建築物への疑問や不安を解消できることを目的とし、手引を建築基準法等の改正内容に応じて全面的に改訂し、印刷、製本する。

ウ 市町村等への企画段階での技術情報提供

市町村等に対し、企画・計画段階等、早期における木造化・木質化の意思決定を支援するため、技術情報等を提供する。

受注者は、対応した案件について、技術情報提供支援記録票に概要と対応状況を記録し、発注者へ提出する。

	<p>エ 木造建築発注計画情報調査</p> <p>新聞等により市町村等の発注情報を収集・整理し、アドバイザー制度の周知や技術情報提案に活用する。</p> <p>(3) 木造建築の新技术等に関する講習会の開催</p> <p>講習会の企画、準備、開催及び記録を行う。併せて、開催結果を発注者へ書面により報告する。開催に係る運営及び事務は受注者が担う。</p> <p>ア 講習会の開催</p> <p>埼玉県の実情を踏まえた木造公共建築物の新技术等（例：製材品等の一般流通材活用事例、重ね梁、耐火部材、JAS 制度等）について、講習会（実技演習も含める）を開催する。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 市町村公共施設管理計画の調査、とりまとめ</p> <p>イ アドバイザーの業務全般の補助</p>
選定方法	見積り合わせ（3者）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
業者名	特定非営利活動法人木の家だいきの会
契約金額	9,028,800円

（出典：森づくり課）

③木造建築技術者等育成事業（補助事業）

事業名	木造建築技術者等育成事業
事業実施主体	埼玉県木造公共施設推進協議会
事業目的	<p>埼玉県木造公共施設推進協議会が実施する木造建築技術者講習の運営に要する経費に対し、予算の範囲内に追って補助金を交付し、木造建築等に携わる市町村職員、県職員、建築士及び木材関係者等の木造建築技術向上を図る。</p> <p>また、本講習における、埼玉県の森林・林業・木材産業の実情に関する知識の習得を促すことで、効率的かつ質の高い県産木材の利用を図る。</p>
事業内容	<p>1 プロ養成講座</p> <p>2 ステップアップ講習</p> <p>受講者数合計 52名</p> <p>申込 5市町・2企業、電話相談3回、派遣7回</p> <p>①坂戸市（保育所／電話1回、派遣3回）</p>

	②狭山市（子育て支援拠点施設、派遣2回） ③寄居町（R1 男衾保育所の維持管理、派遣1回） ④杉戸町（消防団分署／電話1回、派遣1回） ⑤小鹿野町（新庁舎／電話1回） ※2企業はヒアリングのみ
補助対象経費	人件費、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費
補助額及び限度額	定額
補助金額	2,800,000円

（出典：森づくり課）

④県産木材の利用環境整備事業（補助事業）

事業名	県産木材の利用環境整備事業
事業実施主体	さいたま県産木材認証センター
事業目的・内容	県産木材の流通を促進するための運営委員会等の開催、認証事業者のリスト化及び県産木材販売伝票の発行や管理を行う。県内の産地等が明示された木材の安定的な生産・流通の促進、森林整備の促進のため、県産木材を扱う森林組合、製材業者などの事業者を認証するとともに、その認証事業者（森林組合、素材生産業者、製材業者、木材市場、販売業者など）が発行する県産木材販売伝票等を管理、検査する。
補助対象経費	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費、備品購入費、構築物設置費
補助額	事業費の1/2以内
限度額	—
補助金額	300,000円

（出典：林業関係補助金交付要綱、都市と山をつなぐ木造施設整備支援事業実施要領）

⑤事業実績

（単位：千円）

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造建築情報発信事業	13,551	11,054	9,610
木造建築技術者等育成事業	2,058	2,058	2,855

⑥補助金交付実績：件数及び補助金額の推移

年度	件数		補助金
	申請	交付	交付額（千円）
令和元年度	1	1	1,928
令和2年度	4	4	3,216
令和3年度	2	2	3,100

（出典：森づくり課）

⑦事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	1. 中大規模木造建築技術者育成講座：受講者 28 人 2. 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度の運営 ・ 申込 9 市町等 ・ 電話相談 1 回 ・ 派遣 9 回	1. 中大規模木造建築技術者育成講座 受講者 52 人 2. 埼玉県木造建築技術アドバイザー制度の運営 ・ 申込 5 市町・2 企業 ・ 電話相談 3 回 ・ 派遣 7 回
事業成果	県産木材供給量 96,000 m ³	県産木材供給量 85,000 m ³

（出典：森づくり課）

⑧監査人総括

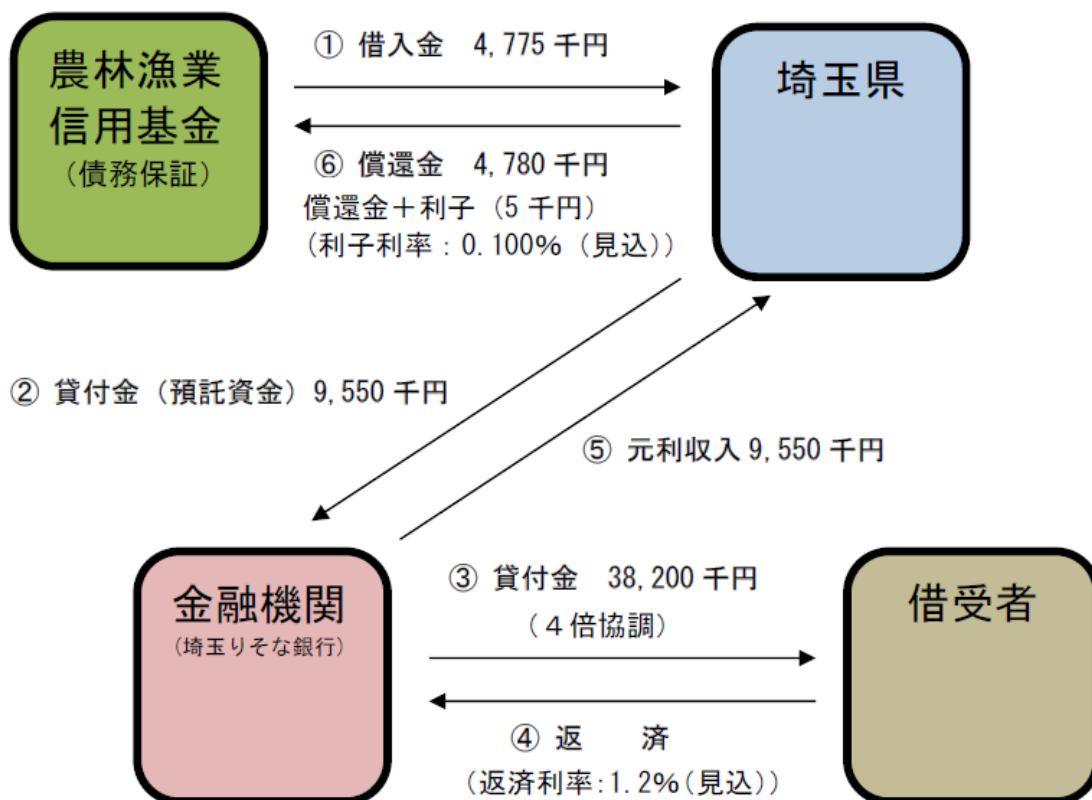
監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(11) 木材産業等高度化推進資金貸付事業

①概要

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う業者に資金を低利で融通する。農林漁業信用基金からの借入金と同額の県の自己資金を加え金融機関に預託し、金融機関が3～4倍の協調融資を行う。県が低利で資金を金融機関に貸し付けることにより、金融機関は借受者に貸付金の3倍又は4倍協調の融資を行う。なお、国は農林漁業信用基金を通じ、県に貸付金の1/2の額を低利（0.1%）で貸し付けるものである。

【仕組図】



②決算額

(単位: 千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付件数	1 件	1 件	1 件
貸付金額 (預託金額)	45,400 (11,350)	41,800 (10,450)	38,200 (9,550)
木材産業高度化推進資金貸付事業	17,025	15,675	14,325
農林漁業信用基金受託事業	100	—	—

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	事業体に対する貸付 1件	事業体に対する貸付 1件
事業成果	県産木材供給量 96,000 m ³	県産木材供給量 85,000 m ³

(出典：森づくり課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

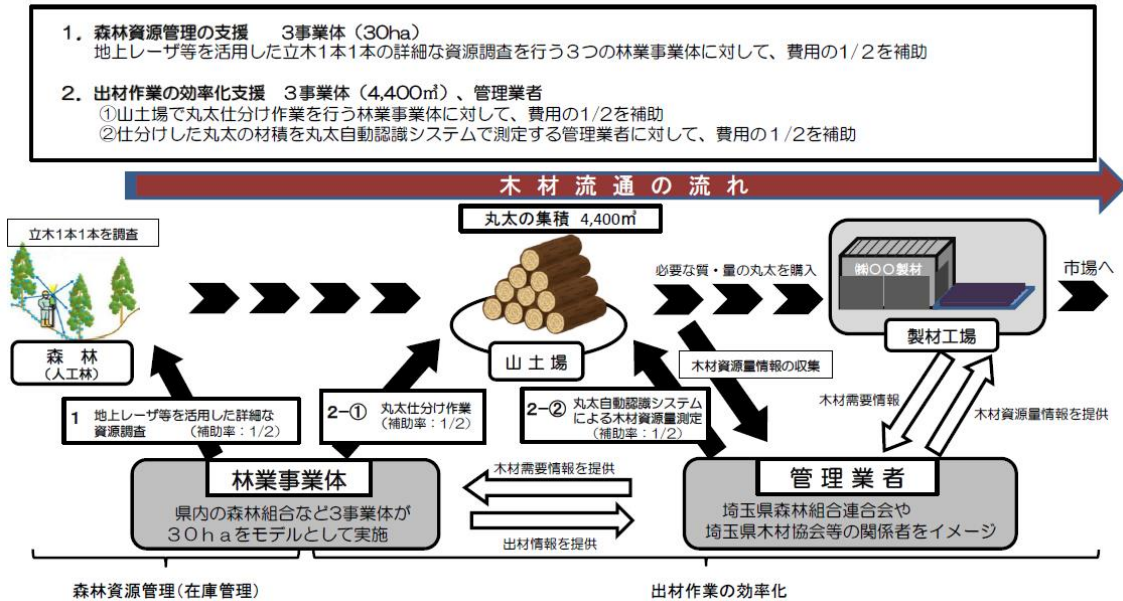
(12) 県産木材利用拡大事業

①概要

ICT を活用し、森林資源量管理・需要情報マッチング、山元での素材仕分け等の取り組みを支援し、川上から川下まで県産木材を利用しやすい環境を整備し、森林資源を無駄なく活用することで、県産木材の利用拡大を図り、森林の循環利用を促進する。

(事業イメージ図)

県産木材利用拡大事業（素材生産活性化事業）



<p>事業実施主体</p>	<p>西川地域スマート林業協議会 秩父広域森林組合 秩父地域森林林業活性化協議会 埼玉県中央部森林組合</p>
<p>事業内容</p>	<p>1 素材生産活性化事業 (1) 高精度森林情報活用 森林の現況や立木1本1本の詳細な資源量を把握することを目的として、地上レーザやドローンを用いた測量と資源解析及びこれらに必要な支援ソフトウェアの導入等とする。 (2) 山土場情報収集・管理 ア 素材仕分け作業 丸太自動認識システムを活用することを目的として、山土場又は中間土場等（以下「土場」という。）で行う素材の仕分け作業とする。 イ ICTを活用した丸太計測・素材情報管理</p>

	<p>丸太自動認識システムによる材積把握と製材会社等への情報提供を目的として、丸太自動認識システムを用いた丸太計測（以下「検知」という。）と材積解析及びこれらに必要な支援ソフトウェアの導入等とする。</p>
<p>補助対象基準</p>	<p>素材活性化事業実施</p> <p>1 採択基準</p> <p>(1) 高精度森林情報活用にあつては、資源調査面積の合計が10ha以上であること。なお、意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体、またはこれらの経営体が所属する団体が事業主体となる場合は、資源調査面積の合計が5ha以上であること。</p> <p>(2) 山土場情報</p> <p>収集・管理にあつては、検知材積の合計が1,000 m³以上であること。なお、意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体、またはこれらの経営体が所属する団体が事業主体となる場合は、検知材積の合計が1,000 m³以上であること。</p> <p>2 細則</p> <p>(1) 事業主体</p> <p>ア 事業主体は、事業実施にあたり補助金交付決定時に付された条件や要領等の規定を順守するとともに、関係者にその内容を周知して事業を実施するものとする。</p> <p>イ 事業主体は、事業で購入した備品・資機材、ソフトウェアライセンスのうち、一件の取得価格が5万円以上のものについては管理責任者を定めるものとする。</p> <p>(2) 事業別要件</p> <p>ア 高精度森林情報活用</p> <p>(ア) 資源調査の補助対象とする森林は、埼玉県内の民有林とする。</p> <p>(イ) 資源調査を行う森林は、調査終了後5年以内に森林整備を行う人工林を含むものとする。</p> <p>(ウ) 資源調査を行う森林は、天然林の面積よりも人工林の面積の方が多きものとする。</p> <p>(エ) 資源調査を行った林班は、森林経営計画の策定に努めるものとする。</p>

(オ)抽出調査で資源量を把握するときの調査面積は、森林簿における林小班面積等を用いることができる。

イ 山土場情報収集・管理

(ア) 素材仕分け作業の補助対象とする素材は埼玉県内の民有林から出材された素材で、かつ製材会社等に丸太自動認識システムで解析されたデータが情報提供された素材とする。

(イ) 素材仕分け作業は土場において行うものとし、丸太自動認識システムで検知しやすいように、樹種、長さ、太さ、末口等をそろえて仕分けるものとする。

(ウ) 丸太自動認識システムを活用して材積を解析した者は、解析結果を速やかに関係する製材工場等に提供するものとする。

(エ) 丸太自動認識システムを活用して検知する素材は、上記アの資源調査を実施した森林から出材された素材で行うよう努めるものとする。

3 補助金の交付決定にあたり付すべき条件

知事は、補助金の交付決定にあたり、次に掲げる条件を付すことができる。

(1) 事業の遂行に当たっては、「補助金等の交付手続き等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号)及び「林業関係補助金交付要綱」(平成2年12月25日施行。以下「要綱」という。)を遵守すること。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(要綱第5条に規定する変更を除く。)をしようとする場合は、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 事業主体は、1件の取得価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数に相当する期間、適切に管理させること。

(5) 事業主体は、上記4の財産について耐用年数を超えない期間内に処分しようとするときは、あらかじめその旨知事に報

	<p>告してその指示を受けること。知事は当該財産に係る補助金相当額を返還させることができる。</p> <p>(6) 事業主体は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等について証拠書類を整備し、当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。</p>										
補助対象経費	<p>【高精度森林情報活用】</p> <p>技術者給、賃金、謝金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費</p> <p>【山土場情報収集・管理】</p> <p>素材仕分け作業、素材仕分料、ICTを活用した丸太計測、素材情報管理、土場検知料、技術者給、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費</p>										
補助額及び限度額	<p>限度額は、事業費の1/2以内。</p> <p>補助額は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>標準経費</th> </tr> <tr> <td>技術者給</td> <td>29,000円/人日</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>15,000円/人日</td> </tr> <tr> <td>素材仕分料</td> <td>800円/m³</td> </tr> <tr> <td>土場検知料</td> <td>40円/m³</td> </tr> </table>	区分	標準経費	技術者給	29,000円/人日	賃金	15,000円/人日	素材仕分料	800円/m ³	土場検知料	40円/m ³
区分	標準経費										
技術者給	29,000円/人日										
賃金	15,000円/人日										
素材仕分料	800円/m ³										
土場検知料	40円/m ³										

(出典：県産木材利用拡大事業実施要領)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 素材生産活性化事業			
①高精度森林情報活用	—	6,680	4,099
②山土場情報収集・管理	—	5,291	3,410

③補助金交付実績：件数及び補助金額の推移

年度	交付件数	補助金 (単位：千円)
令和元年度	—	—
令和2年度	4	11,971
令和3年度	4	7,509

(出典：森づくり課)

④事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	ICTを活用した毎木調査支援 素材仕分け作業支援 ICTを活用した丸太自動認識システム・素材情報管理	ICTを活用した毎木調査支援 素材仕分け作業支援 ICTを活用した丸太自動認識システム・素材情報管理
事業成果	県産木材供給量 96,000 m ³	県産木材供給量 85,000 m ³

(出典：森づくり課)

⑤監査人総括

【意見16】 交付要綱に補助限度額を明記し、補助金交付額に制限があることを補助事業者にも周知するべきである。

当該事業に係る補助金について、補助事業者が必要とする経費のうち補助対象となる経費や補助率は林業関係補助金交付要綱（以下、交付要綱という。）に記載され、さらに、県は交付要綱第1条に基づき、予算の範囲内で補助金を決定し交付している。しかしながら、交付要綱において補助限度額が記載されておらず、実務上、補助金の交付決定時に県が補助限度額を都度決定している。交付要綱に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、県は交付要綱に補助限度額を明記し、交付される補助金に一定の制限があることを補助事業者にも周知するべきである。

(13) 林業・木材産業改善資金貸付事業

①概要

林業従事者等が木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業者の育成確保等のために自主的に林業経営を改善することを助長するため、中・長期にわたり、無利息で貸付けを行う。

当該事業による貸付は、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下「改善措置」という。）を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。

(1) 資金の概要

- ・施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- ・造林に必要な資金
- ・立木の取得に必要な資金
- ・立木を伐採し、又は木材の搬出を行うのに必要な資金
- ・森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
- ・林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
- ・森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
- ・能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
- ・林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受ける場合に必要な資金
- ・林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- ・営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
- ・上記に掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金

(2) 貸付資金の内容

- ア. 立木の取得に必要な資金は、立木の取得そのものが改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれない。
- イ. 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金は、改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られる。
- ウ. 資金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこの栽培舎その他改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれない。

(3) 貸付条件

ア. 償還期間及び据置期間

林業従事者等に対する改善資金の貸付けに係る資金(以下「貸付金」という。)の償還期間及び据置期間は、原則として年計算をもって定めるものとするが、償還期日の統一及び支払い能力に応じて、返済期間を設定することができるものとする（貸付決定日から1年以内に返済が開始すること。ただし、据置期間を定めた場合を除く。）。

イ. 償還方法

貸付金の償還は、年賦の方法により、償還期間（据置期間のある貸付金については、償還期間のうち据置期間経過後の期間）内において均等に分割して行うものとする。

なお、年賦償還額（貸付金額を償還年数で除した額）の算出に当たり、千円未満の端数が生じた場合は、残余額を第1回目の償還額に加算するものとする。

ウ. 連帯保証人及び物上担保

i 連帯保証人

貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)が個人の場合は、当該個人と生計を一にする親族以外で、主たる収入を貸付申請者から得ておらず、その債務を保証し得る者とする。また、県規則第6条第1項に規定する連帯保証人は、次の基準に適合する者とする。

- ・貸付申請者が法人格を有する団体の場合は、当該団体の理事。
- ・貸付申請者が法人格のない団体の場合は、当該団体の役員及び構成員のうち借入れにより受益する者のうち、債務を保証し得る者。
- ・貸付申請者が会社の場合は、代表者のほか、代表者と生計を一にする親族以外で、その債務を保証し得る者。

連帯保証人の数は、次の基準によるものとする。

- ・貸付金額が100万円未満の場合は1人以上とする。

- ・貸付金額が100万円以上の場合は2人以上かつ貸付金額を保証人の数で除した金額が500万円以下となるよう保証人を立てるものとする。

貸付申請者が未成年であって保証人を立てる場合には、ウの保証人のほか、その者の法定代理人を加えるものとする。

相互保証(貸付申請者が、この貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)の連帯保証人となっているとき、当該借受者を連帯保証人としてをいう。)は、原則として認めないものとする。

県規則第6条第4項の規定に基づき、連帯保証人の追加又は交替をするときは、アからオまでを準用し、「貸付申請者」とあるのは、「貸付の決定を受けた者」と読み替える。

ii 物上担保

貸付申請者が物上担保を提供する場合には、貸付金の交付以前に抵当権の設定を行うものとする。

iii その他

貸付申請者が、埼玉県農林公社、造林の事業を行う市町村、財産区及び地方公共団体の一部事務組合である場合には、林業・木材産業改善資金助成法施行令第5条の規定により、担保を提供し、または保証人を立てる必要はないものとする。

(4) 運営協議会

- ・貸付申請額が500万円以上の認定及び貸付金の貸付けの適否等については、原則として埼玉県林業・木材産業改善資金運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を聞くものとする。
- ・運営協議会の運営については、別に定めるものとする。

②決算額

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸付勘定	18,090	0	14,900
業務勘定	6	6	6
予備費	0	0	0

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	林業・木材産業改善資金貸付	林業・木材産業改善資金貸付
事業成果	貸付件数 ー 貸付金額 ー	貸付件数 2件 貸付金額 14,900千円

(出典：森づくり課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(14) 森林の担い手育成対策事業

①概要

森林の適正な整備と林業の振興のため、地域の人材育成並びに林業事業体の経営合理化や林業従事者の雇用条件の改善等を促進する。本事業は主に以下の業務から構成される。

事業名	担い手受入れ体制整備事業（技術技能向上研修等事業）
事業実施主体	埼玉県中央部森林組合
事業内容	<p>（１）技術・技能習得活動</p> <p>ア 先進的な技術を有し、かつ、それぞれの地域において指導的地位を占める林家・林業事業体及び国公立の研修受託機関への登録従事者（埼玉県林業事業体登録要領に規定される林業事業体従事者情報に登録された林業従事者）の派遣研修</p> <p>イ 業務上必要な資格・免許取得のための技能講習会等への登録従事者の派遣</p> <p>（２）研修会・講習会の開催</p> <p>登録従事者を主な対象者とした造林・伐木・造材に係わる内容を標準とした研修会・講習会の開催。ただし、研修・講習会の内容は実施主体の業務実態に即したものとする</p>
補助対象経費	<p>（１）技術・技能習得活動</p> <p>旅費、研修費、賃金、研修用機材費、通信運搬費、消耗品費</p> <p>（２）研修会・講習会の開催</p> <p>賃金、報償費、食糧費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料</p>
補助額	事業費の 1/2 以内
限度額	—
補助金額	115,000 円

事業名	林業労働力確保支援センター活動促進事業
事業実施主体	埼玉県林業労働力確保支援センター
事業内容	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力確保支援センターが行う業務及び「埼玉県林業事業体登録要領」に規定される林業事業体情報・林業従事者情報の整備に要する経費の一部助成
補助対象経費	賃金、指導員人件費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、旅費、負担金、賃借料、保険料、委託料、報償費
補助額及び限度額	定額
補助金額	2,300,000 円

事業名	森林組合経営基盤整備事業
事業実施主体	埼玉県森林組合連合会
事業内容	森林組合の経営基盤の強化、新たな取り組みへの支援、森林組合連合会の経営指導相談業務の充実を行うための経費の一部を助成
補助対象経費	賃金、旅費、報償費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費
補助額	事業費の1/2以内
限度額	—
補助金額	1,500,000円

事業名	林業労働安全衛生推進事業
事業実施主体	林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
事業内容	<p>①林業労働安全衛生推進会議等開催事業 労働安全衛生の確保、林業従事者の健康維持推進を図るための関係機関、関係団体における情報交換及び協議の実施等に要する経費の一部助成</p> <p>②特殊健康診断事業 振動障害を予防するための特殊健康診断、蜂毒アレルギー検査の実施に要する経費の一部助成</p> <p>③労働安全衛生講習会事業 労働安全衛生についての講習会の実施に要する経費の一部助成</p> <p>④安全作業フォローアップ訓練事業 伐木作業等の危険作業を重点とする安全作業訓練の実施に要する経費の一部を助成</p>
補助対象経費	賃金、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、旅費、賃借料、役務費、報償費
補助額及び限度額	定額
補助金額	1,933,000円

事業名	労働災害防止活動事業
事業実施主体	林業・木材製造業労働災害防止協会埼玉県支部
事業内容	<p>1. 安全巡回指導事業 安全衛生指導員による作業現場や事業所等へ巡回指導の実施のための経費の一部を助成</p>

	2. 指導体制強化事業 安全衛生指導員による作業現場の巡回指導を実施するに当たり、情報収集、広報活動や資料作成等を行うための経費の一部を助成
補助対象経費	1. 安全巡回指導事業 人件費、報償費、通信運搬費、消耗品費 2. 指導体制強化事業 賃金、旅費、印刷製本費、役務費
補助額	事業費の1/2以内
限度額	—
補助金額	241,000円

(出典：林業関係補助金交付要綱、森林の担い手育成対策事業実施要領)

事業名	地域林業プランナー育成事業
事業実施主体	埼玉県森林協会
事業内容	「森林の担い手育成対策事業」のうち、地域の林業を振興するため、目標林型を定めた林業経営のプランニング、作業道等の路網整備作設技術を持ち、施業の集約化を進めるプランナーの育成を行う「地域林業プランナー育成支援事業」の実施にあたり、埼玉県地域林業プランナーを育成する林業関係団体を助成する。
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、保険料等）、使用料及び賃借料（バス、機械、施設、資機材等）、備品購入費
補助額及び限度額	定額
補助金額	450,000円

(出典：林業関係補助金交付要綱、地域林業プランナー育成支援事業実施要領)

事業名	木材破砕機利用推進業務（委託事業）
業務目的	木質チップの生産に携わる人材を育成するとともに、木質バイオマスの効率的な生産・供給体制を整備することにより地域の活性化を図るため、林業事業体に木材破砕機の貸し付けを行う。併せて、木材破砕機の利用状況及び木質チップの流通実態などを調査し、森林の循環利用システムの構築に向けた資料を収集する。
履行場所	埼玉県内全域
契約期間	令和3年4月11日～令和4年3月31日
業務内容	・木材破砕機の貸付に関する業務

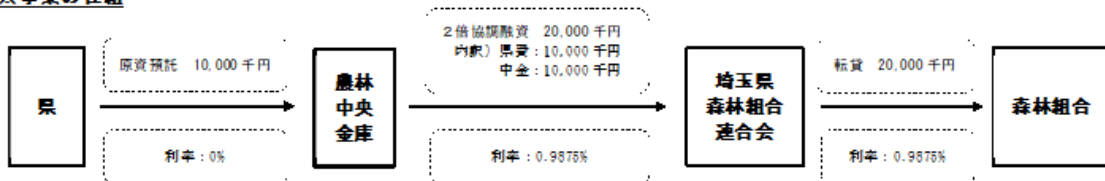
	<ul style="list-style-type: none"> ・木材破砕機の維持管理に関する業務 ・調査に関する業務 ・研修会等の開催に関する業務 ・報告書作成
選定方法	見積り合わせ（2者）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
業者名	埼玉県森林組合連合会
契約金額	1,019,700円

（出典：契約書等）

事業名	森林組合活動資金貸付
事業内容	森林組合が行う造林・保育、林産物の生産・加工・販売、購買等の事業に必要な運転資金を、農林中央金庫との協調により低利で融資する。
事業主体	埼玉県森林組合連合会
貸付枠	20,000千円
貸付件数	4件
令和3年度貸付額	合計30,000千円 （内訳：埼玉県15,000千円、農林中央金庫15,000千円）

（出典：森づくり課）

※事業の仕組



②決算額

（単位：千円）

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 林業事業体の経営合理化			
・森林組合経営基盤整備事業補助	1,500	1,500	1,500
・森林組合活動資金貸付	35,000	35,000	15,000
2 雇用条件の改善			
・労働安全衛生推進費	1,933	1,874	1,933
・労働災害防止活動費	241	241	241
3 人材の育成・確保			
・労確センター活動促進費	2,300	2,300	2,300

・技術技能向上研修等補助	120	77	155
・地域を元気にする木質バイオマス活用事業	1,582	1,523	1,516
4 担い手の活動支援事業			
・林業普及員による巡回指導	9名	9名	7名
・林業女性活動支援事業費補助	200	86	0
・地域林業プランナー育成事業費補助	450	450	450
・山村活性化の担い手育成支援事業費補助額	100	0	0

③補助金交付実績：件数及び補助金額の推移

年度	交付件数	補助金 (単位：千円)
令和元年度	7	6,844
令和2年度	6	6,528
令和3年度	7	6,593

(出典：森づくり課)

④事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	①労働安全衛生推進会議等開催回数 3回 ②特殊健康診断受診人数等：240人 ③安全巡回指導等実施日数：6日	①労働安全衛生推進会議等開催回数 3回 ②特殊健康診断受診人数等：255人 ③安全巡回指導等実施日数：6日
事業成果	労働災害発生件数 7件	労働災害発生件数 6件

(出典：森づくり課)

当該事業のうち、担い手受入れ体制整備事業、森林組合経営基盤整備事業、労働災害防止活動事業に係る補助金について、補助事業者が必要とする経費のうち補助対象となる経費や補助率は林業関係補助金交付要綱（以下、交付要綱という。）に記載され、さらに、県は交付要綱第1条に基づき、予算の範囲内で補助金を決定し交付している。しかしながら、交付要綱において補助限度額が記載されておらず、実務上、補助金の交付決定時に県が補助限度額を都度決定している。仮に交付要綱に補助限度額の記載がない場合、補助事業者が補助率の範囲内であれば無制限に補助金を受領できるとの誤解を与えかねない。よって、県は交付要綱に補助限度額を明記し、交付される補助金に一定の制限があることを補助事業者にも周知することを要望する。

⑤監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(15) 森林技術者の確保・育成事業

①概要

森林技術者の確保・育成を推進するため、研修実施体制を整備することを目的とする。本県の林業従事者数については、昭和60年の1,022人から減少を続け、平成22年は270人となり、その後、平成27年度は300人に若干回復しものの、想定される必要林業作業員数約500人から800人には大幅に不足している。また、65歳以上が4割を占めるなど高齢化も進んでおり、担い手となる人材の確保・育成は本県にとって喫緊の課題となっている。本事業は、研修実施を外部に委託しており、主な内容は以下のとおり。

事業名	林業技術者育成研修実施業務委託
業務目的	森林技術者の確保・育成を図るため、林業への就業を希望する者等に対して即戦力となる技術研修を行うことを目的とする。
履行場所	金尾山県有林（大里郡寄居町大字金尾地内）
契約期間	令和3年6月2日～令和4年3月18日
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・森林、林業の基礎知識を身につけるための基礎研修・チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育及び刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育・チェーンソーによる伐木作業を中心とした実践研修・研修日報の作成及び総括表への取りまとめ・その他、研修生募集の補助、研修の準備・片付け、研修生の管理、就業先の情報提供など、研修に付帯する事務
選定方法	見積り合わせ（2者）
契約方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
業者名	特定非営利活動法人森林活用研究会こびす
契約金額	7,920,000円

（出典：森づくり課）

【市町村職員専門能力育成研修 カリキュラム】

種別	細別	科目	時間数
森林防除対策 (川越管内1日) (秩父、寄居管内1日)	森林病虫害 (ナラ枯れ対策) (2h)	ナラ枯れについて	0.5
		カシノナガキクイムシについて	0.5
		試料観察	0.2
		被害状況	0.5
		情報収集体制	0.3
	現地視察・実習 (3h)	被害状況確認	1
	被害木調査方法実習	1	
	防除対策実習	1	
基礎 研修 (1日)	さいたまの森林・と林業 (2h)	森林の分布	0.5
		人工林と天然林、所有形態	0.5
		森林の公益的機能	0.5
		森林整備の種類	0.5
	森林計画の事務 (3h)	市町村森林整備計画	0.4
		伐採届、所有者届	0.4
		林地台帳整備	0.4
		水源条例、林地開発	0.4
		森林簿の見方	0.4
		計画図の見方	0.5
	森林GIS	0.5	
実践 研修 (3日)	森林経営計画 (5h)	森林経営計画制度の概要	1
		認定要件と施業の実施基準	1
		森林経営計画の認定請求	1.5
		森林経営計画の実行	1.5
	森林経営管理制度 (5h)	森林経営管理制度の概要	1
		経営管理権集積計画の作成・縦覧・公告	1
		経営管理実施権の配分	1
		市町村森林経営管理事業	1
		経営管理集積計画演習	1
	林業全般 (2h)	森林の機能	0.2
		人工林の管理技術	0.2
		森林調査の方法	0.2
		林業機械	0.2
		獣害対策	0.3
		間伐の理論	0.3
		路網整備	0.3
		補助事業等	0.3
	森林調査実習・見学 (3h)	コンパス測量、GPS測量	0.5
		標準地調査、林分密度調査	0.5
収穫調査(森林3次元計測システム)		0.5	
データ解析		0.5	
現場見学		1	
合計			25

(出典：森づくり課)

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 研修実施体制整備・運営			
・ 森林技術者育成協議会運営	191	475	334
・ 研修資機材の導入	1,459	1,634	1,603
2 森林技術研修の実施			
・ 就業希望者等の即戦力養成研修	8,077	8,360	8,432
・ 市町村職員の専門能力育成研修	217	437	340

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	1. 即戦力養成研修参加者数 11名 2. 市町村職員専門能力育成研修参加市町村数及び人数 34市町村延べ84名	1. 即戦力養成研修参加者数 12名 2. 市町村職員専門能力育成研修参加市町村数及び人数 21市町村延べ82名
事業成果	1. 研修生のうち、森林・林業に就業・参画した人数 4名 2. 研修参加市町村のうち、森林環境譲与税を使った事業に取り組んだ市町村数 21市町	1. 研修生のうち、森林・林業に就業・参画した人数 4名 2. 研修参加市町村のうち、森林環境譲与税を使った事業に取り組んだ市町村数 21市町

(出典：森づくり課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(16) 都市と山村交流の森管理事業

①概要

都市と山村の交流の場、森林レクリエーションや森林学習等の場を県民に提供するため、「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館（彩の国ふれあいの森）」、「100年の森」、「越生ふれあいの里山」の各施設を良好に維持管理することを目的としている。

「県民の森」、「みどりの村」、「森林科学館（彩の国ふれあいの森）」は指定管理者に施設の管理を委託しており、主な内容は以下のとおりである。

委託事業名	埼玉県県民の森指定管理業務
施設名	埼玉県県民の森
所在地	秩父郡横瀬町大字芦ヶ久保字丸山北平 896
設置目的	自然とふれあいの中で健康の増進と、県民の森林に対する理解の促進を図る。
施設概要	設置年度：昭和 56 年 5 月 面積：67.9ha 施設：管理事務所、森林学習展示室（展示室、森林学習室、ホール等）、広場（家族広場、水辺の広場など）、展望台、デイキャンプ場など 年間利用者数：令和 3 年度 24,667 人
指定管理者	公益社団法人埼玉県農林公社
指定期間	令和 3 年度から令和 7 年度
業務内容	(1)森林、広場、展示室、学習室その他の施設の利用に関すること ア. 森林の多様な植生、貴重な動植物の育成状況、利用者の安全性などに配慮し、各森林や広場の目的が達成されるよう利用促進を図ること イ. 展示室等を活用し、森林に生息する動植物、森林の役割や林業の営みなど、森林に関する展示・紹介を行うこと。なお、展示内容を大幅に変更するときには、県の承認を得ること。 ウ. 学習室、デイキャンプ場その他施設の利用促進を図ること。 エ. ウェルカムストリートを活用し、多くの県民が森林とふれあうことができる機会を設けること。 オ. 上記にあたっては、利用者への安全に配慮するとともに、利用者の立場にたった案内板の設置等を行うこと。 カ. 施設の案内図やパンフレット等の提供やホームページによる広報など、利用者の拡大に努めること。 キ. 県民の森開業期間中は、原則展示室等を開館すること。 (2)森林についての学習に関すること

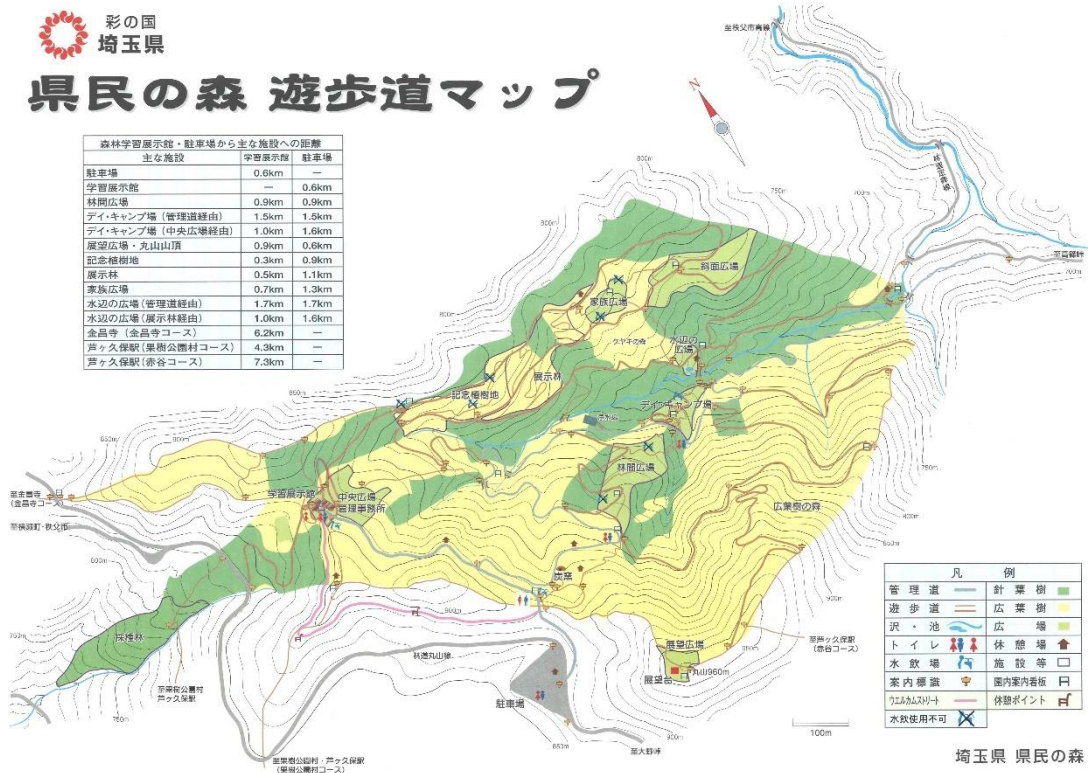
	<p>ア. 県民の森の各施設を活用し、県民が楽しみながら森林とのふれあいを深めるため、自然観察会や木工教室など体験事業を創意工夫のうえ、土日を中心に実施すること。</p> <p>イ. 下刈り、間伐等林業技術の習得や里山の整備活用のための教室など、森林の整備に関する研修を、関係機関と連携し複数回行うこと。</p> <p>ウ. 県民が、森林への親しみを深めるための講座を、年1回以上実施する。</p> <p>エ. 上記学習体験等を実施するにあたっては、参加者の安全に配慮するほか、傷害保険等に加入すること。</p> <p>オ. 学習体験等への利用者拡大を図るため、ホームページ等による広報、関係団体との連携など適宜実施すること。</p> <p>(3) 県民の森（設備及び物品を含む）の維持管理に関すること</p> <p>ア. 県民の森利用者が安全に県民の森を利用できるよう、それぞれの施設を適切に維持管理すること。</p> <p>イ. 施設の改築や修繕の実施区分については別途定める。</p> <p>ウ. 保安林の管理については、関係法令を遵守すること。</p> <p>エ. その他、点検内容等定めがあるものについては、適宜適切に行うこと。</p> <p>オ. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、彩の国「新しい生活様式」安心宣言を作成し、園内掲示板やホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを進める。</p> <p>(4) 定期的及び臨時的な県への報告に関すること</p> <p>年度別事業計画書、利用状況報告書、事業報告書等、別途定める期限までに県へ提出すること。</p> <p>(5) その他県が必要と認めること</p> <p>その他指定管理業務として行うべき業務については、県と指定管理者で協議の上、決めていくものとする。</p>
契約金額	17,968,000 円

(出典：森づくり課)



県民の森 遊歩道マップ

主な施設	学習展示館	駐車場
駐車場	0.6km	—
学習展示館	—	0.6km
林間広場	0.9km	0.9km
アイ・キャンプ場 (管理道経由)	1.5km	1.5km
アイ・キャンプ場 (中央広場経由)	1.0km	1.6km
展望広場・丸山山頂	0.9km	0.6km
記念植樹地	0.3km	0.9km
展示林	0.5km	1.1km
家族広場	0.7km	1.3km
水辺の広場 (管理道経由)	1.7km	1.7km
水辺の広場 (展示林経由)	1.0km	1.6km
金昌寺 (金昌寺コース)	6.2km	—
声ヶ久保駅 (栗樹公園村コース)	4.3km	—
声ヶ久保駅 (赤谷コース)	7.3km	—



利用実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間入園者数 (目標)	55,200人	55,500人	55,500人
年間入園者数 (実績)	43,179人	19,731人	24,667人

委託事業名	みどりの村指定管理業務
施設名	みどりの村
所在地	秩父郡小鹿野町飯田 853
設置目的	都市と山村の交流施設として、豊かな自然とのふれあいの中で、県民の山村における農業及び林業に対する理解を深めるとともに、その健康の増進を図る。
施設概要	設置年度：昭和61年6月 面積：16.7ha 施設：広場（子供の広場、村の広場）、体験農園、ジャブジャブ池、トイレ、東屋、駐車場など 【市町の施設】 おがの若者センター（体験実習室、研修室など）、おがのみどりの交流館、キャンプ場、村カフェ、RVパークなど

	年間利用者数：令和3年度 143,136人
指定管理者	株式会社高橋造園
指定期間	令和2年度から令和7年度
業務内容	<p>1 みどりの村の施設の利用に関する業務 広場、キャンプファイヤー施設、ジャブジャブ池、体験農場等の利用を促進すること。</p> <p>2 山村における農業及び林業についての学習に関する業務 (1) 秩父地域における農林産物の展示・紹介を行うこと。 (2) 農林業の体験プログラムを実施すること。 (3) 農産物加工体験を実施すること。 (4) 広報にあたっては関係団体と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>3 みどりの村の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務 (1) 利用者が安全かつ快適にみどりの村を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。 (2) 維持管理にあたってはみどりの村市町施設と連携の上、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>4 その他必要と認める事項 その他指定管理業務として行うべき業務については、県と指定管理者で協議の上、決めていくものとする。</p>
契約金額	16,636,000円

(出典：森づくり課)



利用実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間入園者数 (目標)	140,000人	140,000人	140,000人
年間入園者数 (実績)	144,868人	123,532人	143,136人

委託事業名	森林科学館指定管理業務
施設名	森林科学館
所在地	秩父市中津川 447
設置目的	県民が森林及び林業について学習する機会を設けることにより、県民の森林及び林業の役割に関する理解を深め、もって林業の振興を図る。
施設概要	設置年度：平成6年6月 面積：11ha 施設：森林科学館（展示室、学習室、木工工作室、事務室）、水辺の広場、林間広場、屋外トイレ、遊歩道など 年間利用者数：令和3年度 14,562人
指定管理者	公益社団法人埼玉県農林公社
指定期間	平成30年度から令和4年度
業務内容	<p>1 森林及び林業に関する資料の展示に関する業務</p> <p>(1) 森林が有する公益的機能や林業の状況について資料の企画・展示を行うこと。</p> <p>(2) 森林・林業に対する県の取組について資料の企画・展示を行うこと。</p> <p>(3) 利用者からの森林・林業に関する質問には、適切に回答及び対応すること。</p> <p>2 展示室・木工工作室及び学習室並びに附属設備の利用に関する業務</p> <p>(1) 木工工作室及び学習室の利用申込に対して、埼玉県森林科学館管理規則で定める申請書を提出させ、内容を審査の上、利用許可書を交付すること。</p> <p>(2) 上記の申請を受け、利用許可書を交付した後に、利用者から変更の申請があった場合には、利用変更許可申請書を提出させ、内容を審査の上、利用変更許可書を交付すること。</p> <p>(3) 利用許可の変更ができる期間については、指定管理者において県民等の利便性を考慮し、別に定めること。</p>

	<p>(4) 申請の受付については、来館して行くことを原則とするが、県民等の利便性、受付の効率化を考慮し、その他の受付方法を別に定めることができる。</p> <p>(5) 受付時間、申請が重複した場合の決定方法など、木工工作室及び学習室の利用に関することについては、別に定めること。</p> <p>(6) 森林科学館の施設並びに附属設備の利用促進に向けたPRを積極的に行うこと。</p> <p>3 森林や林業についての学習に関する業務</p> <p>森林科学館の施設、彩の国ふれあいの森の自然及び中津川地域の伝統文化等を活用し、利用者が森林・林業について理解を深めることができるような体験学習や、イベントなどを企画・運営すること。なお、実施にあたっては、隣接施設との連携など、彩の国ふれあいの森の拠点施設として、県民の利用促進を図ること。</p> <p>4 森林科学館の利用に係る料金を収受する業務</p> <p>(1) 施設等の利用に係る利用料金については、原則として利用許可書を交付する際に収受することとする。ただし、県民等の利便性を考慮して、甲の承認を得た上、別の方法も定めることができる。</p> <p>(2) 指定管理者が収受した利用料金は、条例第21条各号に該当する場合以外は、返還しない。</p> <p>5 森林科学館の施設（設備及び物品を含む）の維持管理に関する業務</p> <p>利用者が安全かつ快適に森林科学館を利用できるよう、施設を適切に維持管理すること。</p> <p>隣接施設と共同で利用している設備（受水槽、下水処理施設、電気設備、消防設備等）の保守点検等及び公共料金については、隣接施設の管理者等と費用負担に係る協定を締結し、当該協定に基づき発注・支払い等の業務を行うとともに、隣接施設の管理者等に費用負担額を請求すること。</p> <p>6 彩の国ふれあいの森の主な施設に関する業務</p> <p>(1) 巡視・点検を行うこと。</p> <p>(2) 情報の収集を図り、利用者に適切な情報提供をすること。</p> <p>(3) 異常がある場合、速やかに県に報告すること。</p> <p>(4) 急病人の発生など緊急事態が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡を取るなど、適切な対応をすること。</p> <p>7 その他県が必要と認める業務</p> <p>その他指定管理業務として行うべき業務については、県と指定管理者が協議の上、その都度決めていくこととする。</p>
--	---

契約金額	21,576,000円
------	-------------

(出典：森づくり課)



利用実績の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間入園者数 (目標)	73,500人	74,000人	74,500人
年間入園者数 (実績)	43,734人	14,355人	14,562人

②決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
決算額	68,654	64,611	59,972

③事業実績・成果

	令和2年度	令和3年度
事業実績	指定管理者施設に関するイベントの実施 県民の森 8件 みどりの村 5件 森林科学館 51件	指定管理者施設に関するイベントの実施 県民の森 12件 みどりの村 21件 森林科学館 71件
事業成果	指定管理施設来園者の前年度比 県民の森 (23,448人減) みどりの村 (21,336人減) 森林科学館 (29,379人減) ※新型コロナウイルス感染症対策のため、イベントを大幅に自粛した。	指定管理施設来園者の前年度比 県民の森 (4,936人増) みどりの村 (19,604人増) 森林科学館 (207人増)

(出典：森づくり課)

当該事業に係る事業レビューシート（EBPM 調書）において、事業の効率化については近隣の類似施設との差別化が課題であるとしている。例えば、みどりの村と秩父ミュージズメントパークはどちらも山間部に位置した広場を有する公園であり、近接した場所に位置している。しかしながら、秩父ミュージズパークには、みどりの村にはない温泉施設やスポーツ施設があり、利用者がこの施設に流れてしまうという課題がある。どちらの施設も県が運営に関与しており、それぞれの施設の特色を活かした差別化や類似したサービスの提供は運営面や資金面においても効果的かつ効率的な運営が必要であることが伺える。

そこで担当課においては、森林ふれあい施設（みどりの村、県民の森、森林科学館）について、時代の変化や機能の重複等の視点で、関係市町や指定管理者等の意見も踏まえ見直しの検討を行っている。

④監査人総括

【意見 17】 県は指定管理者に対し、決算書の支出の予算欄に内訳を記載するように指導すべきである。

みどりの村の指定管理業務に係る収支の実績報告について、指定管理者から提出された決算書の支出の予算欄に、需用費 5,120,000 円、役務費 530,000 円と記載されているが、これらの費用の内訳が記載されていない。予算内訳と決算内訳を記載し比較可能とすることにより、次年度以降、予算配分を精査する上で参考になる等、業務の効率的執行に必要な項目である。よって、県は指定管理者に対し、決算書の支出の予算欄に、支出の内訳を記載するように指導すべきである。

8. 農村整備課

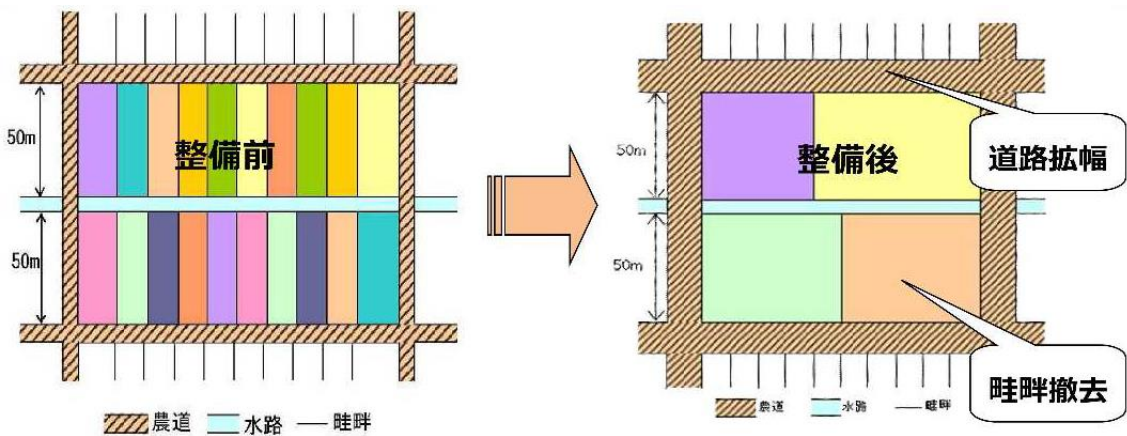
農業生産基盤の整備

農業生産基盤とは田畑・水路・農道などの農業生産の基礎となる土地や施設をいう。埼玉県に限らず全国的な問題として、小区画・不整形な農地が多数を占めることによる生産性の低下、及び農道橋梁及び用排水路施設の老朽化が問題となってきている。そこで埼玉県では、ほ場整備事業等の農業生産基盤の整備に取り組むことによってこれらの問題に対処しようとしている。ここではほ場整備事業とは、小区画・不整形な農地から大区画・整形農地に整備し、計画的に農道や用排水路を配置することにより、農業生産性の向上と共に農村環境の保全、地域の活性化などを目的とする農業基盤の整備を行うものをいう。また、ここでいう農業基盤の整備は小区画・不整形な農地の整備にとどまらず、農道橋梁及び用排水路施設の長寿命化等も含まれるものと定義している。

そして、ほ場整備事業については整備に合わせて、担い手等を育成し、担い手等への農地集積を一体的に進めることで、農地の有効利用を促進するものを企図しているのである。

包括外部監査人は、農業生産基盤の整備として、ほ場整備事業、団体営基盤整備促進事業（土地改良維持適正化事業）、農道整備事業、農地中間管理機構農地耕作条件改善事業及び多面的機能支援事業の5つについて考察して以下述べていくことにする。

（ほ場整備のイメージ）



（1）ほ場整備事業

①概要

農地の区画を拡大し、道路・用排水路を整備することにより、農業生産性を向上させ、担い手農家への農地利用集積及び農業経営の安定化を図る。ここではほ場整備事業そのものと令和3年度における当該事業にかかわる委託事業2件について検討する。

ア. ほ場整備事業（委託事業）

事業名	東松山-久下戸地区
業務目的	ほ場整備を行い、効率的で安定的な農業経営を目指す

履行場所	川越市大字久下戸地区ほか
契約期間	令和3年8月18日から令和4年3月31日
工事概要	<p>規模及び構造</p> <p>ほ場整備工 A=30.1ha</p> <p>工事内容</p> <p>整地工 A=27.3ha</p> <p>道路工</p> <p>支線道路工 L=764.0m</p> <p>耕作道路工 L=2,407.8m、付帯工1式</p> <p>用排水路工</p> <p>支線用排兼用水路柵渠型フリューム (B600~800×H900) L=319.8m</p> <p>用排兼用土水路工 L=155.7m</p> <p>既設用排兼用小水路 (土水路) L=2,912.0m、付帯工1式</p> <p>主要資材</p> <p>柵渠型フリューム</p>
選定方法	総合評価落札方式
契約方法	一般競争入札 (事後審査型) 地方自治法第234条第1項 応札者数: 2者 (1者辞退のため実質的に1者)
業者名	株式会社 中里組
契約金額	当初契約額 103,950,000円 追加工事 16,698,000円

(出典: 農村整備課)

イ. ほ場整備事業 (委託事業)

事業名	鴻行第401号排水路護岸工事
業務目的	農業用排水路の護岸工事を行う
履行場所	鴻巣市広田地内地
契約期間	令和3年7月26日から令和4年2月28日
工事概要	<p>規模及び構造</p> <p>排水路護岸工 L=1,745m</p> <p>工事内容</p> <p>柵渠型フリューム (B500×H500~B900×H900) L=1,543.8m</p> <p>B型柵渠 (B1200×H900) L=181.2</p> <p>排水路道路横断取付工 7箇所</p> <p>主要資材</p> <p>柵渠型フリューム B型柵渠等</p>
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 (事後審査型) 地方自治法第234条第1項

	応札者数：5者 入札率：97.8%
業者名	株式会社 日建
契約金額	当初契約額 55,000,000円(税抜) 追加工事 6,980,000円(税抜)

(出典：農村整備課)

②予算及び決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,745,664	1,583,824	1,650,323
決算額	1,293,033	1,232,957	928,655

③事業実績・成果

農地整備実績(令和元年度末)

上段は整備率(%)
下段は整備面積(ha)

	農振農用地面積			整備済面積(令和元年度)			備考
	田	畑	計	田	畑	計	
北足立郡	4,360	2,821	7,181	32% 1,403	42% 1,185	36% 2,588	整備率 面積(ha)
入間郡	3,078	5,704	8,782	21% 633	44% 2,489	36% 3,122	
比企郡	4,488	1,953	6,441	43% 1,951	48% 932	45% 2,883	
秩父郡	570	2,032	2,602	26% 146	12% 247	15% 393	
児玉郡	2,153	2,464	4,617	96% 2,061	84% 2,079	90% 4,140	
大里郡	5,924	6,271	12,195	87% 5,144	92% 5,749	89% 10,893	
北埼玉郡	9,449	472	9,921	65% 6,148	54% 253	65% 6,401	
南埼玉郡	6,327	1,781	8,108	41% 2,570	16% 286	35% 2,856	
北葛飾郡	3,771	340	4,111	79% 2,984	62% 212	78% 3,196	
合計	40,120	23,838	63,958	57.4% 23,040	56.3% 13,432	57.0% 36,471	

※ 農振農用地面積は
第4次土地利用基盤整備基本調査
田には陸田が含まれる

	整備済み面積			要整備面積		計
	30a区画	大区画 (1ha以上)		10a区画	未整備	
	57.4%	54.3%	3.2%	28.0%	14.6%	100%
	23,040	21,768	1,272	11,219	5,861	40,120

農地整備実績(令和2年度末)

上段は整備率(%)
下段は整備面積(ha)

	農振農用地面積			整備済み面積(令和2年度)			備 考
	田	畑	計	田	畑	計	
北足立郡	4,277	2,768	7,045	33% 1,418	43% 1,185	37% 2,603	整備率 面積(ha)
入間郡	3,072	5,692	8,764	21% 639	44% 2,489	36% 3,128	
比企郡	4,482	1,950	6,432	44% 1,975	48% 936	45% 2,911	
秩父郡	566	2,019	2,585	26% 146	12% 247	15% 393	
児玉郡	2,153	2,466	4,619	96% 2,061	84% 2,079	90% 4,140	
大里郡	5,915	6,262	12,177	88% 5,181	92% 5,749	90% 10,931	
北埼玉郡	9,449	472	9,921	66% 6,212	54% 255	65% 6,467	
南埼玉郡	6,305	1,775	8,080	41% 2,570	16% 292	35% 2,862	
北葛飾郡	3,769	340	4,109	79% 2,984	62% 212	78% 3,196	
合計	39,988	23,744	63,732	58.0% 23,186	56.6% 13,445	57.5% 36,631	

※ 農振農用地面積は
第4次土地利用基礎整備基本調査
田には陸田が含まれる

	整備済み面積			要整備面積		計
	30a区画	大区画 (1ha以上)	10a区画	未整備		
	58.0%	54.7%	3.3%	27.7%	14.3%	100%
	23,186	21,880	1,306	11,090	5,712	39,988

埼玉県農林業・農山村振興ビジョン 目標値及び実績(見込み)

	H26年度末 策定時現状値	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
目標値	22,250	22,348	22,438	22,552	22,660	22,770
実績値	22,170	22,502	22,651	22,801	23,040	23,186

埼玉県農林水産振興基本計画

	R元年度末 策定時現状値	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末
目標値	23,040	23,221	23,286	23,405	23,526	23,640

農地整備実績(令和3年度末)

上段は整備率(%)
下段は整備面積(ha)

	農振農用地面積			整備済面積(令和3年度)			備 考
	田	畑	計	田	畑	計	
北足立郡	4,268	2,761	7,029	34% 1,444	43% 1,185	37% 2,629	整備率 面積(ha)
入間郡	3,071	5,690	8,761	22% 671	44% 2,497	36% 3,169	
比企郡	4,469	1,944	6,413	44% 1,987	48% 932	46% 2,919	
秩父郡	565	2,016	2,581	26% 146	12% 251	15% 397	
児玉郡	2,153	2,464	4,617	96% 2,061	84% 2,079	90% 4,140	
大里郡	5,903	6,249	12,152	88% 5,189	92% 5,749	90% 10,938	
北埼玉郡	9,445	471	9,916	66% 6,248	54% 255	66% 6,503	
南埼玉郡	6,302	1,774	8,076	41% 2,570	16% 292	35% 2,863	
北葛飾郡	3,766	340	4,106	79% 2,990	62% 212	78% 3,202	
合計	39,942	23,709	63,651	58.4% 23,307	56.7% 13,453	57.8% 36,760	

※ 農振農用地面積は
第4次土地利用基盤整備基本調査
田には陸田が含まれる

	整備済み面積			要整備面積		計
	30a区画	大区画 (1ha以上)	10a区画	未整備		
	58.4%	55.0%	3.3%	27.5%	14.2%	100.0%
	23,307	21,985	1,322	10,969	5,666	39,942

埼玉県農林業・農山村振興ビジョン 目標値及び実績(見込み)

	H26年度末 策定時現状値	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末
目標値	22,250	22,348	22,438	22,552	22,660	22,770
実績値	22,170	22,502	22,651	22,801	23,040	23,186

埼玉県農林水産振興基本計画

	R元年度末 策定時現状値	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末	R7年度末
目標値	23,040	23,221	23,286	23,405	23,526	23,640

(出典：農村整備課)

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(2) 団体営基盤整備促進事業（土地改良維持適正化事業）

①概要

令和4年度農林水産省農村振興局農地資源課の資料によると、基盤整備とは、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農業用排水施設、農用地の保全を行うこととされる。埼玉県においても、基盤整備促進事業を県営及び団体営として実施しており、ここでは団体営基盤整備促進事業について検討する。

事業実施主体	全国土地改良事業団体連合会
事業内容	比較的小規模な農業水利施設の機能を維持するための対策工事を行う。 また、比較的小規模な農業水利施設の整備を実施するための事業計画を策定する。農業水利施設の定期的な整備補修を実施し、施設機能の保持と延命化を図る。
補助対象経費	拠出に要する経費
補助額	当該経費の50%以内
限度額	同上
補助金額	120,510千円

(出典：農村整備課)

②予算及び決算額

(単位：千円)

実施項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	259,531	412,427	202,481
決算額	230,982	401,422	183,513

③事業実績・成果

(1) ほ場整備事業 ③事業実績・成果 参照のこと。

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(3) 農道整備事業

①概要

埼玉県においては、継続的に基幹的な農道の橋梁等の補修を実施し、農道機能の保全を図るとともに農産物輸送の効率化を図り、農業経営の安定化及び地域の発展、生活環境の改善を図っている。ここでは農道整備事業そのものと令和3年度における当該事業にかかわる委託事業2件について検討する。

ア. 農道整備事業（委託事業）

事業名	3北第201号かみはら陸橋耐震工事
業務目的	橋梁の耐震補強を行い、安全性を高める。
履行場所	深谷市岡部地内
契約期間	令和3年8月11日から令和4年3月31日
工事概要	規模及び構造 橋梁耐震補強工事 一式 工事内容 橋脚コンクリート巻立工 一式、断面修復工 一式 落下防止構造設置 一式、水平力分担構造 一式
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札（事後審査型）地方自治法第234条第1項 応札者数：6者 入札率：88.9%
業者名	株式会社 上野組
契約金額	当初契約額 57,158,000円（税抜） 第1回追加工事 152,000円（税抜） 第2回追加工事 220,000円（税抜）

（出典：農村整備課）

イ. 農道整備事業（委託事業）

事業名	3埼第6庄内橋補修工事
業務目的	経年劣化による橋梁の機能を回復させる工事。
履行場所	春日部市上柳地内他
契約期間	令和3年6月11日から令和4年3月31日
工事概要	規模及び構造 橋梁耐震補強工事 一式 工事内容 橋梁補修工1式、 高欄取替工 L=132m、コンクリート保護工（地腹部）A=151m ²

	塗装打替工 A=559m ² 、床板防水工 A=484m ² 、伸縮装置取替工 L=15m
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札（事後審査型）地方自治法第 234 条第 1 項 応札者数：5 者（1 者辞退のため実質的に 4 者） 入札率：97.4%
業者名	株式会社 栗原建設工業
契約金額	当初契約額 38,841,000 円（税抜） 追加工事 4,499,000 円（税抜）

（出典：農村整備課）

②予算及び決算額

（単位：千円）

実施項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額	178,451	269,200	497,019
決算額	131,851	164,185	408,973

③事業実績・成果

（1）ほ場整備事業 ③事業実績・成果 参照のこと。

④監査人総括

【意見 18】成果指標として長寿命化に関する項目を設定すべきである。

施設の長寿命化を効果として謳っているが、成果指標に施設の長寿命化に関する項目が設定されておらず、成果指標として把握することができない。

施設の長寿命化を効果として掲げている以上、その成果を測定するために成果指標として長寿命化に関する項目を設定すべきである。

(4) 多面的機能支援事業

農業、農村には県土の保全や水源のかん養、景観形成等の多面的機能を有している。しかしながら近年農村地域の高齢化、人口の減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。このため、農業、農村の有する多面的機能が適切に発揮されるように地域の活動を支援する。各区分と内容は次のとおりである。

区分	事業主体	内容
多面的機能支払交付金		
ア 農地維持支払	組織活動	農業・農村が持つ多面的機能を支える共同活動を支援する。 【具体例】 ・施設の点検や活動計画の策定 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ等の基礎的な保全活動
イ 資源向上支払		
・地域資源の質的向上を図る共同活動	組織活動	施設の軽微な補修や農村環境の保全活動などを支援する。 【具体例】 ・水路、農道、ため池の軽微な補修 ・植栽による景観形成
・施設の長寿命化のための活動	組織活動	農業用排水路や農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。 【具体例】 ・老朽化した水路のコーティング ・未舗装の農道をアスファルトで舗装
多面的機能支払推進交付金		事業の推進、交付金の交付、申請事務、組織活動への指導及び実施状況の確認を行う。

①概要

事業実施主体	各市町村広域活動組織又は活動組織
事業内容	1. 冒頭説明参照
事業主体及び負担区分	国 50%、県 25%、市町村 25%
補助対象基準	交付金によって異なる。
補助対象経費	交付金によって異なる。

補助額及び限度額	交付金によって異なる。
----------	-------------

(出典：農村整備課)

②予算及び決算額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	559,000	570,258	594,577
決算額	558,895	570,148	594,382

③事業実績・成果

当該事業の効果としては、以下のとおりである。

- ・ 県土の保全や水源のかん養、良好な景観の形成等多面的機能が適切に発揮される。
- ・ 遊休農地の発生が防止されるとともに、担い手農家の農地や農業用施設の管理負担が軽減され、生産性向上に繋がる担い手農家への農地集積が図られる。

(カバー率)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
目標値	35%	37%	32%
実績値	29.3%	30.7%	31.4%

※ カバー率は「認定農用地面積（多面の取組面積）／埼玉県内の農振農用地面積」で算定している。令和3年度は18,224ha／57,962ha＝31.4%である。

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(5) 高収益農業を実現するほ場整備実証事業

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図っていくことが必要である。ここで、高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とする（「水田農業高収益化推進計画の策定について」農林水産省令和2年4月1日付け元政統第2085号）。

この事業について、事業全体についてと当該事業にかかわる委託事業2件考察して以下述べていくことにする。なお、当該事業は令和3年度から令和5年度にかけて行われる事業であり、正式に検証結果が得られるのは令和5年度の予定である。

①概要

埼玉県において行われる当該事業の概要は以下の通りである。

事業目的：

- ・国営かんがい排水事業「中川上流地区」の計画区域内に水田の乾田化を図る実証ほ場を整備し、水田における野菜導入の可能性やその効果を検証する。
- ・国営かんがい排水事業及び関連事業等での排水整備を前提として高収益作物導入計画を策定し、これまで水稻を主体としていたほ場において野菜生産の拡大を図る。

事業期間：令和3年度～令和5年度

実証ほ場箇所：

- ・加須市大越地内（1.1ha）ブロッコリー作付け予定
- ・羽生市名地内（2.1ha）玉ねぎ作付け予定

ア．高収益農業を実現するほ場整備実証事業（委託事業）

事業名	3実ほ設第1号実証ほ場設計業務委託
業務目的	水田地帯における農業の高収益化を図るため、排水改良を中心とするほ場整備を行い、野菜導入の効果を実証する。
履行場所	羽生市内地内
契約期間	令和3年7月27日から令和4年2月25日
工事概要	ほ場整備（暗渠排水）A=4ha 付帯施設設計 1式
選定方法	公募
契約方法	指名一般競争入札 地方自治法施行令第167条第1項 応札者数：10者 応札率：94.7%
業者名	株式会社 日本精測コンサルタント
契約金額	当初契約額 1,980,000円（税抜）

（出典：農村整備課）

イ. 高収益農業を実現するほ場整備実証事業（委託事業）

事業名	3実ほ第101号実証ほ場整備工事
業務目的	高収益作物の生産のための実証ほ場の整備を行う
履行場所	羽生市内地内他
契約期間	令和3年11月19日から令和4年3月15日
工事概要	規模及び構造 ほ場整備工事 一式 工事内容 暗渠排水工 3ha 排水路工一式（排水路工 85m、コンクリート土留工 340m） 主要資材 ポリエチレン有孔管、鉄筋コンクリートA型組立柵渠、鉄筋コンクリート板柵土留め
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法第234条第1項 応札者数：5者（2者辞退のため実質3者） 応札率：98.8%
業者名	門井建設株式会社
契約金額	当初契約額 30,500,000円 追加工事 3,020,000円

（出典：農村整備課）

②予算及び決算額

（単位：千円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額			40,000
決算額			39,420

③事業実績・成果

	令和3年度
目標値	排水改良による野菜生産の実証 3.2ha （ブロッコリー 1.1ha、玉ねぎ 2.1ha） 国営かんがい排水事業「中川上流地区」の高収益作物導入計画概定
実績値	目標値と同じ

（出典：農村整備課）

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(6) 水辺周辺活用事業

埼玉県では、県民誰もが川に愛着を持ちふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、「清流の復活」と「安らぎとにぎわいの空間創出」により「川の再生」に取り組んでいる。

そこで新たな事業として、農業生産のために維持されてきた身近な水辺の魅力が実感できるよう水辺空間を整備するとともに、用水路沿線の直売所等と連携し新鮮な農産物を供給している都市近郊農業についての理解を深めるための事業を行っている。

事業全体について及び当該事業にかかわる委託事業3件について考察して以下述べていくことにする。

①概要

ア. 水辺周辺活用事業（委託事業）

事業名	3伊測第1号路線測量業務委託
業務目的	路線測量
履行場所	川越市大字菅間地内ほか
契約期間	令和3年6月4日から令和3年9月30日
業務概要	路線測量 L=1,74km 現地測量 A=0.053km ²
選定方法	公募
契約方法	指名一般競争入札 地方自治法施行令第167条第1項 応札者数：11者（1者辞退のため実質10者） 応札率：90.7%
業者名	司測量設計株式会社
契約金額	当初契約額 1,980,000円 追加契約 800,000円

(出典：農村整備課)

イ. 水辺周辺活用事業（委託事業）

事業名	3水活春第102号遊歩道補修工事
業務目的	経年劣化により劣化した緑のヘルシーロード及び水と緑のふれあいロードの舗装を補修し、路肩や法面に防草対策を行うことで、水辺空間の創出を図る。
履行場所	蓮田市大字閨戸地内ほか
契約期間	令和3年9月28日から令和4年2月25日
工事概要	防草コンクリート工（ヘルシーロード）A=1,839.0m ² 路肩補修工（ふれあいロード） 土留工（H=0.6m、L=147.1m、地先協会ブロック工L=147.1m）

	間詰コンクリート工 L=147.1m、インターロッキングブロック工 (再利用) L=11.5m
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法第 234 条第 1 項 応札者数：10 者 応札率：88.8%
業者名	株式会社 石井工務店
契約金額	当初契約額 25,600,000 円 (税抜) 追加工事 6,670,000 円 (税抜)

(出典：農村整備課)

ウ. 水辺周辺活用事業 (委託事業)

事業名	3 水辺会第 1 0 2 号水路護岸工事
業務目的	農業用水路の護岸工事を行う。
履行場所	加須市浜町地内
契約期間	令和 3 年 9 月 2 8 日から令和 4 年 3 月 1 5 日
工事概要	規模及び構造 水路護岸工 L=146.2 (左岸) 工事内容 ブロック積護岸工 L=136.5m (左岸) ブロック止め工 2 箇所、摺付工 1 箇所 舗装復旧工 282.6m ² 、転落防止柵 L=146.2m (扉 1 箇所含む) 区画線工 一式、流入管復旧 5 箇所 主要資材 ハット型鋼矢板、間知ブロック等
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法施行令第 234 条 応札者数：5 者 (一者辞退のため実質 4 者) 応札率：82.8%
業者名	こぐれ建設株式会社
契約金額	当初契約額 87,500,000 円 追加工事 3,760,000 円

(出典：農村整備課)

②予算及び決算額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額			468,818
決算額			418,558

③事業実績・成果

水路については、アンケートによる愛着度、ロードについては利用者数や各種イベントの参加者数を成果指標として採用している。

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(7) 防災減災緊急対策事業

①概要

防災減災緊急対策事業とは農業用水利施設（ため池等）のうち、防災減災の見地から緊急に対策を講じる必要があるものについて、調査及び計画の策定等を進めるものである。当該事業は県として事業を進めるものと（県営）、原則補助事業として事業を行うもの（団体営）とされており、地震に対する安全度が不足し、防災減災の見地から緊急的に対策を講じる必要がある基幹的な農業用水利施設（ため池等）について、詳細な施設検討を行い、事業計画書の作成等を行うものや、ため池の下流において二次被害が想定され、詳細調査（耐震・豪雨）を緊急に実施しなければならない施設について、必要な調査補助を行うものである。

なお、県営と団体営の区別は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に記載しているとおり、県営で調査を実施するため池の規模等を定めており、県営の要件を満たしていないため池は団体営で実施することとしている。

当該事業について考察して以下述べていくことにする。

ア. 防災減災緊急対策事業（団体営）

防災減災緊急対策事業について関東農政局より割当てのあったものは次のとおりである。

防災減災緊急対策事業の団体営地区は、防災減災の見地から緊急に調査が必要な農業用ため池等において、施設管理者に対し必要な調査費を補助するものである。

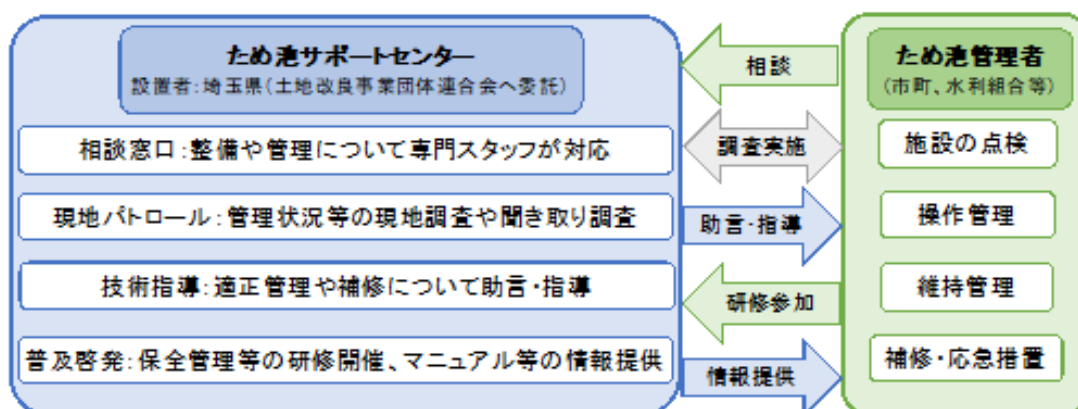
事業実施主体	各市町村
事業内容	防災減災緊急対策事業
負担区分	国、定額
補助額及び限度額	定額

	予算時期	地区数（事業主体数）	事業主体	事業費（千円）	補助率
防災減災緊急対策事業	当初	6	飯能市他	89,400	定額
	R3.6	6	越生町他	135,930	定額
	R3.10	5	越生町他	39,850	定額
	補正	3	日高市他	25,280	定額

イ. 令和3年度ため池サポートセンター運營業務委託（県営事業）

ため池サポートセンターは防災重点農業用ため池に係る防災工事等を的確かつ円滑に実施するため、ため池の管理者である市町村等に対して技術的な指導・助言等の支援を行うために設置するものである。具体的には、現地パトロールや技術指導

を行うことで管理者の防災意識の向上を図り、防災工事への円滑な実施へつなげるとともに工事実施までの緊急連絡体制整備や管理体制の強化を進める。



業務名	令和3年度ため池サポートセンター運營業務委託
業務目的	埼玉県が設置する埼玉県ため池サポートセンターの運営に当たり、ため池管理者への技術指導や相談窓口の開設について専門知識、技術を持つ埼玉県土地改良事業団連合会に業務委託を行うものである。
履行場所	熊谷市内ほか
契約期間	令和3年5月11日から令和4年3月15日
業務概要	上記図参照のこと
契約方法	随意契約 地方自治法施行令第167条の2
業者名	埼玉県土地改良事業団連合会
契約金額	当初契約額 5,200,000円(税抜)

(出典：農村整備課)

②決算額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	541,132	1,148,038	1,027,885
決算額	432,553	447,813	330,797

③事業実績・成果

【目標】

防災重点農業用ため池の決壊など、災害から人命及び財産を守るため、安全性を確認するための各種調査を実施する。

【効果】調査完了ため池数

令和3年度～令和7年度：要調査ため池数50か所

令和3年度調査完了ため池数：134か所

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(8) 農地防災事業

①概要

近年、集中豪雨や地震等により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設にも甚大な被害が発生する危険性が増している。農地農業用施設や公共施設の災害未然防止及び機能低下した施設の機能回復を図るため、総合的な農業用排水施設の整備を行う事業である。

当該事業費は以下の6つより構成されており、令和3年度における各事業費の実施メニューは以下の通りである。

- ・ため池等…農業用施設の機能回復を図り、災害を未然に防止するため、防災上整備を要するため池などの用排水施設の改修、補強を実施。

令和3年度 2地区実施（芳沼地区、大沼（大）地区）



- ・湛水防除

立地条件の変化により農地や農業用施設に湛水被害が生じるようになった地域において被害の発生を防止するため、排水施設の新設、改修を実施。

令和3年度3地区実施（稲荷木落3期地区、神扇3期、下八間堀地区）

- ・地盤沈下対策

地盤沈下により発生した農業用施設の機能の低下を従前の状態に回復させるため、用水路等の整備を実施。

令和3年度1地区実施（権現堂3期地区）

- ・特定管水路

石綿に起因する影響を未然に防止するため石綿等が使用されている用排施設の改修整備を実施。

令和3年度1地区実施（島中領地区）

- ・土地改良施設耐震対策

災害を未然に防止するため、耐震対策を要する頭首工等の用排施設の補強、改修を実施。

令和3年度1地区実施（古利根堰地区）

- ・危機管理対策

洪水時に適正なゲート操作をするため、安全管理に必要な機器拡充、整備を実施。

令和3年度1地区実施（古利根堰地区）

事業全体についてと当該事業にかかわる委託事業4件考察して以下述べていくことにする。なお、当該事業昭和49年度から継続して行われている事業であり、本報告書においては令和3年度の資料に基づいて検討を行うことにする。

ア．農地防災事業（湛水防除）稲荷木落3期地区（委託事業）

事業名	3稲荷3第503号排水路護岸工事
業務目的	農業用排水路の護岸工事を行う
履行場所	加須市旗井地内地
契約期間	令和4年3月30日から令和5年3月15日
工事概要	規模及び構造 排水路護岸工 L=98.0m 工事内容 高水護岸工（大型張ブロック）右岸 L=90.4m、左岸 L=92.3m 低水護岸工（ハット型鋼矢板L=7.5m）右岸 108枚、左岸 109枚 据付工 右岸 L=5.1m、左岸 L=8.3m 転落防止柵 L=180.0m、転落防止柵用扉3箇所 主要資材 ハット型鋼矢板、大型張ブロック
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札（地方自治法第167条第6項） 応札者数：5者 応札率：97.36%
業者名	株式会社 星野組
契約金額	当初契約額 84,800,000円

イ. 農地防災事業（地盤沈下） 3 権 3 第 5 0 4 号権現堂川用水路工事（委託事業）

事業名	3 権 3 第 5 0 4 号権現堂川用水路工事
業務目的	地盤沈下により通水能力が低下した農業用排水路を改修して通水機能の回復を図る
履行場所	幸手市大字下吉羽地内
契約期間	令和 3 年 9 月 6 日か令和 4 年 3 月 3 1 日
工事概要	工事内容 用水路工 L=41.1m 主要資材 L 型水路、転落防止柵
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法第 167 条第 6 項 応札者数：4 者 応札率：97.1%
業者名	株式会社 栗原建設工業
契約金額	当初契約額 50,500,000 円（税抜） 第 1 回変更 2,510,000 円（税抜） 第 2 回変更 納期の変更のみであるので契約金額の変更はなし。

ウ. 農地防災事業（湛水防除） 3 神 3 第 5 0 1 号権舗装復旧工事（委託事業）

事業名	3 神 3 第 5 0 1 号舗装復旧工事
業務目的	過年度の水路工事に伴う市道本復旧工事
履行場所	幸手市大字神扇地内
契約期間	令和 3 年 9 月 28 日から令和 3 年 12 月 24 日
工事概要	工事内容 オーバーレイ L=733m 再生密粒度アスコン(I3)t=3cm、B=2.5~3.0m 市道本復旧 A=172m ² (3 箇所) 再生密粒度アスコン(I3)t=5cm、表層のみ
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法第 167 条第 6 項 応札者数：4 者 応札率：92%
業者名	伊草建設株式会社
契約金額	当初契約額 4,876,000 円（税抜） 第 1 回変更 514,000 円（税抜）

エ. 農地防災事業 「島中領」における農業用管水路工事（委託事業）

事業名	3島中管第702号農業用水管水路更新工事
業務目的	石綿管製の農業用パイプラインの更新工事
履行場所	久喜市小右衛門地内他
契約期間	令和3年9月28日から令和4年3月15日
工事概要	規模及び構造 農業用管水路工 L=1,028.7m 工事内容 既設管撤去工 (ACP) φ300mm、L=202.0m、φ250mm L=144.0m φ200mm L=560.8m 管水路工 (VP) φ300mm L=69.0m、φ250 L=276.3m φ200mm L=577.1m、φ100mm L=64.3m 付帯工 (制水弁、排泥工、給水栓) 一式 主要資材 硬質塩化ビニル管等
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札 地方自治法第167条第6項 応札者数：4者 応札率：98.17%
業者名	株式会社 鈴木工務店
契約金額	当初契約額 59,200,000円 第1回変更 2,700,000円 第2回変更 工期の変更のみであるので契約金額の変更はなし。

(出典：農村整備課)

②予算及び決算額

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	1,209,641	1,442,725	2,068,188
決算額	821,306	1,104,024	987,773

③事業実績・成果

過年度の達成目標：農業水利施設の防災対策 2,270ha 9地区の完了（令和2年度まで）

現在の達成状況：1,897ha（88%） 3地区の終了（33%）

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

(9) かんがい排水事業

①概要

かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる基幹的農業用排水施設〔頭首工(取水堰)、揚排水機場、幹線用排水路など〕の整備を行う事業をいう。頭首工、揚水機場、幹線用水路等を整備することにより、農業用水が安定的・効率的に農地に供給される。また排水機場、幹線排水路等を整備することにより洪水被害等が防止・解消される。

かんがい排水事業は、農業者が安心して農業経営に打ち込める優良農地を保全・確保し、農業生産性の向上を図ることを目的としている。

本県のかんがい排水事業は以下の2つに分けて実施されている。

・かんがい排水事業（一般型）

農業用水の安定供給や排水条件の改良を図るため、国庫補助を受けて基幹的な用排水施設の整備を実施する。

・かんがい排水事業（長寿命化）

基幹的な農業水利施設及び、それと一体的となって機能を発揮する農業用排水施設について、緊急に必要な補強工事を実施する。

事業全体についてと当該事業にかかわる委託事業4件考察して以下述べていくことにする。なお、当該事業昭和49年度から継続して行われている事業であり、本報告書においては令和3年度の資料に基づいて検討を行うことにする。



ア. 3南吉見第401号排水ポンプ補修工事（委託事業）

事業名	東松山 3南吉見第401号（長寿命化）
業務目的	経年劣化による排水ポンプ等の機能保全対策の為
履行場所	比企郡吉見町大字大串地内
契約期間	令和3年6月18日から令和4年4月31日
工事概要	規模及び構造 排水ポンプ補修等1式 工事内容 排水ポンプ整備1式、吐出弁整備1式 主原動機整備1式、減速機整備1式、逆流防止弁整備1式、 伸縮可撓継手整備1式
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札（事後審査型） 地方自治法施行令第167条の6 応札者数：1者 応札率：90.78%
業者名	株式会社電業社製作所
契約金額	当初契約額 107,000,000円 第1回変更 490,000円 第2回変更 工期の変更のみであるので契約金額の変更はなし。

イ. 3荒右左第801号岡部用水路補修工事（委託事業）

事業名	3荒右左第801号岡部用水路補修工事
業務目的	用水路を補修し、農業用水の安定供給を図る。
履行場所	深谷市岡部地内
契約期間	令和3年9月21日から令和4年3月4日
工事概要	規模及び構造 用水路補修工1式 工事内容 岡部用水路 管きよ内面被覆工 取水工1式 永田北根揚水機場、舗装復旧工1式、付帯工1式
選定方法	公募
契約方法	一般競争入札（事後審査型） 地方自治法施行令第167条の6 応札者数：2者 応札率：99.3%
業者名	株式会社電業社製作所
契約金額	当初契約額 28,700,000円（税抜） 第1回変更 1,700,000円（税抜）

（出典：農村整備課）

②予算及び決算額

ア. かんがい排水事業

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	573,563	146,901	43,050
決算額	519,795	121,071	43,050

イ. かんがい排水事業（長寿命化）

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	2,207,878	1,433,127	1,343,872
決算額	2,028,939	1,217,543	1,125,253

③事業実績・成果

ア. かんがい排水事業（長寿命化）

(達成目標・令和3年度)

・農業水利施設の補修補強 234ha

・10地区の実施

(達成状況)

・234ha (100%)

・10地区 (100%)

※かんがい排水事業事業については1地区のみの実施であるため、目標の設定等はなし。

④監査人総括

監査の結果、特段大きな指摘事項・意見は発見されなかった。

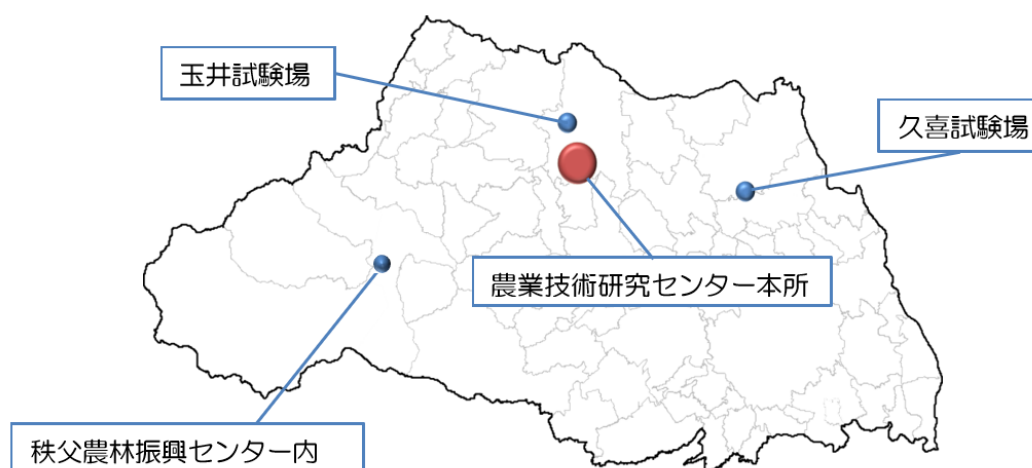
第4 現場視察

先に述べたように、埼玉県においては、農林水産業施策を推進するために「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定しており、当該計画に基づいて様々な事業を行っている。そして、現在、農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少、デジタル技術の発展、経済の国際化、災害等のリスクの顕在化など、めまぐるしく変化しており、様々な課題に直面する一方、生かすべき機会も生まれている。そのため、埼玉県においては、現状の問題点の把握や、次世代に対応した農林業についての研究開発などを行う機関を設けている。そこで、本監査においては、農業技術研究センター（本所）、公益社団法人埼玉県農林公社、寄居林業事務所について、現地の業務実施の状況、資料の保管状況、研究内容などを視察した。

(1) 農業技術研究センター

①概要

農業技術研究センターは、埼玉県農林水産業における様々な課題に技術面で対応するため、農林水産試験研究機関における研究開発を計画的・効率的に推進し、新技術や新品種の実用化と普及を図るものである。



②施設の状況等

1 担当職員数	17担当・176名（内会計年度任用職員49名）		
2 施設面積	(1) 本所（熊谷）	約26ha	
	(2) 玉井試験場	約12ha	
	(3) 久喜試験場	約13ha（内イオンアグリ創造棟 約5ha）	
3 研究課題数	(1) 令和3年度	78課題	県単60課題
			提案公募 7課題
			受託 11課題
	(2) 令和4年度	72課題	県単59課題
			提案公募 4課題
			受託 9課題

※ 受託とは、他の研究機関等からの依頼分である。



農業技術研究センター本所（熊谷）全景

現場視察当日は、いちご栽培、さといも栽培、酪農、養鶏に関して、実際の栽培、飼育及び管理状況について担当職員の説明を受けながら確認した。

農業技術研究センターにおける研究結果については、以下のように生産者等へ還元している。

試験研究結果の還元について

1 還元方法

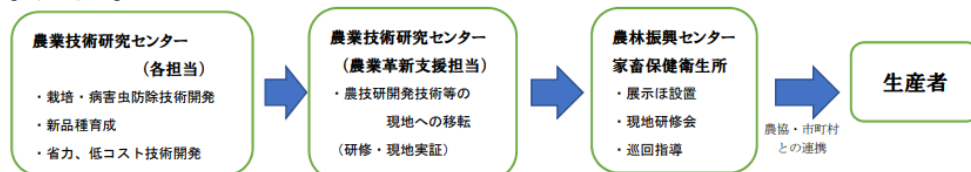
(1) 研究成果の公表

農業技術研究センターの研究の成果は、「成果発表会」や農林振興センターと連携した研修会等を通じて公表している。また、現場普及に向けて成果を「新技術情報」（生産者向け）や「ひと目でわかる新技術」（一般向け）をホームページに掲載するなどして迅速な情報発信を行っている。

(2) 研究成果の普及

各研究担当が開発した技術を迅速に生産現場に移転するため、農業革新支援担当、各農林振興センター及び各家畜保健衛生所などの連携により、現場への普及活動を進めている。

【還元の流れ】



2 還元状況の例

(1) 栽培技術の普及 水稲「彩のきずな」

(2) 新品種の導入 いちご「べにたま」 ※ 詳細は別添のとおり

農業技術研究センターにおける研究成果の還元方法一覧

成果の還元方法	名 称	内 容
農技研ホームページに掲載	新技術情報	農技研ホームページに掲載。原則、前年度までに完了した課題の成果を、JAの営農指導員や生産者を対象にA4、2ページで紹介するもの。令和3年度は9本掲載。(令和4年度は7本掲載予定)
	ひと目でわかる新技術	農技研ホームページに掲載。原則、前年度までに完了した課題の成果の中で、一般の人でも興味をもってもらえそうなものを、わかりやすく紹介するもの。令和4年は2本掲載予定。(令和3年度までは新技術情報のみであったが、より広く情報提供を行うため令和4年度から新技術情報とひと目でわかる新技術に分けることとした。)
	研究報告	いわゆる研究論文。すべての完了課題について執筆するのが原則だが、その成果が独創的であり、新知見を含むか等の観点から審査を行い、執筆しない場合もある。農技研ホームページに掲載するとともに、大学等、他研究機関に発行情報を通知している。令和3年度は報文、短報等合計16本掲載した。
新聞に掲載	営農新技術	日本農業新聞に掲載。新技術情報等の内容をより簡略化し、技術の紹介をするもの。令和4年度は8本掲載予定。
講習会等の開催	成果発表会	当センターで取り組んでいる研究内容と成果を広く知ってもらうため、「埼玉県農林水産試験研究実施要領」の第7(研究成果の公表)に基づき、生産者、消費者、行政、普及指導などの関係者を対象に、年に1度開催している。 令和元年までは農業大学校を会場に集合形式で開催していたが、令和2年、3年はコロナ禍のため、web上での開催となった。
	成果説明会	各担当が主体となり、専門性の高い研究成果を直接産地の生産者や普及指導機関などへ伝えるとともに相互に情報交換を行うため、成果発表会と別に開催している。令和3年度は26回開催した。
視察受け入れ		生産者団体等から要望があった場合、研究現場等の視察と研究成果等について説明を行っている。令和2年、3年度はコロナ禍、家畜防疫上の懸念から、一部を除き受け入れを中止していた。

事例【県育成いちご新品種「べにたま」の導入】

1 背景

県内いちごの市場出荷産地では、主に「とちおとめ」と「やよいひめ」を栽培しているが、冬期の栽培管理の難しさや収穫不安定という問題を抱えている。

そこで、農業技術研究センター（以下農技研）では、収量性、輸送性、食味に優れた新品種「べにたま」を育成した。

農業革新支援担当は、各農林振興センター農業支援部（以下支援部）と連携して産地での普及拡大を目指している。

2 内容

(1) 農業革新支援担当は、品種登録出願前の平成30年度から令和2年度にかけて、現地栽培試験ほ場を定期巡回し栽培データの収集を行った。その際、生産者や支援部職員に対して、栽培技術指導を行い、生産者の技術力向上を図った。

また、県関係機関と連携して、生産・販売に関する体制づくりを進めた。

(2) 令和3年度からは、農技研及び支援部と連携して、定期的に巡回し、品種特性を活かすための管理指導を行っている。



現地指導の様子

3 成果

(1) 令和3年度より、加須市・吉見町（6人・35a）で「べにたま」の栽培が開始された。2市町とも、今後増加する予定である。

(2) 令和4年度からは新たに久喜市で生産が始まっている。他にも栽培を希望する産地や生産者は多く、今後も順調に生産者数が増加する傾向である。



出荷された「べにたま」

※ ・「とちおとめ」：栃木県農業試験場が育成、平成8年に品種登録された。

・「やよいひめ」群馬県園芸試験場が育成、平成17年に品種登録された。

(2) 公益社団法人埼玉県農林公社

①概要

公益社団法人埼玉県農林公社は、埼玉県農林業を振興することにより、地域社会の健全な発展と農地・森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としており、県が策定した埼玉県農林水産業振興基本計画（令和3年度～令和7年度）に掲げる「“みんな”に喜ばれ、“もうかる”農林水産業・農山村」を目指す取組を現場で実践・支援する団体である。

具体的には、上記各課における事業において述べている農地中間管理事業、基盤整備・営農支援等事業、見沼農業振興事業、青年農業者育成事業、森林整備事業、施設管理事業など、県における農林業施策の多くの分野において、その実施及び管理を支える法人である。農業部門にあつては、農地中間管理事業の一層の推進により、経営規模の拡大と生産性向上に寄与する農地の利用集積を進めることや、農業経営の合理化に資する公社営の基盤整備事業や農作業の受託、見沼田んぼ内の公有地の活用、次代の本県農業を担う青年農業者の確保・育成などを行っている。

また、林業部門にあつては、森林の持つ公益的機能の発揮や山村地域における就業の場の確保などに資するため、分収林事業や県営林の管理をコスト意識を持ちながら適切に進めたほか、企業・団体が行う森づくり活動の支援、林業労働力の確保の促進などを計画的に実施している。

そして、指定管理施設にあつては、農林公園、森林科学館、県民の森において、多くの県民の皆様がより一層農林業に親しみをもち理解を深めていけるよう、野菜・果樹の収穫や木工工作などの農林業体験の場を提供している。また、種苗センターにおいては、農業者等のニーズを踏まえた優良種苗の確実な生産供給を行い、それぞれの設置目的に即した運営・管理に努めている。

現場視察当日は、農地中間管理事業について実際に集積が進んだ農地を現場視察するとともに、種苗センターについて、詳細に現地の状況を確認した。

②種苗センターの概要

種苗センターの設置目的は「優良な種苗の育成等を行い、もって県内の農業の発展に寄与する」ことであり、県の優良種苗生産供給計画に基づき、水稻、麦類、大豆の原種や、ウイルスフリー苗等の生産・供給を円滑に進めるとともに、農業者からの委託による苗生産に取り組み、本県農産物のブランド化、生産拡大を支援するものである。



管理研修棟・ガラス温室



調整池から見た育成ハウス・パイプハウス



最新の環境制御・かん水設備のいちご高産増殖ハウス（2019.3月竣工）

1 水稲・麦類・大豆の原種生産

県奨励品種の水稲・麦類・大豆等の原種を安定的に生産・供給します。



水稲原種の田植え



麦類原種は穂での採穂(選種・麦穂の抜き取り)



大豆原種の収穫

※種苗センターで生産した原種は、県内の採種場等でさらに増殖され、生産農家に供給される仕組みとなっています。

2 野菜・花の原苗、梨の接木苗生産

いちご・りんどう・わけねぎのウィルスフリー苗、日本梨(彩玉)の接木苗を安定的に生産・供給します。



産出したランナー(いちご子苗)のポット受け



彩玉苗が育成したいちご「あまりん」



いちご秋苗の出荷準備(箱詰め)



りんどう苗の培養



わけねぎ苗の出荷準備(選別・袋詰め)



彩玉接木苗の誘引

(1)セル成型苗



フロッコリー苗



トマジー苗



ねぎチェーンポット苗の出荷

(2)接ぎ木苗



接ぎ木苗の植え込み



なす苗



接ぎ木苗の出荷準備

(3)ポット苗



パンジー・ビオラ苗の出荷



マリーゴールド苗の出荷



青パプリカ苗

(4)水稲箱苗



出荷直前の水稲箱苗(硬化苗)



水稲箱苗の出荷準備



出荷コンテナへの積み込み

施設の規模等	敷地面積約 5.6ha
施設の内容	ア 管理研修棟（事務室、研修室、会議室ほか）
	イ ガラス温室（りんどう、わけねぎウイルスフリー苗の育成）
	ウ 鉄骨ビニールハウス（いちごウイルスフリー苗の育成）
	エ 育成ハウス（成型苗、接ぎ木苗等の育成）
	オ 原種貯蔵棟（水稲、麦類、大豆の原種を低温貯蔵）
	カ その他の施設（ハウス管理棟、農機具資材棟、堆肥培養土棟）
施設の管理体制	埼玉県農林公社が埼玉県から指定管理者制度により受託管理
	協定期間 令和元年度～令和5年度（5年間）
	職員配置状況 13人が常時勤務

③ 種苗センターの事業実績（令和3年度）

ア. 優良種苗供給実績

区 分	品 目	品種名等	実績数量
主要農作物	水稲	彩のかがやき 他	4,613.2 kg
	飼料用稲	はまさり	16.0 kg
園芸作物	いちご	あまりん、かおりん 他	63,874 株
	なし	彩玉	715 本

イ. 受託育成供給実績

区 分	種 類	実績数量
成型苗	野菜・花き	8,774 トレイ
接ぎ木苗	野菜	1,430 本
ポット苗	花き・野菜	178,608 ポット
水稲箱苗	芽出し・硬化	9,106 箱

ウ. 年間利用者数

区 分	件 数	人 数
視察研修の受け入れ	3	19 人
会議室の利用	63	2,317 人

(3) 寄居林業事務所

①概要

寄居林業事務所は、管内の林業振興、普及・支援活動、森林の基盤整備、森林保全等に関する業務を行っている。寄居林業事務所の管内は、北足立郡市、比企郡市、秩父郡東秩父村、児玉郡市、大里郡市、北埼玉郡市、南埼玉郡市及び北葛飾郡市の45市町村である。区域総面積は220,685haであり、県土の58%を占めている。このうち、森林面積は22,833haで森林率は10%である。これらの森林は、主にJR八高線の西側、秩父山地の外縁部に位置する山地や丘陵地に分布し、スギ、ヒノキの人工林については、約半数が利用時期に達している。また、水源の涵養、地球温暖化の防止、山地災害の防止など公益的機能を持つ森林に対して、県民からの期待が高まっている。

そこで、森林を適切に整備して次代に引き継ぐため、間伐等森林整備の促進、木材利用の拡大、治山施設や森林管理道の整備、森林技術の普及や林業支援、県営林管理等の諸施策を実施している。平成27年度には森林研究室が設置され、県内全域を対象に森林・林業の試験研究を行うことになり、行政と普及、試験研究部門が一体化した組織となった。

②課題と実績

課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林整備の推進と皆伐・再造林の拡大 2. 県産木材の利用推進 3. 森林整備活動や特用林産物の振興 4. 公共工事の計画的執行と安全対策の徹底 5. 花粉症対策種子の増産 6. ニホンジカ被害対策のための技術開発 7. 森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税事業の実施
【3年度実績】	<ol style="list-style-type: none"> 1. 森林整備面積 281ha 2. 木材供給量 14,572 m³ 木造公共施設 1施設 3. 森林ボランティア活動支援 11団体 特用林産物等の放射性物質影響調査 88件 4. 上半期発注率 70% 工事現場における事故 ゼロ 5. 花粉症対策スギ発芽率 9～20% 6. 機材整備・捕獲柵の設置・食害地調査 7. 森林環境譲与税事業の実施に向けての支援 45市町村
目標達成への取組	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業体への事業説明（通年） 事業推進に係る指導（通年） 事業の実施と進捗管理（通年） 2. 事業主体との連絡調整・指導（通年）

	<p>市場情報の収集、提供、技術の支援（通年）</p> <p>県産木材の普及・PR（通年）</p> <p>3. 森林ボランティア団体の指導・支援（通年）</p> <p> 特用林産物生産者等の指導・支援（通年）</p> <p>4. 発注計画の作成（4月）円滑な発注（4～12月）</p> <p> 工事の進捗管理（通年）</p> <p> 巡回及び安全管理指導（通年）</p> <p>5. 森づくり課等との調整（通年）</p> <p>6. 生体の捕獲・放逐（6～3月）</p> <p> GPS装着個体の位置確認（4～7月）</p> <p> 簡易な捕獲技術の改良・試験（4～3月）</p> <p> シカ被害地調査・分析・対策の検討（通年）</p> <p>7. 市町村等関係機関への指導・支援（5～3月）</p>
--	---

現地視察において、寄居林業事務所所轄の森林の状況などの地図データを参照しながら確認することや、また、県産木材の利用に関して、以下のテーブルやSDGsに関する木工製品などを確認した。

埼玉県中央部森林組合は、持続可能な経済社会の実現に向けたSDGsの取組の一環として、SGEC森林認証を受けた森林のスギ材を用いた新製品を開発している。伐採期に達した大径木から、建築で用いる梁（はり）などを製材する過程で発生する細い材もフル活用していくことなどを目的にした商品開発を行っている。自然素材であるスギ材の持つ温もりや木目の美しさを活かしながら、プロテクト塗装で表面を強化したのが特徴で、環境配慮を意識したオフィス、公共施設からホームユースまで多様な場面での活躍が期待できる製品となっている。（参考価格：71,500円/1台）

寄居林業事務所に展示されているテーブルである。



神川町産スギ材の木目が美しい天板（プロテクト塗装）の折りたたみテーブル
シールドパネルは、ときがわ町産スギ材製
（問合せ、ときがわ町総務課）
スタッキングできるチェアは飛騨産業（株）の木材
圧縮技術を用いて県産スギ材で製作した試作品



